

「これにて一商賣して見よ。」

といふ。八郎右衛門其の錢を懷中して店を出て、夕刻に歸り來り、兄の前に二貫文出し、

「是れが今日の利益にて候。」

といふ。兄は大に驚き、其の商法を問へば、

「此の頃始めて當地へ着せし時、日本橋といふ所を通り過ぎ候が、噂に聞ける大江戸の日本橋、いかにも繁華にて、お侍の往來繁きを見候へば、柄袋刀の柄を被ひ、蓑皮かさかわ革にて造れる後靴しんぞう、雨雪を防ぐ袋。多くは旅行に用ふ。を買ひ求め、橋の上にて之を賣り候に、果して此の如き利益を得申候。」

と答ふ。兄は其の機敏に驚けり。

開店

八郎右衛門十八歳に及びける時、兄の命に従ひ、店を管理す。其の機敏驚くばかりなれば、兄も初の程は末頼もしく思ひ居たるが、餘りの賢さに恐れを懷きけるより、銀若干を與へ、國に歸つて商業を營むべしとて、

體よく暇を取らせ、たゞ三都内にては開店すべからずと命ず。八郎右衛門不快には思へども、兄の命なれば、已むを得ず故郷の松阪に歸り、其の銀を資本として稼ぎけるに、元來非凡の才物なれば、忽ちにして巨額の資産を作れり。

かくて三郎左衛門死去の後、再び江戸に出で、延寶元年、始めて商店を開き、屋號を越後屋と稱して、盛に呉服類を賣出だせり。是れぞ今の三越呉服店の前身なる越後屋にして、所も同じ駿河町なりける。

京都なる兄の三井家にては、此の事を聞き、三都内にて開店せざる約束に負くとして、故障を申込みけるが、こちらは兄の亡き後までの約束にあらずとて、取合はず、既に訴訟沙汰にも及ばんとしけるが、調停する者あつて和解し、爾來弟の家は益、榮え行くに引替へ、兄の家は次第に衰へ行きぬ。

新發明

今こそ現金掛直なしを標榜して客を引く商店尠からざれども、當時は皆掛賣なりしかば、正價よりも二割三割高く賣るが、一般の風習なり

き。此の時に當り、八郎右衛門は現金掛直なしの新法を發明し、賣品に正札を付し、他の商店に比ぶれば、格別の安賣を爲したり。

又當時は反物の切賣といふことなし。故に僅一二尺にて事足るものも、是非一反購求せざるを得ず。かくては購求者の不便少からざるべしとて、始めて切賣といふ事を爲せり。是れも亦當時に在つては、破天荒の新發明なりき。

かくて四十餘人の店員商品の部類を分擔して客に應接し、敏捷にして且懇切に商ひければ、越後屋の評判、忽ち江戸市中に喧傳せられて、誰れも彼れも皆こゝに集ひ來り、店頭常に火山を築けり。かゝる有様なれば、毎日平均百五十兩の利益を得たりといふ。當時の百五十兩は、中々の大金なり。

六十日爲替 此の頃上方の諸大名又は代官幕府の地方の役人にし、年貢等を掌る者。が、江戸へ金を送るには、皆飛脚を以て遞送せしが、道中の危険もあり、宿驛の煩累もあつて、其の不便尠からず。八郎右衛門は其の商業日々に盛にして、既に京

大阪其の他各都會の地に支店を有し居れば、爲替の法を仕組んで此の不便を除かば、幕府諸大名の便益なるべく、自己も亦大に利する所あるべしとて、こゝに始めて六十日爲替の方法を立つ。其の方法は上方の諸大名代官より金を受取り、六十日の後之を江戸にて幕府諸大名に上納するなり。此の事最も便益なれば、幕府も諸大名も皆悦んで用を命ぜり。

かくて八郎右衛門は上方にて受取りたる金にて吳服類を仕入れ、之を江戸に送つて賣却し、其の金を以て爲替に用ひ、其の間に於て莫大なる利益を得たり。三井家の資産を増殖せしは、此の六十日爲替の創設に關すること最も大なりといふ。

教訓

其の後八郎右衛門は京都に移住し、元祿七年、享年七十三歳にして歿りぬ。八郎右衛門に男子十一人女子五人あり。長男の子孫を「北の三井」と稱し、その他の子孫を「六角の三井・新町の三井・竹屋町の三井・出水の三井・南の三井」と稱す。此の如くにして三井家は六家に別れ、此の外に八郎右衛

門が養子の子孫二家ありしが、明治年間別に起りたる三家を合せ、今にては凡て十一家にして、北の三井を以て總本家とす。八郎右衛門常々諸子に教訓して曰く、

「孤。立。し。て。は。久。し。き。を。保。ち。が。た。し、一。同。協。力。同。心。し。て。家。を。守。る。べ。し。」

と。故に兄弟資産を共にす。八郎右衛門の嗣子八郎右衛門高平父の遺訓に従ひて家憲を定め、子孫をして之を遵守せしむ。

かくて三井家は幕府時代より公儀の御用達を勤め、王政維新の際にも御用金を辨じ、又公益慈善の事業にも幾多の寄附金を出せるを以て、世間の信用を得、遂に今日の盛運を見るに至れり。

二六 新井白石

家系

贈正四位新井白石、名は君美、通稱は勘解由、白石は其の號なり。

其の先を新田二郎と稱し、髪を削つて僧と爲り、上野の國荒居に居れり。因て遂に荒居を以て氏と爲し、が、後に新井に改む。其の後裔に勘解由といふ者あつて、常陸の國下妻の庄に移住し、其の子を與治右衛門正濟といへり。是れ則ち白石の父なり。正濟幼にして父母を喪ひ、邑人に養はれ、十三歳の時、國を脱して江戸に出て、長じて土屋民部少輔利直の家臣と爲りたり。

幼時

明暦三年正月、江戸市中大火の時、土屋民部少輔利直の邸も火災に罹りしかば、一族家臣を率ゐ、其の外孫にて、柳原なる内藤右近大夫政親の邸に寓居せり。其の二月、新井與治右衛門正濟、一子を擧ぐ。これぞ後の世にまで天下の偉人として人に知られたる新井白石にありける。白石大火の時に生れて、眉間に火の字の皺波あれば、主人利直奇異の思を爲し、「火の兒、火の兒」と呼びて之を愛し、利直の母も亦己れが孫の如くに愛して撫育せり。

白石生れながらにして岐嶷聰慧、凡兒に異なり。三歳の時、一日炬燵に入

つて、俯しながら上野物語といふ草雙紙を見て居けるが、やがて母にねだり、筆紙を求めて之を摸寫しけるに、十が一二は眞の文字もありければ、人々之を見て驚嘆せざるはなかりき。又四五歳の時、富田某といふ人、毎夜白石の家に來て正濟と共に太平記の評判といふ書を講じけるに、白石常に侍坐して之を聽き、深更に及びても其の坐を去ることなく、講じ畢れば、疑義を質問せり。又六歳の時、上松某といふ人、白石に七言絶句の詩一首教へて其の意義を説明せるに、直に誦誦せしかば、三首まで教へけるに、一々其の意義を會得して、之を他人に説明せり。

白石幼少の時より、字を書くことを好める上に、父も亦教育に心を用ひければ、九歳の時には、日課を立て、行草の文字を書き習はしめ、晝は三千字、夜は一千字書くべしと命ぜり。冬の短日には、其の課未だ終らざるに、日將に暮れんとすれば、西向なる竹椽に机を持出だして書終ふるを常とせり。又夜に入つて字を習ふに、睡氣催して堪へ難き折には、冷水を浴びて目を覺まし、其の課を終ふること屢ありき。

かくして字を習ふと共に庭訓往來、又は物語本草雙紙の類を讀み書きせるより、自ら文筆の道に達し、十歳前後には、父が人に贈る通例の書翰は、之を代筆し、十三歳の頃よりは、主人利直の側に在つて贈答の文を代筆せり。

自立 白石は自立の精神に富み、逆境に處して、艱難交、臻ると雖も、肯て他人に依るを屑しとせず。是れ天性然るが如しと雖も、一は父の訓誡に因れるなるべし。白石僅に物心つきし幼少の頃より、父これに教へて曰く、「男兒は、たい事に堪ふことを習ふべきなり。之を習ふべき事は、何事にもあれ、我が極めて堪へ難く思ふ事より堪へ始めぬれば、久しくしては、さのみは、難事と思ふ事はあるべからざるなり。」

白石は、深く此の教訓に感じたるものと見え、「我が後の人々、此の事は父祖の家訓なりと思ひて、萬の事に此の心得あらんこそ願はしき事なれ。」といへり。

白石が、自立の精神に富めることは、流浪の身と爲りたる時に於て、最も顯著なり。白石を子の如くに愛せる主人利直、一朝世を去つて、世子伊豫守頼直の代と爲るに及び、先代の臣にして、恩顧の者は、皆之を厭ひて遠ざく。是れに由つて白石父子も遂に永の暇と爲り、白石は主取りする事をも禁ぜられぬ。時に年二十一歳なりき。

白石流浪の身となりしかば、ある人寺小屋を開いて生計を立てよと勧めたれども、これに従はず、日々此處彼處に書を講ずる人を尋ねて、其の講義を聽聞し、只管學業を勵めり。かくて日を送りける中に、母を喪ひければ、今は年老いたる父と唯二人にて貧困の中に埋れ居たり。

こゝに白石の學友に河村某といふ者あり。其の父は當時才幹と豪富とを以て天下に知られたる河村隨軒なり。某一日來つて

「我が父、君を見參らせて、必ず天下の大儒と爲り給ふことを知り、我が亡兄の娘の候が、そをあはせ參らせ、黄金三千兩にて求めたる宅地を學問の

料に進らせたしと申し居れり。此の事、我が心より出でたるやうに申せとの事にて候。」

といふ。白石此の言を聞き、

「御芳志辱く存じ候。さりながら我れ昔ある人の申し、事を聞けるに、夏の頃、靈山とかに遊びし者、池に足を浸し居けるに、小蛇來つて幾度となく足の大指を舐めけるが、其の蛇漸く大きく爲つて、後には大指を呑むばかりに爲りぬ。其の人腰よりさすが^{たな}を取^た出^ただし、刃を上にして大指に當て、待つ。又來つて大指を呑まんとする所を、擧げさまに刺し斬りたれば、後さまに飛び去る程こそあれ、石走り樹倒れ、天地震動すること半時ばかり過ぎ、一丈餘の大蛇の、唇の上より頭の方まで一尺餘り斬られたるが、倒れ死にたりといひき。其の事の虚實は知らざれども、今申さるる事に似たる所の候なり。初め其の蛇の小さき程は、僅にさすがを以て斬りしものが、大きく爲りたる時は、一尺餘りの疵とは爲りぬ。我れ今貧窮の

身なれば、人の知れる者にもあらず、此の身のまゝにて、その亡兄の跡を續きなんには、其の疵尙小なるべし。若し申さるゝ如く、世に知らるべき儒生とも爲らんには、其の疵は、特に大になり候はん。三千兩の黄金を棄て、大疵あらん儒生と爲されん事は、謀を得給ひたりともいふべからず。又小なりとも、疵を蒙ることは、我れも亦願はしからず候。」といふ。

苦學

白石流浪の身と爲つて、殆ど饑餓に瀕すれども貧困を物の數ともせず、講學の外、更に餘念なかりき。かくて數年を経過せし中に、土屋家滅亡せしかば自ら他家に仕ふることも出来て、二十六歳の時、人の推薦に依つて時の大老堀田筑前守正俊の家臣と爲れり。然るに正俊歿して其の子下總守正仲家を繼ぐに及び、封祿大に減じて家臣を養ふこと能はざれば、仕を致して去る者多かりき。

白石長く流浪して大に苦み、漸く仕途に就きけるに、主家の不幸に會ひて

祿を賜はることも少ければ、又々貧困に陥りぬ。されども主家の不幸を見て俄に去るに忍びず、荏苒として歲月を送れり。仕の身とはいへ、暇多ければ、絶えず經史の類を涉獵して、其の學益、深博とはなりぬ。蓋し其の苦學は、今の書生の夢想だも爲し得ざる事なり。素より赤貧にして僅に饑餓を免れ居るに過ぎざれば、書籍とては一本もあることなく、皆人より借りては之を讀み之を寫し、獨自ら兀々として其の義を繹ひもとぬるに過ぎず。

こゝに此の頃新に徳川幕府に召出されたる儒官にして、木下順菴といへる人ありき。白石の友西山順泰は、其の門人なりしかば、順泰の紹介を以て、白石も順菴の門に出入することを得て、屢、教を乞ひける中に、正しく束脩の禮は執らざりしが、終には親しき師弟の間とはなりぬ。是れぞ白石が立身の端緒にありける。

白石堀田家に在ること十年にして、遂に暇を乞ひ、許されぬ。是れより先、父は歿り妻は疾くに迎へて子をも設けたれば、妻子を召連れ、堀田家を立退

きたり。其の時、家に餘れる資財を計りけるに、青銅三百と、白米三升とには過ぎざりき。白石之を見て、「よし、く、忽ちに餓うるまでの事もあらじ。」といひ、淺草の邊に借家して日夜講學を事とせり。

信義

順菴白石の才學兼ね備れるを見て、己れが嘗て仕へたる加賀の前田家に推薦せんと欲し、其の意を白石に傳ふ。こゝに白石の同窓の友に岡島某といふ者あつて、こは加賀の人なり。岡島一日白石に頼み、「我れは、本國に老母あれば、いかにもして先生の推舉を蒙り、國に戻つて前田家に仕へたく候。此の事を其許より願ひて給はらずや。」といふ。白石之を諾して順菴の前に進み出で、岡島が願望の程を詳に述べ、

「某は何れの國をも選ばず、彼れは老いたる母の居らるゝ國に候へば、某に代へて加賀へ薦められん事、某も亦望む所にて候。」

といふ。順菴此の言を聞き、

「今の世に誰れかは、かゝる事を申すべき、古人を今に見る」とは、是れ等

をやいふならん。」

といひ、白石が朋友に對する信義の篤きを賞して感涙を流し、やがて岡島をば、前田家に薦めたり。

甲府に仕ふ

生れて三十七年の間、艱苦に艱苦を重ねて磨き上げたる白石の才學は、時運來つて漸く其の光輝を發することゝはなりぬ。そは其の師木下順菴の推薦に因り、甲府に出仕せる事是れなり。

抑、甲府の三位中將綱豊といへるは、徳川五代將軍綱吉の兄綱重の子にして三代將軍家光の孫に當れる人なり。幼より學を好み、長じて道に志すこと益、篤ければ、老臣等良師を選んで、之を侍講に薦めんと欲し、先づ幕府の儒官林大學頭信篤に就いて、「よき門人あらば、給はるべし。」といひ入れたるに信篤「參らすべき者候はず。」と答ふ。こは全く幕府の手前を憚つての事なりけん。さらばとて、木下順菴に就き、之を求めけるに、順菴白石を薦めき。是に於て白石は、綱豊の侍講と爲り、食祿四十人扶持賜はることゝはなりぬ。

精勤 甲府の藩邸は櫻田に在り、白石の家は湯島に在つて、相距ること殆ど一里、風雨寒暑を厭はず、日々出仕して經史を進講し、進講畢れば、常に坐を賜はり、問に應じて聖人の大道、和漢の故事等につき、諄々として詳説せり。

白石は唯書を講ずるのみに止まらず、此の間詩經を講ずるが爲には、畫工に命じて鳥獸草木を畫かしめ、之を進呈して講學の一助に供へ、綱豊祖先の功業を追思して、之を輔翼せる諸家の系譜を知らんことを欲すれば、乃ち之れが爲に有名なる藩翰譜を撰んで之れを進呈せり。其他命に應じて著作せる書も尠からず。之れを要するに白石は、此の君こそ後來有望の器局なれと見込たるものと見え、心力を盡して輔導啓沃すること、頗る勤めたりといふべし。

家宣に信任せらる 白石が多年心力を盡して輔導せる綱豊は、寶永元年、終に將軍綱吉の世嗣と爲り、同じき六年、綱吉薨去して、將軍職を襲

ぎ、名を家宣と改む。是に於て白石は、食祿五百石賜はり、經史を進講すること舊の如く、且天下の政道につき、屢、封事を上り、其の所見を陳べけるに、素より師として尊信せらるゝ上に、其の言は、大中至正の公論なれば、用ひられざることなく、將軍の信任益々篤かりき。

尊王 白石の傳記中特筆大書すべきは、尊王の一事なり。そをいかにといふに、是れまで御歴代の皇子皇女は、皇太子の外、皆御出家あらせられしが、家宣將軍と爲るに及び、白石直に建議し、「匹夫にても子女あれば、之をして一家を成さしむるに、萬乗の君にして其の皇子皇女を皆剃髮せさせ給ふは、いかにも恐れ多き次第なれば、皇子は親王に立て參らせ、皇女は御釐降の事に爲し參らせずば、尊王の大義に背かれん。」とて、和漢古今の例を引いて詳論す。

家宣其の建議を採用して奏請に及びければ、終に時の上皇東山院の皇子秀宮中御門天の御弟をば親王家に御取立て相成りたり。是れ則ち閑院宮の御初代直

仁親王にぞあらせらる。其の御孫の兼仁親王、後桃園天皇崩御の時、皇子あらせられざりしかば、入つて大統を繼がせらる。光格天皇是れなり。かくて光格天皇より仁孝天皇・孝明天皇・明治天皇を経て今上天皇の御代とはなり給ひしなり。但し此の閑院宮の御取立は、單に白石一人の力にはあらず、家宣の御臺所は近衛家の姫君にて、其の父前關白近衛基熙公が、東山院御在世の砌、皇子を親王家に取立てたしと思召されし聖旨を奉體して、將軍に説かれたる事もあつて、彼此相待つて其の事は成就したるものなるが、兎も角も白石が、尊王の功績は著しといふべし。

朝鮮の信使來る 家宣新に將軍職を襲ぎけるを以て、それを賀せんが爲、朝鮮の信使將に來らんとす。此の時、白石命を奉じて驛傳・供給の制より進見・賜宴・辭見の儀に至るまで、古今を斟酌して之を改定し、之を數冊子と爲して上れるに、將軍皆之を嘉納せり。かくて正徳元年に、朝鮮の信使彌來りければ、白石は、從五位下に叙せられ、筑後守に任ぜられてこれが待遇の

事を掌ることゝはなりぬ。

抑我が國と朝鮮との好誼は、一旦太閤秀吉の時、破れけるが、徳川幕府起るに及び、再び隣好を修めけるを以て、彼の國の使節屢來れるが、當時は徳川幕府創業の際なれば、聘禮を講ずる暇もなく、遂には過禮の優遇を爲して我が國の體面を傷つくる事ありき。

白石夙にこゝに憤慨する所ありければ、今の時に當つて禮を正し好例を後の代にまで遺さんものと思ひ、さては將軍の命に應じて進見・賜宴等の儀を改定し、又選ばれて聘使待遇の命を蒙り、其の事を掌ることゝは爲りたるなり。されば此の一事は、白石が國家の爲に一身を犠牲に供へて畢生の智力を盡したるものなり。

此の度改定せられたる禮遇の大體は、當時朝鮮の事を掌れる宗對馬守義方を以て、豫め彼の國の信使に通達せり。信使の一行三百七十餘人、日を重ねて漸く大阪に來り、それより京都・名古屋・駿府を経て江戸の入口なる川崎

の驛に至れば、こゝに郊迎として見えたるは、即ち從五位下新井筑後守君美なり。其の日の扮装いかにと見れば、縁塗の烏帽子に、木蘭地重盛の傳に見ゆの水干狩衣を簡便にしたる物を着け、袴に括くわして、銀作の野太刀長太刀の一稱を佩き、儼然として控へたり。やがて郊勞の禮畢れば、信使を導いて淺草の本願寺に至り、こゝを旅館と定む。

かくて十一月朔日に、正使趙泰徳副使任守幹從事李邦彦の三使、將軍に進見せり。従前は隨官の上上官より國書を捧呈せしが、此の度は正使より捧呈せしむ。進見の禮畢り、一日隔て、宴を賜ふ。従前は徳川の三家をして伴食せしめけるが、此の度は其の儀を改め、宗對馬守義方を以て伴食せしむ。信使之を肯せず、従前の禮を用ひられんことを請ひけるが、白石固く執つて聽かず。既にして將軍出で、座に就きければ、人々色めきあへるに、三使尙我が言に従はざれば、白石懸河の辯を揮つてこれと論ずること半時はかり、三使辭屈して遂に我が定め儀に従ひぬ。

白石は、一意國家の爲を思ひて忠節を盡しけるに、當路の有司等、初めより舊例を改むることを悦ばず、謗議喧然として起りければ、白石嗟嘆して、「いかにかくまで我が國の恥ある事を知れる人なき世とはなりぬらん。」とて、信使の江戸を出發せる日、直に書を上つて身の暇を乞へり。將軍大に驚き、懇に之を慰藉して、「人言を顧みず、尙此の上にも忠勤を勵むべし。」とて、此の度の勸賞にとて、所領の地五百石増し賜ひければ、白石感泣して君恩の辱きを謝せり。

退隱 白石家宣の知遇を得て、言行はれ計用ひられければ、益精を勵みて天下の爲に努力しけるに、惜いかな家宣は在職僅に四年にして薨去せり。白石の悲痛落膽知るべきなり。既にして幼君家繼嗣きて立ちければ、白石これに事ふること前代の如くなりしが、是れも亦數年にして薨去し、紀伊權中納言吉宗入つて將軍職を襲ぎたり。

此の時、前代の重臣皆職を罷められければ、白石も今は世に望みなく、潔

く身を退けたり。時に年六十。是れより後は、門を杜ち客を謝して、日夜讀書を以て樂とし、享保十年、六十九歳にして歿りぬ。

著書

白石は、非凡の腦力ありたる人と見え、博覽強記にして、經傳百家の書はいふも更なり、洋學にも通じ、最も和漢古今の典故に精しく、政治・經濟・地理・歴史より、詩文の道に至るまで、悉く研鑽して其の蘊奥を極めざるはなし。此の非凡の腦力と豊富の學力とは、發して著書と爲り、惠を後昆に貽せり。其の書凡て二百餘種、古今著書の多きこと白石の右に出づる者なし。

二七 大石良雄**凶變**

元祿十四年の春三月、勅使江戸に下向せらる。こは當時の常例として、毎年正月幕府より朝賀を申上ぐるに對し、天朝よりも勅使を江戸へ差

下されて、將軍家を御訪問あらせらるゝ爲なり。此の時幕府に於ては、特に御饗應掛を命じ、鄭重に款待し奉る例なりけり。されば此の度は播州赤穂の城主淺野内匠頭長矩・豫州吉田の城主伊達左京亮宗春に御饗應掛を命じ、これと同時に高家公家と武家とに渉る事務を掌る家柄の筆頭吉良上野介義央・大友近江守義孝にも御饗應掛を命ぜり。長矩は是れ等の禮式に嫻はずとて、一旦辭退しけるが、吉良上野介は老功の者にて、諸事心得居れば、彼れと打合して勤めらるべしとの老中の勧めにより、止むことを得ずして其の命に従へり。

然るに此の上野介といへる人は、四十餘年間幕府に仕へて、今年六十一歳、是れ等の禮式に練達して、いかにも老功の者には相違なけれども、其の人と爲り、貪慾極りなき小人なれば、此のやうなる儀式の時には、いつも同列の諸大名より賄賂進物を貪つて手引しけるに、此の度御饗應掛となりたる淺野内匠頭長矩は、今年三十五歳、血氣盛にして、短慮一徹の殿様なる上に、素より清廉潔白の性質なれば、賄賂進物を用ひて御役を勤むるなどい

ふ事は知りもせず、よし、知ればとて、之を用ふるを屑しとはせざるなり。されば何事にも打合す度に侮辱せられぬ。されども大切なる御役向と思ひ、堪忍に堪忍して三月十四日に至りぬ。此の日は將軍家に於て、勅語に奉答する大切の日なれば、諸大名悉く衣冠束帯にて登城せり。

當日御饗應掛の人々は、松の廊下に控へて、勅使を待ち受け奉りぬ。内匠頭何か打合す事あつて、上野介に問ひ合せけるに、又々侮辱せり。此の時もチツと堪へたるが、再び問ひて再び侮辱せらるゝに及び、積日の慙憤胸を衝いて一時に迸發し、今は堪忍囊の緒も切れたるにや、大喝一聲

「己れッ」

といひ様腰なる小刀抜く手も見せず、上野介が頭上目掛けて切りつけ、二の太刀を揮つて肩先より背中へ掛けて切りつけたり。されども間少しく隔りたる爲、薄手を負はずのみなりき。不意の出來事、城中上を下への大混雜、兎角する内に人に抱き止められて、鬱憤を晴すこと叶はざりき。此の時の將軍

は、英明の聞え高き五代將軍綱吉なり。此の凶變を聞いて大に激怒し、大不敬の罪を以て、即日内匠頭に切腹を命じ、赤穂五萬三千五百石の領地を沒收し、上野介は御構なしとの宣告を下せり。内匠頭の弟大學長廣兄の亡軀を引取つて之を淺野家の菩提所なる高輪の泉岳寺に葬れり。國亂れて忠臣見る。淺野家滅亡の時に當り、こゝに末代までも日本武士の典型と稱せらるゝ四十七人の忠臣義士輩出して、其の首領は即ち大石内藏助良雄なり。

家系

良雄は播州赤穂の人なり。先祖は天慶の亂の時、相馬の將門を誅して其の名を知られたる鎮守府將軍藤原秀郷なり。子孫世々近江の國栗太郡大石の莊を領して、こゝに居住せるより、終に大石を以て氏と爲すに至れり。良雄の曾祖父を内藏助良勝といひ、始めて淺野家に事へて家老職と爲り、一千五百石を食めり。祖父を内藏助良欽といひ、父を權内良昭といへり。良雄十五歳の時、父歿りければ、祖父の養子と爲り、十九歳の時、祖父も亦歿りければ、跡目相續して内藏助良雄と稱し、國に在つて城代家老の要職に就

けり。

人格 良雄は人と爲り寛大にして物事にコセツクことなく、而も其中に毅然として犯すべからざる威嚴ありき。こは良雄が天性然らしむる所なれども、一つには修養の力に因れるものなり。良雄は幼少の時より文武の道に志し、當時赤穂に賓禮を以て待遇せられ居りし山鹿素行の門に入つて勉強し、其の薰陶を受けたること尠からず。又良雄は長じて京都に遊び、當時有名の大學者伊藤仁齋の門人と爲り、論語を研究せり。これに就いて面白き話あり。ある日良雄仁齋の講筵に侍し、講義を謹聽せしが、やがて居眠を催し、ユクリ／＼と首を低る。同列の聽講者之を見てクスリ／＼笑ひ居たるが、講義終つて良雄の去れる後、人々口を揃へて

「彼れは何といふ懶惰生なるぞ、居眠むる位ならば、最初より聽講せぬこそよけれ。」

と罵れり。其の時仁齋衆を戒め、

「いなとよ、諸士妄りに彼れを罵ることなかれ、予熟く彼れを見るに、彼れは

凡庸の器（たがひ）にあらず、必ず大事を成すに堪へん。」

といへるが、果して其の明に負かざりき。

元來良雄は實踐躬行を旨とする人なり。故に講義を聽いても其の大要を會得すれば、それにて足れりとするものにて、既に大要を會得したる故、其の他は聽くに及ばずと思ひ、終には居眠を催したるなるべし。仁齋の眼力も高けれども、良雄の居眠も亦偉しといふべし。今の學生諸子も果して良雄の見識あらば、居眠も可なれども、其の見識なくして、たゞ眞の懶惰より催す居眠ならば、それこそ最初より聽講せぬがよろし。

良雄は此の如く文武の道を講じたる上に、風雅の道をも心得、閑暇あれば、畫をかき花を愛せり。畫は狩野氏信に學び、中々上手に書いたりといふ。花は牡丹を愛し、嘗て親しき人に書を寄せて花品を評論したるに、見る者其の風流に感じ合へりといふ。

恭儉 良雄は堂々たる國家老なり。華奢風流を事とする元祿時代の事なれば、一般に衣食に贅澤を極めたる時なるに、良雄は則ち然らず、藩邸に出仕するにも、古袴を穿ちて少しも頓着せず。又途中にて若黨仲間の輩に出會ひ、彼れ等御家老の御通行なりとて、土下坐して敬意を表すれば、こちらも丁寧にあやまらして、少しも驕り高ぶる氣色なかりきとぞ。又ある日來客ありしが、折節夕飯時なりしかば、客と共に膳に向ひけるに、其の御馳走は、一瓶の酒と**葦雞炊**とのみなりしかば、客も驚きたりといふ。

晝行燈 良雄は前にもいへる如く寛大にして物事にコセツカざる故、一見したる所にては、ウスノロク見ゆるより、世人其の大人物なる事を知る者なく、主人の内匠頭も亦之を疎んじ、要職には居れども、何事をも相談することなし。されば誰れいふとなく良雄の事をば「晝行燈」と**綽名**せり。晝行燈、狀し得て妙なり。其のボンヤリとしたる所、目に見ゆる心地す。

會議

さても元祿十四年三月十四日、江戸城にて凶變起れる時、大石内

藏助良雄は赤穂に在城せり。凶變の原因、君侯の切腹、主家の斷絶、悉く急使の報告に依つて知れり。人は平穩無事の時に在つては、賢も不肖も豪傑も懦夫も、無差別なれども、かゝる大事變に臨み、始めて其の器量判明す。此の時に當り、晝行燈は忽ちに其の光輝を發し、煌々としてあたりを拂へり。良雄は猛然として意を決し、即日藩士一同の總出仕を命ぜり。藩士も既に此の凶變を傳聞し居れば、我れも我れもと出仕す。其の人員二百餘名と注せられぬ。良雄屹度威儀を正し、沈痛なる語氣を以て、左の如くいへり。

「今度云々の原因より云々の結果を生じ、我が君には御切腹あらせられ、御家は斷絶、續いて城池をも召上げらるゝ事必定なり。是れ素より我が君の御心得違とは申しながら、畢竟するに事の起は上野介殿が君を侮辱せられたるが爲なり。君辱めらるれば、臣死するは常の習なれば、死は素より難からざれども、死に處するは難し。方々の御意見承りたくこそ候へ。」
一座憂に沈み、水を打つたるが如くにして、暫しは一言を發する者もなかり

しが、やがて一隅より

「君侯の讎敵上野介殿、御咎もなく其のまゝに生存せらるゝとならば、我れ等一同是れより江戸表へ馳せ上り、上野介殿の御館に討入つて首級を上げ、君侯の鬱憤を晴し参らせん。」

といふ者あれば、又

「事既にこゝに至れば、藩祖以來居住せられし此の城池、何とて闇々と公儀御役人に開け渡すべき。公儀御役人臨まれなば、一戦して城を枕に討死し、先君に地下に追ひ着き奉らん。」

といふもあり。議論百出して容易に一致すべくも見えず。それより三日間引續いて評議を凝しけるが、良雄は態と日を延ばして裁決せず。そは此の間に人心の向背、忠奸の區別、勇者と怯者との品定めして、然る後飾ひ上げたる一粒選ひとつぶらの人々と進退を共にすべしと思へるものゝ如し。優游ゆうゆう迫らざる大人物にあらずしては、到底、こゝに出づること能はず。三日目に至り、良雄始め

て其の意見を述べたり。

「方々が先君の爲に讎を復せんとなさるゝも、城を枕に討死せんとせらるるも、一應御尤にはあれど、人臣の分として、此の際尙國に盡すべき一事あり。そは外の事にもあらず、幸に御舍弟大學殿おはしませば、我れ等一同此の城に楯籠り、死を決して公儀に嘆願し、たとひ小祿なりとも大學殿を跡目相續者として、主家の祀を存せらるゝやういたさば、我れ等人臣の職責を塞ぐに足らん。此の嘆願若し御許容なき時は、其の時讎を復すとも城を枕に討死すとも遅かるまじ。方々の御意見いかに。」

と諮ふ。こゝに大野九郎兵衛といへる人ありき。此の人は吏才に長じ世事に達し、小利口なる人物なれば、主人にも氣に入り、重く用ひられて家老職に在りたり。此の時進み出で、

「そは甚だ以て穩當ならず、城に楯籠つて嘆願するは、嘆願にあらず、嗷訴あうそ衆人黨を組んで、勢をなり。かくては謀叛の御咎を蒙ること必定なり。此の際借りて訴訟すること。」

大石良雄

は穩に本城を開け渡し、然る後謹んで御跡目の事を嘆願する外候はず。」
「アイヤ、其の議然るべからず、士の守る所は唯義のみに候。士にして義なくば、士と申すべからず。今此の大事に臨み、死を畏れて闇々と城を開け渡さば、天下之を何とか申すべき。五萬三千石の大名にして、一人の君國に殉する者なくば、赤穂に人なしといはれ、先君並に御祖先を辱むること幾何に候ぞ。」

九郎兵衛尙も言を左右に托して此の議を沮まんと爲し、が、原惣右衛門に一喝せられて狐鼠々々と退城しければ、衆議一決して、一同籠城の上、哀詠嘆願といふ事に決定し、良雄は急使を江戸表へ走らせ、哀願せしめたり。

真意 赤穂籠城の風説、忽ち四方へバツと傳はりければ、四隣の大名は幕府の命を奉じて境上に壓し來らんとし、城請取の一行は程なく來らんとす。是に於て良雄は又々會議を開けり。會する者一會は一會より減じ、彼の大野九郎兵衛などの一類は皆出席せず、此の日出席せし者、僅に六十一人に

過ぎず。良雄一座を顧み、

「方々、御當家の御恩を忘れず、こゝに會合せられたる段、内藏助満足に存ず。さりながら城請取の來らるゝこと眼前に逼れる今日に當り、此の有様にては、いかに致し申すべき。天下の大兵を引受けて戦はんには、縦ひ一藩力を戮せて籠城すとも猶一箇月をも支へがたきに、此の少人數にては一日も覺束なし。徒に事を起して天下の物笑とならんよりは、寧ろ城請取の來らるゝを待ち受けて、お互の意見を上申し、一同潔く城上に切腹して君國に殉する方宜しからずや。方々の御意見いかに。」

と問ふ。一同口を揃へ、

「それより外に致し方これなく候はん。」

良雄は此の言を聞き、

「さらばこゝにて盟約を立て血判せらるべし。」
とて、一巻の連判狀を取出せり。孰れも我れ劣らじと筆を執つて姓名を自署

し、血判を据ゑて之を良雄の前に差出せば、良雄は悦んで之を取收めたり。良雄は最初に籠城説を唱へ、次に殉死論を發し、それにて衆人の意向を試み、彌、殉死と決定して、神文に血まで濺ぎたるからには、慥に死生を共にするに足るべしと思ひ、こゝに始めて其の眞意を發露せり。既に連判狀を取收めたる後、言葉を改め、

「今日唯今、方々の御忠節を認め、感激の至りに堪へず候。就いてはこゝに方々と改めて御内議を凝らしたき一事こそ候へ。先君の御爲に、殉死するは、最も易き事には候へども、不俱戴天の君の讎、上野介殿を其のまゝに差置き、殉死いたすは、いかにも殘念なり。お互に心を協せ力を戮せて讎を復し、君の御鬱憤を晴し參らせ、然る後相果て候はいかに。」

一同雀躍して悦び、異口同音に賛成の意を表せり。かくて彌、復讎と決定せしが、こゝに至るまでの良雄の苦心いかにばかりなりしか測り知るべからず。

開城

哀願使は江戸表に往きたるが、使命を果さず、反つて淺野家の親

族戸田采女正氏定及び大學長廣の兩人より、穩に開城すべしといへる二通の諭告書を携へて歸り來れり。良雄又々大集會を催し、諭告書を示して、今は致し方なし、穩に開城して城請取の役人に主家の再興を嘆願するより外に道なしとの意を述べたり。こは例の復讎の密約あれば、今は開城に重きを置かざればなり。故に其の心を酌み取りたる同盟の人々は皆之を承諾せり。然るに大野九郎兵衛などは、此の密約を知らざれば、それ見た事かといはぬ計りに笑ひ居れり。

さて彌、開城と決したるについては、藩士の處置、民政の殘務等種々雑多の事あれども、之を咄嗟の間に處分せざるべからず。大才大器量の人にあらずしては爲し得らるべきことにあらず。良雄は部下同志の諸士に命じて、それそれに處分せしめけるが、こゝに最も困難なりしは、金の配當即ち國庫金を藩士へ分配する一事なりき。良雄は祿高の高下を問はず、平等に配當すべしと主張しけるが、大野九郎兵衛これに反對し、小人共大多數を以て祿高の

高下に準じて分配すべしとの説を成立せしめ、九郎兵衛は金を得て其の夜の中に何處ともなく逐電せり。これとは反對に江戸邸に在りし堀部安兵衛・奥田孫大夫・高田郡兵衛の三人は良雄と共に籠城せんとして、赤穂へ馳せ着けるが、開城と聞いて大に憤慨せり。良雄之を諭し、

「身を捨て、國に報ゆるは、必ずしも今日のみには限らず、一旦こゝを立退くとも、其の中自ら身を捨つる時もあるべし。」

と告ぐ。三人稍其の意を解し、さらばとて良雄の意見に従ひ、江戸へ引返せり。

兎角する内に城請取の副使たる目付役荒木十左衛門・榊原采女の一行來着せり。良雄之を出迎へて城内隈なく見分せしめたるが、其の掃除の行届きたる、群臣の節制を守れる、整然として一絲紊れず、是れが亡國無主の孤城かとは思はれざれば、兩副使は深く感嘆して、「内藏助は一箇の城代家老として君國を辱めざる天晴の者よ。」といへりとなん。

かくて良雄は兩副使に向ひ、主家再興の執成を哀願しけるに、兩副使快く之を諾ひたり。兩副使の下見分終りたる翌日、正使の一人播州龍野の城主脇坂淡路守安照一隊の兵を率ゐて赤穂城下に至り、追手に陣取れば、同じく正使の一人備中足守の城主木下肥後守利康も一隊の兵を率ゐて至り、搦手に陣取れり。良雄命を下して一時に城門を開かしめ、二正使・兩副使を本丸の大廣間に請じ、豫て整頓し置きける諸記録を捧げ、こゝに開城の式を終へたり。

山科の隱栖 主君を失ひ本城に離れたる一藩の諸士は、俄に天竺浪人と爲り、四方に離散せり。良雄は開城の公務終りたる後、始めて一家の私事に及び、屋敷を取片づけ、家族家來共を率ゐて山城の山科に引移れり。

是れより先、赤穂開城の時、良雄の哀願を容れて、江戸に歸れる目付役荒木十左衛門は、良雄の誠意に感じ、淺野家再興の事につき、其の筋々に奔走して盡力し、其の顛末をば特使を以て山科に報じ來れり。良雄は其の厚意を

謝せんが爲、且は江戸在住の急進黨が早く復讐せんとの矢の催促を宥めんが爲、一旦江戸に赴き、用を辨じて再び山科に戻れり。

義央の隠居 十二月吉良上野介義央隠居して、其の子左兵衛佐義周家督を相續し、屋敷易を命ぜられて、今まで住みし吳服橋内より本所松坂町二丁目に移れり。こは良雄等義士の爲には天祐ともいふべきなり。何となれば、吳服橋内は丸の内にて、之を襲ふことは極めて困難なれども、本所は全く廓外なるを以て討入り易ければなり。

されば吉良家に於てもこゝに引移りしより一層用心しけるが、特に上野介の子にして、上杉家の養子と爲りたる上杉彈正大弼綱憲は、萬一赤穂浪人の爲に父上野介の首級を取られたりとあつては、謙信公以來世に聞えたる弓矢の名譽も一朝にして消滅せんとして、數多の勇士を選抜して、本所なる吉良邸を警衛せしめたり。良雄が復讐に就いて焦心苦慮したるも、畢竟はこれが爲なり。

亂行

こゝに上杉家の家老に千坂兵部といへる俊傑ありき。「内藏助程の者が、阿容と城を開け渡して、此のまゝに朽ち果つる筈なし。必定何か企つる事あるべし。」とて、數多の間者を上京せしめて、良雄の一舉一動を伺はしむ。此の事早くも良雄の耳に入りぬ。良雄は山科に家屋敷を求め、田地を購ひ、田舎老爺と爲つて一生を送るが如く装ひ、敵に油斷せしめんと計りたるが、今は是れだけにては敵を欺くべからずと思ひ、さては心にもなき亂行を始めぬ。ある時は藝者禿などに取巻かれ、人の群集する中を徘徊して、人目も憚らず、あらん限りの狂態を演じ、又ある時は酒に酔ひ倒れて路傍に打臥し、鼾聲高く寝入りければ、是れが元の赤穂五萬三千石の國家老大石内藏助かとして、京童にまで嘲り笑はれぬ。彼の小學讀本に見ゆる烈士喜劍が良雄を罵りたるも此の時の事なり。此の様子を見たる上杉の間者もこれにはまんまと誑されて、これならば大丈夫と安心して皆江戸へ引揚げたり。

主税の忠孝

良雄に四人の子供あり。長を主税良金といふ。夙に武藝を

學び、又父に就いて文學をも修め、人と爲り英邁にして氣概あり。此の時僅に十五歳なりしが、身長五尺七寸、堂々たる偉丈夫なり。

良雄は上邊こそ埒もなく遊び暮し居れ、是れは敵を欺く奇計、内心には大學氏の閉門も其のまゝにて、主家に對する恩命の程も覺束なければ、今は彌活動せざるを得ずと思ひ、一日主税を書齋に招き、容を正してさていへるやう、

「御身も最早十五歳、一人前の男となりたれば、義理の辨わきまもあらん。依つて今父が申し聞ける事、よく氣を留めて分別せよ。凡そ人道は忠孝を以て大本と爲す。此の父は先君の御厚恩を受けたるを以て、死を以て之れに報い奉らんと存ず。御身は父と共に忠義の爲に身を捨つる心はなきか。親として子に死を勸むるは忍びざる所なれども、大義の爲には致し方なし。されど強ひては勸めず、若し意に適はずば、母と共に豊岡に遣はさん。よくよく分別して返答せよ。」

といふ。主税は恨めし氣に父の顔を見上げ、

「父上には何故さやうに御情なき言仰せ聞けられ候や。主税不肖には候へども、日頃の御教訓により、大義の一端は辨へ居り候。何とて君父に負き、不義の名を取り申すべき。願くは父上と御一所に死に就き、父上の御名を汚さざるやう仕りたく候。」

と潔く答へければ、良雄は之を聞いて、ハタと手を拍ち、

「ア、よくいつたり、それでこそ我が子なれ。」

とて、嬉し泣に泣きたりといふ。

かくて良雄は更に内室を呼び寄せ、不意に離縁を申渡せり。こは上邊は放蕩に身を持ち崩し、妻に厭きたりとして、無情の離縁、其の實は連坐の罪を免れしめんが爲の有情の訣別、良雄の苦衷果していかなぞや。此の内室といへるは、但馬の國豊岡の藩主京極家の家老石東源五兵衛の女にて、賢夫人なりければ、夫の心の底を推し測り、託せられし三人の子供を引連れ、別を告げ

て悄悄と出で行きぬ。此の妻子の後姿を見たる良雄は、腸九回して斷れんばかりの思なりけん。

決心 内匠頭の舎弟大學長廣は、凶變以來久しく閉門して、淺野家再興の恩命を待ち居りしに、翌年七月十八日に至り、終に淺野家の本家松平安藝守綱長に預けられ、藝州廣島表へ遣はされぬ。こゝに至つて家名相續の望は全く絶えたり。良雄は愈事を擧げんとするに臨み、萬一心變りの者ありてはと思ひ、同盟の士貝賀彌左衛門・大高源五に旨を含め、豫て手許に收め置いたる連判狀を渡して、同盟の人々を歴訪せしむ。

二人は各方面を尋ねて一々其の居所に就き、良雄の意を傳へて、大學殿には、此の度の御始末、かくなる上は最早主家再興の望もなし。折角取結びたる盟約なれども、一先づ取消され、御銘々に一身の振方をつけらるゝこそ宜しかるべけれ。」といひ入れたり。此の言を聽いて喜ぶもあれば怒るもあり。喜ぶは腰拔、怒るは烈士。怒る烈士には、「實はかくして腰拔を飾ひ落す

計略なり。」とて實情を明し、選りに選りたる者四十六人、良雄を合せて四十七士なり。

討入の用意 是に於て義士の面々は、人目を忍びて一人二人別れ、江戸を指して出發せり。良雄江戸に到着するや否や、密々に諸士を聚めて討入の評議に及び、先づ敵狀を偵察せしめ、又上杉家の援兵來らば、それに應ずる進退駢引に至るまで、豫め其の方略を定めたり。加之討入の時の心得十三箇條を定めて、之を人々に心得さする等、其の用意至れり盡せりといふべし。

各方面より探り得たる情報に據れば、十二月十四日、吉良邸に於ては、年末の茶の會の催あり、又上野介は、年内に麻布なる上杉邸に引移るといふ事なり。されば此の十四日の夜こそ事を擧ぐるに最屈竟の吉日なれとて、こゝに討入の期日は決定せり。

兎角する中に彌、十二月十四日とはなりぬ。恰も此の日は、内匠頭の忌日

なれば、人々大に勇み立てり。先づ亡君の御尊靈に御暇乞すべしとて、大石良雄を始めとして重立ちたる者十餘名、打揃うて泉岳寺に参詣し、墓前に跪いて今宵の捷利を祈念し、やがて寺の一室を借り受け、こゝにて討入の密議を凝せり。良雄諸士に向ひ、

「一般の方略は既に決定いたし居れば、諸士も心得居る筈なるが、こゝに今取極め置きたきは手分なり。總勢四十七人、之を二組に分ち、一組は拙者之を率ゐて表門より攻め入らん。一組は方々の御助勢に預り、忝主税に率ゐさせて裏門より攻め入らすべし。さて目指す敵は上野介殿一人なれば、逃ぐる者は追はず、双向ふ者は打留めよ。屋内へ切り入る者、屋外に備ふる者、それ〴〵手分すべし。備ふる者も戦ふ者も同功一體なれば、先を争ふべからず。夜中の事なれば、山と川との合辭を用ひ、同士打すべからず。今夜丑の上刻今の午前二時前までに定めたる場所へ集合すべし。此の旨方々より諸士へ御傳へ下されたし。」

と命ず。一同承引して晝頃泉岳寺の門を出でたり。

義士の集合

定めたる集合の場所は、吉良邸の近傍なる堀部安兵衛の宅、杉野十平次の宅、及び神崎與五郎前原伊助合宿の宅なり。義士の面々は約束を違へず、定め時刻に三箇所へ集合せり。此の四十七士の中年齡の最も高きは堀部安兵衛の養父堀部彌兵衛金丸にて、七十六歳、最も若きは大石主税にて十五歳、總大将大石良雄は四十四歳なりき。銘々に携へ來れる風呂敷包を解いて身仕度に及べり。其の扮装ひょうさういかにと見れば、下には鎖帷子を着込み、上には定紋付の黒小袖を着、手には臂鎧うでよろいを着け、足には脛當すねあて、伊賀袴俗に裁着たぢつけといふを穿つて草鞋を履みしめ、小袖の上に黒羽織を被ひ、兩の襟えりに白布を縫ひ付け、これに「淺野内匠頭家來何の某」と記し、上より褌たすきを掛け、兜頭巾を戴いて、前立の上にはいろは四十七文字を銘々に一字づゝ雕り付け、戦友の印と爲せり。かくて手に〴〵武器を携へ、突立ち上りたる武者振、最も凛々しく見えにけり。

討入 仕度の整へる頃、定めの時刻來れり。いざとて出發の命を下せば、三箇所に集合せる面々合して隊伍を組み、肅々として立ち出でぬ。頃は元祿十五年十二月十四日の夜半、折しも昨日の大雪は、道を填めて白皚々たる銀世界、雪は既に止んで月光牙へ渡り、見渡す限り眞晝の如く見え透いて、夜討には屈竟の時なりけり。人々打悦び、是れ偏に先君御尊靈の冥助なりとて勇氣一層引立ちたり。程なく吉良邸の門前に至れば、良雄衆を止め、「方々、豫ての約束に従ひ、亡君の尊靈を慰め奉るは、此の一舉に在り。奮勵せられよ。萬一敵を討ち漏す事もあらば、火を掛け猛火の中に腹掻き切つて、潔く死せん。」

と訓令す。是に於て一隊忽ち二組に別れ、表門・裏門より犇々と押し寄せたり。表門は流石に高家筆頭の構とて、容易に破壊すべくもあらず。「それ乗り越せ」との號令の下より、二挺の竹梯子投げ掛け、大高源五・小野寺幸右衛門・吉田澤右衛門の面々我れ劣らじと駈け登れば、七十餘歳の堀部彌兵衛まで

攀ち登り、見る／＼二十三人盡く屋根の上に登り、ひらり／＼と身を躍らせて門内へと飛び下りたり。

飛び下ると共に四十七人連名の「淺野内匠頭家來口上書」といへる書付を狀箱に入れ、それを竹竿に結び付けて玄關の眞正面に樹てたり。こは夜襲の趣旨を記したる宣言書にして、後日公儀より檢視ありたる時、閱覽に供へんが爲なりき。之を樹つと同時に

「淺野内匠頭家來共、亡君の鬱憤を散ぜんが爲、上野介殿の御首申受けたく候て推參仕れり。」

と聲々に呼ば、つたり。吉良邸の人々此の聲に眼を覺し、上を下へと騒動す。義士の面々それといひさま玄關の戸を打破り、ばら／＼と走り入る。此の時宿直せる吉良邸の家來、追取刀にて此處彼處より起き出で、こゝに室内戦は始りぬ。切り結ぶ劍の響、戸障子の摧くる音、婦女子の泣き叫ぶ聲、悽慘たる光景を描き出だせり。武林唯七は奥深く切り入つて、吉良の當主左兵衛

佐義周の居間へ切り入つたり。義周當年十九歳、健氣にも薙刀取つて出で向へり。されども勇猛絶倫なる唯七に敵すべくもあらず、一二合切結ぶ中に、額を擦られて薙刀投げ棄て、這々の體にて逃げ入りぬ。

さて又裏門に向へる面々は、大石主税良金を總大將として、吉田忠左衛門之を補佐し、表門の面々に後れじとて打掛りぬ。此の門はさほど堅固にあらざれば、豫て用意し來れる鉞大槌を以て忽ちに打破つて攻め入つたり。堀部安兵衛は、裏門より討入つたる一人なり。彼れは音に聞ゆる強の者、手に大太刀を提げ、當るを幸に薙ぎ立て切り捲りければ、これに敵する者一人もなし。不破數右衛門も亦劍術の達人なり。三四人の敵を切り倒し、尙も進んで奥深く攻め入りたる時、吉良家隨一の勇士と覺しき者に出で遭ひ、切り結びたり。流石の數右衛門も數箇所切り付けられけるが、幸にも鎖帷子を着込みたる爲、身には微傷をも負はざりしが、敵は素肌なりし爲、終に切り倒されぬ。數右衛門刀を拭うて其の刃を視れば、鋸の如くなり居りたりといふ。

戰のいかに激烈なりしかを察するに足らん。

裏表より攻め入つたる二組の義士は合體せり。各目指す敵は上野介一人なり。且戦ひ且搜索すれども未だ見當らず。やがて上野介の寢所に亂れ入つて之れを見るに、夜具は蛻の殻なり。手をさし入れて見るに、其の溫氣未だ冷めず。さては此處を脱け出でたりと見ゆ。まだ遠くへは遁れまじ、それ探せ。と八方に手を分ち、邸内隈なく探しけれども、搔い暮れ影も形も見えず。人々悲憤の涙に咽び、今は豫ての約束に従ひ、腹搔き切つて相果つるより外はあらずと覺悟せり。されども今一度搜索して、彌見當らずば、其の時にこそとて、再び大搜索に着手せり。

此の時吉田忠左衛門は、臺所に出で、こゝを歩き過ぎんとする時、側の物置部屋と覺しき所にて、誰れやらん私語く聲聞えたり。方々お出會ひなされ、こゝに人聲の聞えて候。と高聲に叫びければ、四方より集り來り、矢庭に戸を打破つて其の中を窺へば、闇中に人影らしきものあり。込み入らんと

する時、奥の方より茶碗又は木炭など投げ出し、續いて一人打つて出づ。之を仕留むる其の隙に、又々一人躍り出づ。之をも打果せば、最後の一人腰なる小刀引抜いて身構する所を、間十次郎槍を扱いてグザと刺す、刺されて後にドウと倒る。武林唯七續いて躍り込み、肩先より一太刀浴せ懸けたり。兩の痛手にウンと一聲悲鳴を揚ぐ。人々之を透し見るに身には白無垢の小袖を着け、年は六十に餘れる老體なり。「一定上野介殿に相違なし」とて廣間に連れ來り、

「貴殿は何と仰せられ候ぞ。」

と問ひ糺せど返事せず。用意の小筋を吹き立つれば、一同こゝに馳せ集れり。検査せんとして額を見るに、創痕と覺しき所見えず。こは當時至つて淺手なりし爲、痕を留めざりしなるべし。小袖を脱がせ、肩先を吟味すれば、紛ふへくもあらぬ刀痕歴々たり。「これこそ正しく亡君の御太刀痕よ、ア、嬉し、ア、悦ばし。」とて、悲喜交、胸に充ち、聲を放つて感泣せり。

此の時、總大將大石内藏助良雄は、佩刀すらりと引抜いて上野介が前に進み寄り、拳も徹れと止の一刀喉許より疊へかけて突き貫き、刀を拭うて鞘に納め、間十次郎を顧みて、

「始めて上野介殿に槍を着けたるは貴殿なり。されば其の首級を揚げられよ。」

と命ず。十次郎面目を施し、義央の首を打落し、之を良雄の實檢に供ふ。良雄采配を三度打振り、同時に一同鬨の聲を揚げ戦勝を賀せり。尙念の爲にとて、縛め置きたる番卒を引出し、首を見せて取糺したるに、全く隠居上野介に相違なしとの事に、一同安堵の思を爲せり。

引揚

良雄は引揚の命令を下し、指名點呼を行ひけるに、聊か負傷せる者はあれども、討死したるは一人もなし。圍爐裏や火鉢に水を濺がせて火を戒め、隣家には夜中打騒がせたる罪を謝せしめ、然る後隊伍整々として裏門より出づ。門を出づれば夜は既にほのくくと明け放れぬ。上野介の首をば、

同人を着せる小袖の片袖に包み、之を槍の柄に結び付けて高く差上げ、之を擁して泉岳寺へと引揚げたり。

報告祭

泉岳寺の僧徒は驚けり。打續ける泰平の御代に、槍を引提げ、弓矢を手挟み、血に染みたる異形の扮装にて隊伍を組み、朝まだきより入り來りたるなれば、驚けるも亦無理ならず。良雄は事の次第を陳じ、冷光院殿の内匠頭の御靈前に報告いたしたしと申入れたり。僧徒之を諾ひければ、一同嗽ひ手水して身を淨め、墓前には香を薫らし、上野介の首級は、之を清めて三方に戴せ、恭しく墓前に供へ、一同列を正して並居たり。や、暫くあつて良雄身を起し、徐々と前に進み、一拜して懷中より短刀を取出し、鞘を拂つて柄を神位に向け、其の鋒を首級に當て、かくて數歩を退き、額いて復讐の報告を爲す。一同それと覺り、孰れも拜伏し、暗涙に咽べり。良雄再び身を起し、神前の短刀を取つて上野介の首級に臨み、刀を揮ふこと三度、こは亡君に代つて刺撃の意を表したるなり。然る後元の良雄に復り、焼香して退けり。それより四十餘人交るく、焼香して、こゝに報告祭の式を終へたり。ア、地下の内匠頭にして、果して靈あらば、此の報告を聞いて、いかに悦べるか、測り知るべからず。

一同こゝを退いて泉岳寺の中堂に至り、寺より出せる款待を受けて、公儀の沙汰を待ち受けたり。そは是れより先き、引揚の途中より吉田忠左衛門・富森助右衛門の兩人を大目付仙石伯耆守の屋敷へ遣はし、昨夜の始末を上申せしめ置きたればなり。

廉潔

初め赤穂退去の時、良雄は公金を處分して、それくに分配し、其の中壹萬兩を以て、御家再興の準備金として手許に預り置きぬ。かくて良雄は山科に居を構へ、日夜遊興に耽つて、金錢を湯水の如くに遣ひ散せば、同盟に漏れたる小人共はいふも更なり、同盟中の人までも良雄を疑ひ、御家の再興に託けて己が遊蕩の費用に宛つるにはあらずやなど、蔭言いふ者もありき。

然るに復讐の事終りたる翌日、一冊の帳簿に壹萬兩の用途を記載し、殘金まで添へて、之を内匠頭の未亡人瑤泉院の手許へ送り届けたり。此の帳簿を見れば、一錢一厘も私に用ひたるものはなく、皆討入の時まで四十六人に給與したる食料・家賃、其の他武器の買入等の費用なり。既に復讐の事終りたるを以て之を報告し、且殘金まで返納したるなり。其の廉潔といひ、精密といひ、實に敬服せざるを得ず。

義士の處分 此の一件、大目付仙石伯耆守より幕府へ上申に及びしかば、老中・若年寄の人々打寄つて評議を凝したる後、將軍家の上聞に達せり。將軍綱吉は、前にもいへる如く元來英明の君なり、昨年城中凶變の時こそ内匠頭の妄動を激怒して、大不敬の罪には處したれ、今此の復讐を聞いて、痛く其の忠義に感じ、一先づ義士の面々を四家の大名へ預けられぬ。即ち大石良雄以下十七人を細川越中守へ預けられ、其の他の人々をば、松平隱岐守・毛利甲斐守・水野監物の三家へ預けられぬ。

義士を預けられたる四家の中、最も彼れ等に同情を寄せたるは、細川家なり。十七人の義士細川邸に着するや否、大守越中守綱利自身に出坐して其の義舉を稱揚し、又其の勞苦を慰め、優遇歎待至らざる所なかりき。

さて此の復讐事件起りしより、江戸市中は寄ると觸ると此の評判のみにて、偉い／＼と賞讃し、續いて起れるは、此の人々をば殺すか生すか、いかに處分するならんといへる疑問なりき。中にも士道を重んずる中流以上の武士學者間に在つては、銘々自己の意見を以て議論を闘はせ居れり。

節義の上より論ずれば、古今未曾有の大忠臣なれども、法律の上より論ずれば、大罪人なり。其の情は感ずべく、其の行は赦しがれし。流石に英明なる將軍綱吉も之れが處分に窮せり。依つて閣老以下諸役人に命じて其の意見を陳述せしめ、又儒官の意見をも徴せり。されば節義論より無罪を主張するもあり、法律論より有罪を主張するもあつて、容易に決定せず。此の時大學頭林信篤鳳岡と號すといへる學者は、節義論者の急先鋒にて、「かゝる忠臣義士を

罰せば、今後何を以て忠義を奨励することを得ん。」と論じて、一時幕府の議論をして皆之れに傾かしめしが、荻生徂徠といへる學者は、法律を楯に取り、「法律は天下の大綱なり、法律を曲ぐれば、天下一日も治らず。」とて、信篤に反対せり。是に於て閣老等衆議を具して將軍家の直裁を仰ぎたり。綱吉再三再四熟慮の上、遂に涙を揮つて「切腹申付けよ」と裁決せり。これと共に吉良左兵衛佐義周は、武士にあるまじき卑怯未練の振舞なりとて、領地を召上げ、信州へ流罪に處せられ、これにて一件落着せり。

切腹 明くれば元祿十五年二月四日、四家に預け置かれし義士に切腹を命ぜり。此の事其の前日に内命を下しければ、四家にては各其の用意に及べり。當日細川家へ上使として臨まれしは、目付役荒木十右衛門、使番久永内記の二人なり。十右衛門一同に向ひ切腹を宣告す。一同ハツと畏る。やゝあつて良雄少し頭を擡げ、「いかやうの重罪にも處せらるべき處、切腹仰せ付けられ、ありがたき仕合

に存じ奉り候。」

といふ。十右衛門既に公務を終へたる後、一個人の態度に改まり、

「内藏助には、昨年赤穂にて會見以來、變つたる場所にて對面いたし候ものかな。」

とて、感慨の情表に益る。良雄

「御意の通りにて候。」

と答へければ、十右衛門重ねて、

「是れは自分の一存にて話し置く事なるが、吉良左兵衛佐は、此の度の仕方不届に思召され、領地御召上の上、諷訪安藝守へ永の御預けと相成れり。

さやう含み置かれよ。」

と告ぐ。良雄満足の體にて

「さてく、本懐の至に候。」

といふ。かくて上使は其の場を起ち、奥へ入りぬ。

細川家にては、烈士が最後の訣別なりとて、接伴掛の人々十二分に款待しければ、一同は舊臘以來今日に至るまで手厚き取扱を受けたる恩を謝し、互に盃を取交して談笑すること平日に異なることなく、死の眼前に逼り居るを知らざるものゝ如し。

かくて時刻來りければ、豫て設けられたる大書院前の廣庭にて切腹せしむ。荒木・久永の二人は、檢使として大書院に着坐し、其他の小役人及び細川家の家臣等列を正して差控へたり。良雄を始めとして十七人の義士同じく差控へて命を待つ。やがて呼び出しの聲に應じ、第一番に設けの席に着きたるは良雄なり。良雄端然として檢使の方へ一禮し、徐に雙の肩衣を刎ね、肌押脱いで小刀載せたる三方を引寄せ、やをら小刀を腹へと擬したる其の刹那、

「エイ」

と一聲頭上に響けば、電光一閃、曠世の烈士大石内藏助良雄が英魂は天外に

飛び失せたり。此の良雄を介錯せるは、細川家屈指の勇士にして、安場一平といへる人なりき。其の他の十六士も皆同じ式にて切腹せり。他の三家に預けられたる義士も同日同様の式にて切腹し、其の遺骸は、四家より高輪の泉岳寺へ葬れり。

良雄等十七士が切腹したる場所は、細川家の中屋敷にして、今の高輪御殿所在の地なり。此の御殿は前年常宮・周宮兩内親王殿下の御殿に充てさせられ、今は又東宮殿下の御殿と爲し給へり。かゝる不淨の地をも厭はせられずして宮様方の御殿と爲し給へるは、全く良雄等の忠節を愛でさせ給ふ故なるべし。著者は前年常宮・周宮兩内親王殿下の御用掛を命ぜられ、御教授の爲屢々參殿せしかば、良雄等切腹の遺跡を見たり。遺跡は御學問所の御庭續きなる一段低き所に在り。其の中央に大なる自然石を据え、周圍に低き竹垣を結び廻し、大石良雄外十六人自刃之舊跡」と記されたる立札あり。

勅語

さればにや明治天皇には、明治元年東京に行幸あらせられし時、特に勅使を泉岳寺へ御遣はしあつて、左の勅語を賜へり。

大石良雄

汝良雄等、固執主從之義、復仇死于法。百世之下、使人感奮興起。朕深嘉賞焉。今幸東京、因遣使權辨事藤原獻弔汝等之墓、且賜金幣。

宣

明治元年戊辰十一月五日

良雄等九泉の下に在つて、定めて天恩の優渥なるに感泣したるならん。獨良雄等のみならず、我々日本國民たる者、此の勅語を拜讀して、孰れかは感泣せざる者あらん、孰れかは忠節を勵まざる者あらん。

二八 伊能忠敬

家系 我が國に於ける地理學者の泰斗として世人に尊敬せらるゝ贈正

四位伊能忠敬は、通稱を三郎右衛門といひ、晩に勘解由と稱し、號を東河といひ、上總の國武射郡小堤村なる神保某の子にして、十八歳の時、出で、伊能長由の養子と爲れり。伊能氏は、下總の國香取郡佐原村の豪家にして、家世々酒醬油の醸造を業とし、今に至るまで其の同族四五軒あつて里人に推尊せらるといふ。

勤儉 養父長由、不幸にして蚤く歿りける上に、眷族數十人寄食すれば、さしにも富有なりし伊能氏の家産も頗る衰頽せり。忠敬既に來つて伊能氏を嗣ぎければ、大に之を憂ひて家産を恢復せんと欲し、日夜業務を勵み、儉素を守つて奢靡を禁じ、躬を以て衆を率うれば、衆も亦座食すること能はず、共に力を戮せて産業を治めけるを以て、忠敬の年四十前後に及ぶ頃は、既に家産を恢復せるのみならず、昔にも彌益して豊富を致せり。

勉強 忠敬素より曆學を好めり。然れども不幸にして夙に養父を喪ひ、家道衰頽しければ、姑く其の好む所の學術を置いて専ら家の興復を計り、其

の事成就して年五十に及べる時、家を其の子に譲つて江戸に出て、己れが好む所の學術の研究を始む。若し常人なりせば、衰頹せる家産を恢復して齡既に知命に達しければ、是れより後は、優游殘年を送るならんに、忠敬は則ち然らず、奮つて學術の研究を始む。實に有爲の士といふべきかな。

忠敬江戸に出て、曆學に従事しけるが、當時世に傳はれる曆法精しからざれば、徧く曆學者に就いて疑を質しけれども、猶未だ釋然たらず。此の時、幕府偶、改曆の擧あつて、高橋東岡を大阪より召出だせり。

此の高橋東岡といへる人は、通稱を作左衛門といひ、大阪の定番同心なりしが、夙に天文推歩の學に志し、西洋の曆法を研究して深く其の蘊奥を極め、當時有名の曆學者なりしかば、幕府之を召して改曆の事を命ぜるなり。東岡命を奉じ、新曆を撰みて幕府に上れば、幕府之を天下に頒てり。世に「寛政曆」と稱するは則ち是れなり。

忠敬東岡の曆學に精通せるを聞いて大に悦び、贊を執つてこれに見え、始めて西洋の曆法の、理精しく數密なるを聞き、宿疑渙然として氷解す。是に於て遂に舊學を棄て、之を學び、大に得る所あり。特に地理測量の術に至つては、最も忠敬の長所にして、出藍の譽ありたり。

偉勳

忠敬東岡の門に在つて推歩測量の術を講究し、業既に成つて、是れより測量に従事せんと欲する頃、露船屢、蝦夷が島に來つて北邊事あらんとせり。忠敬之を聞き、慨然として私費を以て蝦夷地の沿海を測量せんことを幕府に請へり。幕府其の志を嘉し、之を許しければ、それより單身蝦夷が島に渡つて之を測量せり。こは寛政十二年にして、忠敬五十六歳の時なり。

其の翌享和元年には、幕府の命を蒙り、伊豆以東の沿海を測量して陸奥の南部を終へ、其の二年には、出羽より越後に抵り、其の三年には、伊豆以西の國々、即ち駿河・遠江・三河・尾張等の沿海を終へ、且北陸道の諸國をも測量せり。其の翌文化元年に至り、既に測量せる各地の圖を集めて一大圖と爲し、之を幕府に上れり。幕府其の功を賞し、廩米を給して小普請組と爲し、天文

方に屬せり。幕府の小普請組と稱するは、下等の散官なれども、草莽より擢てられてこれに補せられたるは、異數の恩典といふべし。既にして又幕府の命を蒙り、山陽・山陰・西海・南海の四道より、壹岐・對馬の二島、及び伊豆七島、箱根の湖を測量し、毎次地圖を製して之を上り、尋で江戸の府内をも測量し、文化十四年に江戸の圖成つて之を上れり。

忠敬寛政十二年に始めて蝦夷の測量に従事せしより、文化十四年に至るまで、十八箇年の星霜を累ね、七十二歳にして、日本全國を測量し、最後に寓内沿海輿地全圖集成の命を蒙れり。但し忠敬の是れまで製したる圖は、大小の三種あれども、未だ之を合して全圖と爲したるものあらざるを以てなり。然るに功未だ成らずして、文政元年四月、七十四歳にて歿りければ、門人等遺業を紹介し、歿後三年を経て之を完成し、幕府に上れり。

我々日本人は、開闢以來、此の國土に住ひながら、國土の位置、形狀のいかんを知る者あらざりしに、忠敬全國の海岸を測量せるに及び、始めて其の眞

形を知ることを得、航海者は其の製圖に據つて、無事に沿海を航行することを得るに至れり。加之學術大に進歩せる今日にても、我が陸海軍にて用ふる地圖の原圖は、概ね忠敬の測量圖に據るといふ。實に非常の大業、不朽の偉勳といふべし。宜なるかな明治十六年、朝廷正四位を贈つて其の功績を嘉尚あらせられき。

丈夫生れずば則ち已む。生れば則ち國家の爲に偉勳を立て、以て名を竹帛に垂れざるべからず。忠敬知命の歳を以て學術の研究を始めけるだも猶能く其の志を達して、偉勳を立てたること此の如し。況や春秋に富める青年子弟に在つては、苟も其の志だに確立せば、天下何事か成らざらん。

師恩を忘れず 忠敬臨終の際、家人に遺言して曰く、

「余が今日の事業は、全く先師の教に由つて成れるものなれば、其の厚恩を忘るゝこと能はず、余が瞑目の後は、骸を先師の墓側に埋められよ。」と。家人其の意を奉じ、乃ち淺草の源空寺なる高橋東岡の塋域に葬れり。

氣力 忠敬人と爲り朴直にして邊幅を修めず、齡七十を踰え、白髮肩に被れども、氣力の盛なること少壯の人の如し。測量の命下る毎に、喜び顔色に見れ、險阻を歴、海濤を凌ぎ、風雨寒暑を冒すも未だ嘗て少しも沮喪せず。又家に在つて或は測量術を人に授け、或は躬ら緻密なる地圖を製するに當り、家人等未だ嘗て其の倦色を現し、又は欠伸するを見たることなしといふ。此の氣力あればこそ此の大事業をも成し遂ぐることを得たるなれ。

勇邁 忠敬は此の如く氣力盛にして、勇邁不撓の精神に富みたり。されば十八箇年の間、測量に従事し、其の間百般の艱難に遭遇せしも、これが爲に挫折することなく、益勇氣を振起して其の志を達せんとせり。今其の一例を擧げんに、薩摩の諸島を測量しける時、ある日、風濤險惡なりしかば、船子等船を出だすことを欲せざりき。忠敬之を叱して曰く、

「速に船を出だせ。薩摩人は、大膽なりと聞けるに、何たる臆病ぞ、風濤何ぞ畏るゝに足らん、速に船を出だせ。」

と。船子等此の一言に激せられ、

「公若し溺没を恐れ給はずば、我れ等何とて躊躇仕らん。」

とて、乃ち船を出だせり。狂風吹荒びて、怒濤山の如くなれば、船の覆らんとせしこと幾度なりしか知るべからざりしが、辛うじて島地に達することを得たり。

識度 忠敬識度高遠にして瑣事に拘泥せず。嘗て國に在りたる時、幕府より測量の命下れり。乃ち將に出發せんとし、客を會して酒宴を開きけるに、偶、梁上の乳燕、席上に墮ちて死せり。家人之を見て不祥と爲し、其の行を延べんことを請ふ。忠敬笑ひて曰く、

「燕子誤り墮ちて死すとも、何ぞ吾が事に關せん。」

と。酒宴畢つて立出で、將に草鞋を穿たんとするに、其の緒忽ち斷れぬ。家人益驚き、固く其の行を止む。忠敬又笑ひて曰く、

「草鞋の緒は、金鐵にあらざれば、時あつては斷るゝことあり、何ぞ怪むに

足らん。」

と。行くこと未だ數歩ならざるに、家に醸せる酒の大桶轟然として破裂せり。是に於て客も家人も皆色を失ひ、相共に忠敬を引留め、

「重ねくの不吉なれば、又の日改めて發足せられよ。」
といふ。忠敬少しも意に介せず、

「酒を醸して、桶の破裂することは、往々ある事なり、これが爲に日を延ぶることやあるべき。」

といひ捨て、遂に途に上れるが、果して何事もなく測量を終へて歸れり。

二九 松平定信

家系

松平定信は、徳川三卿の一なる田安中納言宗武の第三子にして、徳川八代將軍吉宗の孫なり。十代將軍家治の命に依り、出で、奥州白河の城

主松平越中守定邦の嗣子と爲り、十一代將軍家齊の時、老中に任ぜられ、特に將軍輔佐の職に膺つて大政を總攬し、拮据經營せしこと七年、之を「寛政の改革」といひ、後人の賞賛して措かざる所なり。其の後職を辭し、退隱して樂翁と號し、享年七十二歳にて逝去せり。

幼時

定信は、幼名を賢丸といふ。賢丸稟性虛弱にして善く病み、醫藥の力に依つて漸く生長せり。然れども天資剛健にして、英氣鬱勃たりしかば、人皆偉器と爲らんことを知れり。七歳にして始めて字を習ひ書を讀み、十歳の頃、我が國は更なり、唐土にまで己れが名を知られん程の偉業を爲さばやと思ひ立ちたりとぞ。

されば學業を勵み品行を修め、十三歳の時、自教鑑と題せる書を著せり。其の書は小冊子に過ぎざれども、人倫の大要を掲げて居常自ら戒め、又己れと同じ童蒙に示さんとして著せるものなり。

此の頃の作にて、雨後の景色を詠じたる詩あり。

虹晴清夕氣。

雨厭散秋陰。

流水琴聲響。

遠山黛色深。

年稍長じて、一日後漢書を讀み、陳蕃幼にして世を清むる志ありといふ所に至り、案を拍つて感嘆すること良久しかりき。是れ既に時勢に感ずる所ありたるに、偶異域に同感の士を得たるが爲なりけん。賢丸が、幼より非凡の品性ありたるは、是れ等の事跡にて知り得らるゝなり。

克己

身體は虛弱なり、氣象は剛健なり、而して其の身は將家の紈袴子なり、賢丸焉ぞ燥急の僻なきことを得ん。少しく意に適はざる事あれば、輒ち怒を發すること烈火の如し。侍臣之を憂ひて屢諫争しければ、賢丸漸く其の非を悟り、痛く自ら制し、弱冠に及ぶ頃、全く改悛して豹變せり。

孝行

賢丸定邦の嗣子と爲つて名を定信と改む。定信養父母に事へて能く孝道を盡せり。定邦中風を病むに及び、侍養最も至れり。病稍瘥つて登城する時は、定信常に其の手を執つて之を扶持し、有司列座の中を徐歩せし

む。嘗て八朔祝賀の時、例の如く父を扶けて賀儀に列り、賀儀畢つて退出するに及び、從者偶草履を失ひて大に狼狽せり。其の時、定信懷中より新しき草履を取出だして之を父に進めき。是れ豫め不時の用に備へ置きけるなり。父に事へて用意の周密なりしこと概ね此の如し。

定邦の歿後、養母の無聊を慰めんとて、屢歌舞音曲の名人を招いて遊興を催す事ありき。定信は、人と爲り方正謹慤にして、容貌常に儼然たりしが、此の時のみは顔を怡ばせ聲を和げ、滑稽などいひて打興じ、只管母を樂ましむることを勉めたり。

夫婦相和す

定信の夫人は峰子といひ、定邦の長女なり。夫人の容色稍劣れるを以て、父母其の伉儷いかんを憂ふ。定信側之を聞き、夫婦は人の大倫なるに、いかで醜美を以て親疏を爲すべき。といひ、琴瑟愈和きたり。

然るに夫人體質弱く、屢病の床に就きければ、定信大に之を憂ひ、侍女は多けれども、看護を他人の手に委ねず、枕頭に在つて藥餌の事より、起き臥

しに至るまで、皆自ら懇切に世話して、病苦を慰めけるが、不幸にして遂に蚤世せり。

勉強

定信常に人に語つて曰く、

「予は幼より虚弱なるを以て、壽を保つこと四十年には過ぎざるべし。故に其の以前に於て、人の當に爲すべき事業を成し、以て人の本分を盡さざるべからず。」

と。されば定信が弱冠の頃、文を修め武を講じたるは、最も勉めたりといふべし。毎日食事の時間を除く外、早朝より夕刻までは書を読み、それより點燈の頃までは弓馬槍劍の武技を習ひ、夜に入れば晝間閲讀したる諸書を抄録し、又は著述を爲せり。此の如く日課を立て、日々怠りなく勉強しければ、進歩の速なること人に數倍して、文學武藝、共に精通せり。

定信の自ら記せる「讀書功課録」といふものを閲するに、何書は何月何日より之を閲し、何月何日之を終ふと一々明記して、其の書目は凡て百數十種あり。

り。其の中には同一の書を掲げたるもの數多あり、又之を寫すと記したるものもあり。是れに由つて之を觀れば、定信は非常に根氣強くして、一旦讀み始めたる書は、中途にして廢することなく、且讀法精密にして、幾度も反復せるものと見ゆ。

領内を治む

天明三年、定信封を襲いで越中守と稱す、時に年二十六歳

なり。此の年、春より夏に彌つて氣候順を失ひ、關東・奥羽の諸國、五穀登らず、餓孳塗に載ちぬ。此の如き凶年に封を襲ぎけるを以て、若し常人なりせば、己れが不運を嘆すべきに、定信は、則ち然らず、

「人はかゝる非常の時にこそ、其の心も自ら一新するものなれ。されば、驕奢を戒め、節儉を勵まし、宿弊を一洗するは、今日を好機會と爲す、是れ不幸中の幸なり。」

といひ、自若として撓色なかりき。定信の常人に卓越せること、是に於て見るべきなり。

定信既に封を襲ぎ、直に國老及び一藩の士民に施政の方針を訓示せり。蓋し其の方針は、専ら質素儉約を守つて衣食に窮せざらしめ、以て廉耻を重んじ、節義を尙ばしめんとするに在りき。當時は天下一般に奢侈を事とする折なれば、容易に此の弊風を改め得らるべくもあらざれども、眼前凶年に遭ひ、人々始めて疑懼の念を懐けるに、定信は唯口語を以て人を訓諭するのみにあらず、率先して儉約を守り、模範を示しければ、衆の命に従ふこと猶水の下きに就くが如くなりき。

かくて其の翌年、定信白河に下りぬ。抑、當時諸侯の封を襲ぎたる後、始めて領地に就くを「初入」と稱し、一行の儀衛綺羅を飾り華麗を盡して、天下の壯觀なりき。白河の士民は、いかに質素儉約を重んぜらるゝ我が殿なりとて、初入の事なれば、定めて盛なる行列なるべしと思ひ、銘々着飾つて國境まで出迎ひたりしに、定信を始め、上下等しく質素の扮装にして、伊達道具盛に飾れる行列の道具、其の語原は伊達政宗が部兵の衣飾華麗なりしに起るといふ。の如きは、目につくものもあらざれば、人々は今

更のやうに驚きぬ。定信出迎ひの者の訓示に背けるを怒り、入城の後、藩士には謹慎を命じ、町人には科料を命ぜり。

定信國に就いて親く藩政を執り、窮民を賑恤して、焦眉の急を濟ふと共に、利用厚生の道を講じ、文教を興し、武道を勵まして、國家百年の大計を立つ。其の施設せし事は、枚擧に違あらざれども、今其の大意を擧ぐれば、或は荒蕪の地を開拓して農耕を勸課したるが如き、或は信濃より桑苗を取寄せ、宇治より茶實を取寄せ、以て養蠶製茶の業を起さしめたるが如き、或は種々の苗木を植ゑ付けて山林を培養したるが如き、或は陶器・漆器・織物・紙等の製造を爲さしめたるが如き、又或は新に學校を建て、子弟を教養したるが如き、或は屢、士民に諭告して忠孝彝倫の道を教へ、勤儉節約の風を養ひたるが如き、鎮國殿を建て、始祖を祀り、尙齒會を設けて父老を慰め、以て追遠敬長の道を教へたるが如き、又或は講武場を建て、武藝を訓練せしめたるが如き事是れなり。

定信の精を勵まし治を圖りたること、概ね此の如くなりしかば、封を襲いだる後、僅に數年にして治績大に擧り、其の善政美事は、今に至るまで白河の古老の口碑に残れり。

老中に任せらる 天明七年、定信老中に任せられ、其の翌年、將軍家齊猶幼弱なるを以て、輔佐の職に膺り、大政を總攬すべき事を命ぜられぬ。

抑、當時天下の形勢、果していかゞなりしか。元和の偃武より年を経ること既に久しく、世は漸く泰平に馴れて、武健素樸の風は日々に消え失せ、人皆遊惰安佚を事とせり。八代將軍吉宗の時、一時中興の實擧りしかども、九代將軍家重立つに及び、側衆田沼主殿頭意次（やまぐち）を用ひ、十代將軍家治意次（やまぐち）を老中に任じ、其の子意知（こぎとち）を若年寄に任せしより、天下の形勢益々非なりき。父子政權を握つて威福を擅にし、横奢驕暴至らざる所なく、人皆阿諛諂佞を事として、賄賂公行し、風俗の壞敗せること殆ど其の頂點に達せり。加之天災地殃（しやう）荐りに臻つて、五穀連年登らず、亂民蜂起して所在騷擾しければ、人々其の

堵に安んずること能はざりき。

定信は此の如く荒れに荒れたる後を承け、幼主を輔佐して、謂はゆる「寛政の改革」を行ひ、弊政を改め風俗を正し、上は王室を尊び、下は萬民を安んじて、其の功績頗る大なりき。蓋し其の爲したる事業は、創業開國の文勳にもあらず、攻城野戰の武功にもあらず、唯人の荒らしたる跡を彌縫せるものなれば、赫々として人の耳目を照す事こそなけれ、其の實は是れ等にも彌益したる洪業偉烈といふべし。

定信の老中に任せられたる天明七年より、其の職を辭せし寛政五年まで、前後七年間に施行せる政治は、今こゝに縷述すること能はざれども、其の大要は白河領内に施行せる政治と異なることなかりき。唯事に大小の差あつて、地に廣狹の別あるのみなり。

廉潔 定信老中と爲るに及び、首として奢侈の風を矯正せんと欲し、先づ身を以て天下の模範を示せり。時は恰も夏なりしかば、毎日登城する時、

晒しの染帷子に、津緞つじょうの肩衣を着け、松枝平の袴を穿ちたり。同僚の人々之を見て自ら慚ち、質素の服を用ふるに至れり。

かくて儉約の令を定め、衣食住より吉凶慶吊の贈遺に至るまで、細大洩すことなく、其の人の身分により、云々の品を用ふべからず、云々の制を踰ゆべからずと命ぜり。此の儉約の令出で、未だ幾日も経ざるに、一諸侯定信に贈るに百金の品を以てせり。蓋し定信の儉約を令せるは、體面を粧ふに過ぎざれば、竊に之を贈らば、何ぞ受けざることのあるべきと思ひたればならん。然るに定信之を見て、更に百五十金の品を以てこれに酬い、諷意を寓して其の人を耻づかしめき。

定信清廉潔白にして、聊も請託を容るゝことなきを以て、小人等私曲を爲すこと能はず、「白河の清きに魚もすみかねて元の濁りの田沼こひしき」といふ落首を作りたる者ありといふ。以て定信の廉潔と當時人心の腐敗極れるとを知るべし。

尊王

天明八年の正月、京都に大火あつて、皇居及び仙洞御所皆炎上せり。幕府之を造營し奉らんと欲し、定信に命じて建築の事を總裁せしむ。定信尊王の心最も篤く、平生皇居の規模狭小にして、且古典に違へる事多きを慨嘆し居けるに、今此の命を蒙りしかば、幕府が朝廷に對し奉り、尊崇恭順の意を表すは、此の時なりと思ひ、公卿の中よりは、高辻・五條の人々、儒臣の中よりは、林・柴野の人々を選び、記録に質し史傳に徴して古典を檢討せしめ、土佐・住吉兩家の畫工に命じて、紫宸殿の賢聖障子を畫かしめ、又費用を論ぜずして良材を選ばしめたり。定信は平生諸物を節約しけるが、かゝる大事には、敢て財を愛まざりき。定信の如きは、眞の節儉家といふべきかな。

是れより先、京都の所司代に更迭ありき。新任の所司代に事務を引繼ぐは、老中の職務なりければ、此の年の五月、定信命を受けて中山道より京都へ上れり。定信京都に着いて、直に假りの皇居へ參内しければ、畏くも天杯を賜はり、又恩賜の物もありき。是れまで幕府の重臣の京都へ上れる者は、

多くは關東の威勢を肩にして、驕傲不遜の振舞ありけるに、定信は則ち然らず、恭謹にして聊も臣節を缺く事なく、且天杯を賜はれる時の如きは、起居進退、能く禮に嫻まよひければ、天子も大に叡感みこころあらせられきとぞ。

定信の恭謹なりし一例を擧げんに、一日皇居炎上の跡を案行しける時、嚮導の者、定信の疲れたるを見て床几を取寄せ、休息を勧めけるが、定信更に應ぜざりき。再三勸むるに及び、

「縦ひ御炎上の跡なりとて、御坐所近にて、休息するは恐れ多し。」
といひたり。

居ること數日にして、所司代の引繼も終りければ、定信江戸に還つて將軍に復命し、精しく假皇居の有様を述べて、速に皇居を造營し、宸襟を安んじ奉らざるべからざる由をいひ、百工を統督してこれが經營を勉めければ、越えて寛政二年の秋に至り、工事全く成れり。工事成るに及び、宏壯輪奐の美、復昔日の比にあらず、且能く古典に適へりしかば、天子大に之を嘉尚し給

ひ、定信に太刀一口と、三十六歌仙の色紙とを賜ひ、將軍家齊に宸翰御製の詩を賜ひたり。家齊感泣して聖恩を拜し、定信を召して、

「此の如き天恩を蒙れること、一に皆卿の力なり。」

といひ、親く御製の詩を摸寫し、名刀一口を添へて之を與ふ。

遵法

定信京を辭して江戸に還る時、道を東海道に取り、日を重ねて箱

根の關にかゝれり。關吏之を見、皆下座して平伏し、敢て仰ぎ見る者なかりしに、獨番頭某のみは、端座して定信の過ぐるを見、聲をかけて曰く、

「御法にて候、被り物を取らせられよ。」

と。定信倉皇笠を脱いで過ぎけるが、やがて使者を遣はし、

「我れ御法を忘れ、笠を戴いて關門を過ぎんとせしは、大なる僻事なりき。

さるにても子が能く法を守つて我れをも憚らず、咎められたることの健氣さよ。」

といはしむ。世人番頭の能く職を守つて顯貴の人に屈せざりしと、定信の過

を改め、法に違ひたるを聞いて、感嘆せざるはなかりきとぞ。

海防 定信慧敏にして先見の明ありき。嘗て和蘭人の説を聞き、海外の形勢を知つて、海防の忽にすべからざるを悟り、寛政五年三月、遍く沿海の諸藩に令して警備を嚴重に爲さしめ、又親く伊豆・相模・安房・上總の海岸を巡檢せり。

當時世人は久しき泰平に馴れ、いつまでもかくてあるべきものと思へりしに、定信頻りに邊海の防禦に心を勞しければ、杞憂なり好事なりとて嘲笑する者も尠からざりき。然るに定信の先見誤らず、其の後程もなく北邊には露船出沒して諸島を掠奪し、長崎には露國の使節來り、尋て英國の軍艦來り、通商貿易を求めければ、天下騷然たりき。是に於て先に嘲笑せし人々も始めて定信の先見の明なるに感じたりとぞ。

辭職 定信天明七年、老中に任ぜられしより、天下の爲に鞠躬盡瘁せること七年、功成り名遂げて、今は身を退く時と思へば、只管職を辭しけれど

も、將軍之を聽かず、辭すること四度に及び、遂に寛政五年七月、老中並に將軍輔佐の職を免ぜられぬ。將軍定信の功を思ひて、之を朝廷に奏聞しければ、特に勅して左近衛權少將に昇進せしめられき。加之將軍より今後と雖も、大政には常に參與すべしとの命を受け、其の他異例の優遇を蒙れる事多ければ、定信涙に噎びて其の恩を謝せり。

文學 定信職を辭したる後、専ら封内の治を謀り、特に意を教育に用ひて、屢、學校に臨み、子弟を獎勵せり。定信幼より學を好み、博く和漢の書に通じ、兼ねて詩歌文章を巧にしければ、暇ある時には著述を爲し、又は風月を賞して雅懷を伸べき。其の著書は、前後通じて六十餘部の多きに至れり。又定信は字を書くこと最も輕妙にして、四書・五經を始め、歌書物語本の類を謄寫せしこと頗る多かりき。嘗て源氏を寫せる時、「今日は九十枚寫しし故、少しく腕に痛みを覺ゆ。」といひたりとぞ。

養生

定信性質虛弱なるを以て、自ら四十年の壽を保つこと能はざる

へしと思へりしが、終に七十二年の長壽を保ち、文政十二年五月十三日、病みて歿りぬ。定信は、其の身の虚弱なるが爲、幼より能く養生して、聊も怠ることなかりきといふ。其の長壽を保てるは、全く是れが爲なりけん。

定信の養生法は、今悉くは知ること能はざれども、職を辭して閑地に就きたる後、朝夕五十枚の瓦を庭の内外に運び、又時々鋤鍬を執つて草木を培養し、以て運動を怠らざりきとぞ。

三〇 高田屋嘉兵衛

北邊の警備 頃は寛政の四年なりき、一隻の露船我が國の漂民を載せて函館に來り、之を送還して新に通商貿易せんことを請へり。其の使節は、海軍少尉ラクスマンといへる人なり。是れより先、安永・天明の頃よりして、露船屢北邊に出没し、我が國人の耳目を聳動せしめけるに、今突如として

此の要求に接せしかば、徳川幕府は大に狼狽せり。多年鎖國を以て國是と定め來れるに、遽に此の要求を容れて開港すべくもあらず、さりとして斷然峻拒することも能はざれば、唯通商の事は、長崎に至つて請ふべしといひ、一時の苟安を希へり。

蝦夷が島といへば、是れまで化外の地の如く思へりしも、天下の形勢に催されて、海防拓殖の忽にすべからざることを悟りたる徳川幕府は、寛政十一年、有司數名を遣はして蝦夷地を巡察せしめ、又南部・津輕の二藩に命じて戊卒を發し邊警に備へしむ。抑、當時蝦夷が島の屬島中、最も北に位せしは、擇捉島にして、此の島は、露人南下の要衝に當れば、警備の第一着として先づ此の島の防禦拓殖を計ることゝはなりぬ。然るに此の島は、海路險惡なるを以て、今此の島を拓くに當り、最も困難なるは、航海の一事なり。是に於て官、令を出だして此の海路を航する者を募れり。されども海路の險惡なるは、人皆之を知れば、誰れあつて此の募に應ずる者なかりしに、

「此の御用、某承り候はん。」

とて、名乗り出でたる者あり。是れぞ大膽不敵の快男兒高田屋嘉兵衛にぞありける。

立身

嘉兵衛は、淡路の國都志本村の人にして、姓は高田、屋號高田屋を以て世に顯る。父を彌吉といひ、彌吉に六男あつて、長男は即ち嘉兵衛なり。嘉兵衛軀幹短小なれども、頗る膽力あつて任侠を好み、幼より大志ありき。嘗て船戸の傭夫と爲りしも、久しく人の傭夫と爲つて、齷齪たることを屑しとせず、乃ち諸弟を率ゐて攝津の兵庫に徙り、廻船業を始む。嘉兵衛素より俊邁剛毅の氣象に富むを以て、百難を排して産業を治めければ、數年を出でずして巨船を造り、遠く蝦夷が島にまで貨物を廻漕して、家資稍富饒なるに至れり。

嘉兵衛既に擇捉島航海の御用を命ぜられしかば、先づ航路を測らんと欲し、己れが持船なる辰悦丸と稱する巨船に乗つて國後島に渡り、或は風向を驗し、或は潮流を測り、かくすること二旬餘にして、大に得る所ありければ、さらばとて國後島を開帆し、直に擇捉島に渡り、精しく島内の狀況を觀察し、それより函館に廻航して其の顛末を官に報ぜり。

其の後官、吏を遣はして拓殖の業を開かしめけるが、其の航海はいふに及ばず、島民を綏撫し、漁場を設くるに至るまで、嘉兵衛の力を盡し、こと極めて多く、加之官の命を受けて大船五艘を製造せしかば、前後の功によつて蝦夷地定雇船頭を命ぜられ、三人扶持賜はつて苗字帶刀を許され、今後御用船の製造、及び乗廻りより、雇船の管理に至るまで、悉く一任せらるゝこととはなりぬ。是れより嘉兵衛の名聲隆々として揚り、北海の津々浦々、到る處として高田屋の帆影を見ざるはなく、富巨萬を累ねて一世の豪商とはなりぬ。

露人の來寇

嚮に我が國に來れる露西亞の使節の一旦歸國せる頃は、佛國の兵亂、歐洲全土に波及して、露國も亦佛軍の侵入を蒙れる折なりけれ

ば、再び使節を日本に遣はしがたく、空しく十年の星霜を経て、享和三年に至り、此の度は侍從レザノーフを使節として長崎に來り、通商貿易せんことを請はしむ。然るに幕府之を許さざりしかば、使節は要領を得ずして空しく引返し、途中にて病歿せり。

其の船長ファストーフといへる者、一つには我が國の通商を拒めるを憤りたるにもあらん、又一つには日本は露國の締盟國にあらざれば、其の財貨を掠奪するも後患なしと思へるにもあらん、やがて邊境無賴の徒を聚め、或は一隻、或は二隻の船舶を率ゐて我が蝦夷の諸島を襲ひ、暴掠を恣にし、剩へ書を寄せて、「通商を許さずんば、更に大舉して來寇せん。」と公言せり。

我が國にては、是れ等の事情を知らざるが上に、かくまで公言せるを以て、いかでファストーフが一己の所業と思ふべき、全く通商を許さざりし爲、露國政府が怨に報ゆる來寇なりと思へば、露人を惡むこと蛇蝎の如く、其の憤激甚だしかりき。

ガローウニンの遭厄

露西亞皇帝は、ファストーフの暴掠、日本人の憤激を知るや知らずや、文化八年の四月、軍艦チアーナ號の艦長海軍中佐ガローウニンに勅して、クリル諸島千島諸島を測量せしむ。ガローウニンは、命を奉じて測量に従事し、一日薪水を乞はんと欲して端艇に乗じ、國後島に上れるに、圖らずも我が戍兵の爲に虜はれ、部下の兵七人と共に即日松前に送られぬ。跡に残れる副艦長リコールツ及び五十餘名の將校水夫は、遙に此の異變を見て驚愕憤怒し、ガローウニン等を奪還せんと爲し、が、衆寡敵せずと思ひ、遂に後圖を爲すことに決して一旦本國に歸れり。

リコールツは、いかにもしてガローウニン等を救ひ出ださんものと思ひ、我が國の漂民六名と、嘗てファストーフが、擇捉島にて生擒せし五郎次といへる者とを伴ひて、翌年再び國後島に來り、五郎次に書翰を與へて上陸せしめ、國後島の長官に就いて漂民とガローウニン等との交換を周旋せしめけるに、五郎次歸り來て、ガローウニン以下皆既に殺戮せられたりといふ。

蓋し此の返答は、國後島の長官の方略にして、かくいはゞ、露人は必ず憤怒して我れを襲撃せん、其の時殊死して戦ひ、ファストーフに暴掠せられたる怨に報いんと思ひたればなり。

リコールツ等之を聞いて悲憤に堪へず、死を決して之が讎を復せんと思へりしが、尙實證を得んと欲し、再び五郎次を上陸せしめけるに、五郎次は、再び歸り來らざりき。リコールツは、是に於て一策を案じ、日本船のこゝに來るものあらば、之を捕へてガローウニン等の消息を詳に知らんと思ひ、令を艦内に傳へ、今や遅しと待受けたり。

嘉兵衛の遭厄 是れより先、嘉兵衛は擇捉島に在りけるが、一日觀世丸と稱する手船に乗り、函館に歸らんとして國後島の沖合に至れる時、遙に岸上を望めば、幔幕を打張り、戍兵の警戒最も嚴重なるに、又海上には、外國船碇泊して何となく事ありげに見ゆ。

此の時忽ち一隻の端艇波を破つて進み來り、我が船目掛けて小銃を亂發

す。嘉兵衛は、急に命を傳へて之を防がんとせしが、事不意に起れるを以て船中唯騒擾するのみなり。既にして其の船に跳り込む人々を見れば、則ち露人なり。嘉兵衛手態てがたを以て、己れは此の船の頭なることを示せば、彼れ等敢て迫らず、亦手態を以て露艦に來るべきことを示せり。

嘉兵衛之を諾して徐に衣服を更め、大刀を佩び、露艦に至れば、露兵七十餘人、儼然として整列せり。嘉兵衛神色自若としてリコールツの前に進み、敬禮を行へば、リコールツ一見して其の常人にあらざるを知り、大に敬憚して上席に誘ひ、何かいひけるが、言語通ぜず、因て一小冊子を出だして之を示せり。嘉兵衛之を見れば、リコールツが、嚮に國後島の長官に贈れる書翰の副本にして、五郎次の譯せるものなり。是れに因つて彼れ等の來意を知りければ、乃ち又手態を以て我が國に拘囚せられし露人は、皆恙なしといふ。リコールツは大に悦びたれども、未だ半信半疑なれば、嘉兵衛を伴ひて一旦露國に歸り、徐に商議せんものと思ひ、之を嘉兵衛に諭し、且嚮に伴へ

る漂民を還して、嘉兵衛が部下の水夫數名をも伴はんことを求む。嘉兵衛始めは之を諾せず、己れ一人にて行かんといひけるが、リコールツ之を許さざれば、己むを得ず吉藏・吉二郎・文治・平藏といへる四人の水夫を従へて行くこととなり、國後島の官府へは、己れが虜はれて彼の國に至る趣を報せり。

日露の調停を計る

嘉兵衛は、リコールツに伴はれ堪察加カムチャツカに至れり。

心竊に幽囚せらるゝことと思ひ居たるに、上陸するに及び、リコールツは嘉兵衛を己れが官舎に住ませて起居を共にし、頗る優待せしかば、嘉兵衛も意外の思を爲せり。それより日々に相親みけれども、いかにせん言語通ぜざるを以て互に肝膽を披瀝すること能はざりき。

是に於て嘉兵衛は、リコールツに就いて露語を學びけるに、リコールツも亦心を用ひて教へければ、數月を出でずして略談話を爲し得らるゝことはなりぬ。是れより互に其の國の事情を知ることを得て、嚮に我が通商を拒みし事も、フォストローフが暴掠の原因も、我がガローウニンを捕へたる事も、

釋然として氷解せり。リコールツ大に悦びて善後の策を問ひければ、嘉兵衛これに答へて、

「露國政府は、宜しくフォストローフの暴掠は、彼れが一己の所業にして、露國政府の曾て知らざりしことを證する辨明書を作つて日本政府に致すべし。さすれば日本政府も亦怨を釋いてガローウニン以下を放還し、兩國の間、自ら調停すべし。」

といふ。リコールツは、嘉兵衛の説の至當なるに感じ、さらばとて其の事を露國政府に上申せり。

リコールツを拉ぐ

嘉兵衛等他郷に在つて風土の異なるが爲、稍健

康を傷ひ、一名の水夫は既に病歿して、嘉兵衛も亦脚腫を病めり。嘉兵衛は己れが一身を顧るにはあらざれども、一旦他郷の鬼とならば、是れまで艱苦を忍んで經營せる日露調停の大計畫も全く水泡となるを以て、早く日本に歸らんと思へば、リコールツも同じ思ひにて、日夜露國政府の訓令を待ち居

る中、程經て露國政府よりリコールツを以て堪察加半島の長官と爲し、日露調停の全權を委任する旨の訓令來れり。

今は一刻も猶豫すべきにあらざれば、リコールツは、嘉兵衛を伴ひて堪察加を出帆し、國後島を差して來れり。一日リコールツ嘉兵衛に向ひ、

「足下は、常に我が船の構造に注目せらるゝが、歸國の後には、我が船に擬して大艦を造り、我が國を襲撃せらるゝ心得なるべし。」

といふ。嘉兵衛之を聞いて呵々と打笑ひ、

「いかにも仰せの如くにて候。若し予が計成らずば、予は此の船の缺點を改良して、新に軍艦を工夫し、日本の諸大名に勸めて數十艘建造せしめ、一朝貴國と兵を交ふる事あらば、貴國の軍艦を全滅せしめん。其の時には、予も亦一艦の將と爲り、貴下と海上にて相見え申さん。國後沖にては、嘗て耻辱を受け候へども、此の度は、一歩も譲らぬ覺悟にて候。」
といへば、リコールツは、返す辭もなかりきとぞ。

かくて日を重ねて國後島に到着しければ、嘉兵衛は、リコールツと謀つて部下の水夫二人に命じ、己れ等が歸航の事を國後島の官府に報ぜしむ。此の時リコールツは突然水夫に向ひ、

「國後島の長官、若し汝等を抑留せば、予は嘉兵衛を再び伴ひ歸り、明年大舉して來り、兵力を以てガローウニン等を救ひ出ださん、汝等此の旨を長官に告げよ、此の返答を得る爲に三日間の猶豫を與ふべし。」
と命ぜり。

嘉兵衛は此の一言を聞き、赫として怒りけるが、心に決する所あれば、泰然としてリコールツに向ひ、

「貴下は日露調停の大問題を無智蒙昧なる水夫に托して、能く解決し得らるゝものと思ひ給ふか。此の高田屋嘉兵衛を再び伴ひ歸ることは、貴下のかにて能く爲し得らるゝものと思ひ給ふか、予は大に決心する所あり。貴下は略日本語を解し給へば、今予が水夫に最後の申付を爲すことを聽

取り給はれよ。」

といひ、威儀儼然として水夫に命じて曰く、

「國後島の官吏に對して、敬禮を失はざることに注意せよ、我れ等が露人に捕獲せられたる顛末を述べよ、彼の地に於て懇篤なる待遇を受けたることを述べよ、二人の水夫病没したることを述べよ、予も病に罹りたる爲、大患に陥らんことを恐れ、歸國したることを述べよ。此の五箇條は、決して忘るゝことなかれ。又堪察加半島の長官リョールツ氏は、我れ等を厚遇して、隣交を重んぜらるゝことを述べよ。」

と。かく命じ畢つて、其の場を起ちけるが、やがて一つの小箱を携へ來り、

「此の箱を我が妻に贈りくれよ。」

といひ、杯を舉げて酒を水夫に飲ましめ、訣別の意を示せり。

リョールツは、嘉兵衛が始終の言語動作に注意して居けるが、今此の言を聞いて、嘉兵衛の心の公明正大なるに感じ、己れが失言を悔ゆると共に、嘉

兵衛の舉動の、何となく訝げなるを畏れければ、大に嘉兵衛を慰藉し、

「足下上陸せんと思ひ給はゞ、自由に上陸せられよ。」

といふ。嘉兵衛は、之を聞いて稍顔色を和げ、

「貴下は、予を信じ給ふか、然らば再び予が親友とは爲り給ひぬ。予が親友となり給ふ上は、何をか隠し申すべき。いでや、予が意中を明し參らせん。予は貴下と親密の交を爲すこと茲に三百有餘日、互に胸襟を披いて國事を談じ、兩國の調停を謀り候ひしに、今に至つて終を全くせざるは、何事にて候ぞ。抑、去歲予の辱を忍んで貴下に伴はれ、堪察加に往きたるは、貴下の威力を懼れしに候はず、心竊に期する所ありたる故なり。予は今再度の辱を忍ぶこと能はず、よしや劔戟前に在り、銃槍後に在つて、予を脅迫し給ふとも、予の生命は予の權内に在れば、貴下の自由に打任せ難し。貴下強ひて予を伴ひ去らんと爲し給はゞ、予は貴下の生命を賜はつて、然る後自殺仕る覺悟にて候ひき。彼の小箱の内に納めたるは、予の頭髮なり、

頭髮を遺骸の印として埋葬するは、日本の風俗にて候。」

といふ。リコールツは之を聞いて痛く驚嘆せるものと見え、自ら當時の事を記したるものに左の如くいへり。

「此の如く名譽を重んずる精神は、實に歐羅巴人の羨慕する所にして、日本人は之を義士と稱し、永く芳名を史上に垂れ、其の子孫に至るまで非常の尊敬を受く。然れども若し之れに反して卑怯の行ある時は、痛く擯斥せられ、其の一族に至るまで、郷里より追放せらる。ア、此の如く猛烈なる性質の者と室を同じくして起臥せる事を追懐すれば、思はず毛髮の悚然として起つを覺ゆ。予は嘉兵衛の言を聞き、且驚き且問へり、「足下若し憤を齎さんと欲し給はゞ、何故彈藥庫に放火せざる、此の如くせば、全艦覆没して、喙類なからん。足下の策、こゝに出でざるは、何故ぞ。」と。嘉兵衛冷笑して「人の睡眠を窺ひ、其の虚に乗ずるが如き事は、怯夫の爲にして、義勇を尙ぶ日本男兒の賤む所なり。予は怯夫の爲に、傲ふ事を好み候はず。」

といへり。予は此の言を聞いて、倍彼れが潔白なる氣象に敬服せり。」

日露の調停成る 嘉兵衛は、一言の下にリコールツを拉ぎ、それより上陸して國後島の官府と露艦との間に往來し、又松前の奉行所に至つて己れが意見を述べ、東西に奔走して彼此の事情を通じ、公文の往復を媒介し、滿腔の熱血を濺いで調停に盡力せしかば、多年紛亂に紛亂を重ねたる兩國の關係も次第に融解し、遂に函館に於て、日本官吏とリコールツとの會見あつて、リコールツは、ファストーフの暴掠に關する辨明書を出だし、ガローウニン以下八名の者を得て、こゝに日露の調停全く成り、北海の陰雲消散して、麗日天に輝ける日、函館灣を拔錨し、嘉兵衛が率うる數艘の小船に見送られて、心長閑に歸航せり。

以上掲げたる所の日露の關係は、實に國家の大問題なり。然るに此の大問題が、眇たる一匹夫の高田屋嘉兵衛に依つて局を結びたりといへば、稍誇張溢美の嫌なきにあらずと雖も、全く嘉兵衛一人の功といはざるを得ず。リコ

ールツ、日本官吏に會見したる時の事を記して曰く、

「彼我兩國の紛紜、遂に氷解し、和氣藹然として會見したるは、實に愉快の事なりき。制度風俗を異にする兩國の紛議が、かく調停するに至りたるは、全く我れ等が親友なる高田屋嘉兵衛の盡力といはざるを得ず。」と。以て其の一證と爲すに足らん。

賞金を賜はる 往時我が國法として外國に行きたる者、再び歸國すれば、其の漂流せると、捕獲せられたるを論ぜず、之を罪して赦さざりき。然れども嘉兵衛は非常の功績ありたるを以て、特に其の罪を赦して故職に復し、且賞として黄金若干を賜へり。誠に異數の恩典といふべし。嘉兵衛の家、倍富み榮えて家僮數十百人の多きに至れり。晩年に弟をして家業を代理せしめ、己れは、郷里淡路に歸り、文政十年四月、病を以て長眠し畢んぬ、享年五十九。

三一 二宮尊徳

幼時

二宮尊徳、通稱は金次郎、相模の國足柄上郡柏山村かしらの農夫利右衛門の子にして、天明七年七月二十三日に生る。利右衛門に三子あつて、長は即ち尊徳なり。利右衛門の家、素より貧困なるが上に、寛政三年、酒匂川さか暴漲して堤防を決壊し、其の害沿岸の諸村に及び、利右衛門の田圃もこれが爲に荒廢しければ、益、貧困に陥りたり。

尊徳は天資純孝にして善く父母に事ふ。父性酒を嗜めば、尊徳草鞋を作つて之を賣り、日々一合の酒を沽ひて之を進む。父年老いて病に罹りければ、尊徳之を憂ひて看護至らざることなかりしが、病終に癒えず、寛政十二年に歿りぬ。尊徳時に年十四歳なりき。

此の時、家産殆ど傾いて、一家の生計を立つること能はざれば、母の之を

憂ふること甚だし。尊徳母の心を安んぜんと欲し、晝は山に入つて薪を採り、夜は索を緇ひ草鞋を作り、心力を盡して生計を營めども、幼弱の身を以て一家四口の生計を立てんこと、極めて困難なるに、母も亦病に罹りければ、尊徳の憂苦益甚だし。日夜左右を違らず、看病に怠りなかりしかども、遂に其の效なくして此の世を去れり。

尊徳父に別れて久しからざるに、又母を喪ひ、其の悲痛果していかにぞや。重なる不幸に、家産は全く蕩盡して、荒れ果てたる田圃も亦他人の有と爲り、残れるものは、唯傾ける空屋と、幼稚なる二弟とのみなれば、今は復いかんとも爲すべからざるに至れり。

苦學 孤兒三人饑餓に瀕せるを以て、親族の者相議り、尊徳は伯父萬兵衛の家に寓し、他の二兒は川窪某の養育を受くることゝ爲れり。尊徳萬兵衛の家に寓せしより、晝は勵精刻苦して其の家業を助け、夜は獨自ら書を読んで之を樂とせり。

萬兵衛鄙吝にして慈愛の心薄く、尊徳の夜學するを見て之を快とせず、大に之を叱して曰く、

「我れ汝を養ふが爲、其の費用甚だ尠からざるに、今又夜學して燈油を費すは何事ぞや。農夫の子たる者、書を讀んで何の益かある、宜しく速に止むべし。」

と。尊徳其の命に従ひて讀書を止めけるが、獨自ら思へるやう、燈油を費せばこそ叱責をも蒙るなれ、自ら燈油を求めて書を讀まば、怒に觸るゝことなかるべしと。然れども素より一錢の貯もあらざれば、燈油を求むること能はず。是に於て暇ある時、不毛の地を開墾して油菜を作り、其の種子を燈油に換へて、然る後始めて夜學せり。然れども萬兵衛は猶之をも快とせず、

「汝夜學する暇あらば、索を緇ひ草鞋を作つて、聊なりとも我が費用を補ふべし。」

といふ。尊徳今は尋常の手段もて其の志の達し難きを知り、夜間の業務畢つ

て家人皆寢に就きける後、獨起きて竊に燈火を點じ、衣を以て之を覆ひ、燈光の他に漏るゝを防ぎ、以て讀書鶏鳴に及べり。此の如くすること久しくして、遂に其の志を達することを得たり。

立志 尊徳幼より艱苦を嘗めて、窮民の最も慙むべきことを認識しければ、己れ先づ身を立て家を興して、然る後天下の窮民を救済する法を立てんと欲せり。此の如き大志を懷けば、日夜伯父の家業を助け、機會もあらば立身興家の資本を得んものと思へり。

かくて歲月を経る中に、ある年、洪水の爲に用水堀破壊して其の跡不用の地と爲りたり。尊徳之を見て、休日毎に之を開墾し、村民の委棄したる稻苗を拾ひて之を植る付け、幸にして一俵の米を穫たり。尊徳大に悦び、「我れ此の一俵を資本として身を立て家を興さん。」といひ、伯父に養育の恩を謝して家に歸れり。

服部家を再興す 尊徳家に歸つて日夜農業を勵みければ、漸く生計を

立つることを得て、妻をも迎ふることは爲れり。こゝに尊徳の領主なる小田原の大久保家の家老に服部某といへる者ありき。其の祿千三百石を領しけるが、家貧にして、負債千餘金に及び、遂に其の職をも辭せんとするに至れり。ある人、これに告げて曰く、

「柏山村に金次郎といふ者あり、幼にして父母を喪ひ、一家斷絶しけるが、一俵の米を資本として遂に廢家を再興せり。其の才といひ徳といひ、常人の及ぶ所にあらず、子宜しく彼れに托するに一家の經濟を以てすべし。」と。某大に悦び、此の事を尊徳に依頼せり。尊徳初は辭退しけるが、切に請ひて止まざれば、さらばとて服部家再興の事を引受けたり。尊徳家事を妻に任せて、己れは服部家に移住し、先づ某にいひて曰く、

「再三の御依頼により、今日より御家再興の事を計畫仕り候はん。但し改革を行ふ時には、斷然たる決心なくては叶ひ難し、今後食は毎日一汁一菜に限り、衣は四時綿服に限り、無用の費は、一切禁ぜらるべし。能く此の三事

を守り給はゞ、五年を期して御家必ず再興仕らん。」

と。某之を承諾しければ、やがて奴婢を呼び集め、主人家改革の趣意を諭し、能く忠勤を勵むべしといひけるに、皆其の旨を領して退きぬ。

尊徳自得の經濟法種々あれども、其の大本は「分度を定む」といふ事なり。分度とは、既往數十年の収入を調査し、其の平均中數を以て分限程度と爲し、之を確守して一家一國の經濟を立て、其餘の収入は、分外として之を用ひず、貯蓄して不時の用に充つるをいふ。

尊徳此の法に據つて服部家一歳の費用、及び負債の辨償等を精査規定し、日夜勵精して興復を計りければ、さしもに衰敗せる服部家も漸く恢復して、五年に及べる頃豫て期したるが如く、負債は全く償還し了つて、尙二百兩を剩せり。尊徳此の金を携へて某の前に至り、

「五年間御儉約の效見えて、負債は盡く償はれたる上に、此の三百金さへ剩れり。今は御用も濟みたれば、御暇賜はるべし。偕此の三百金の中、百金は

御手許に置いて非常の用に御備へなさるゝこそ然るべけれ。又百金は奥方が多年の御心勞を慰むる爲に賜ひてはいかに。残る百金は當座の費用に充てられ候へ。」

といふ。某は一家將に滅亡せんとしたるに、尊徳の盡力に依つて家道恢復したるのみならず、剩餘の金をも得たれば、深く其の厚誼に感じ、謝禮の驗にとて、残る百金を尊徳に與ふ。尊徳悦んで之を受け、後々の家政に至るまで詳に指示して然る後退きたり。退く時、奴婢を呼び集め、

「皆々五年の間、忠勤を勵みくれたるが爲、御當家も漸く立直つて、今日の有様とはなりぬ。己れ今御暇賜はるに臨んで、百金を下されけるが、こは皆々に頒ち取らせん。畢竟御主人より賜はるも同じ事なれば、謹んで受けられよ。此の後益、忠勤を勵まれよ。」

といふ。奴婢は之を聞いて、且驚き且悦び、尊徳の恩誼に感ぜぬ者はなかりきとぞ。

内海某を戒む

此の頃の事なるが、ある日内海某といふ人尊徳の家を訪ふ。此の者は同國人なるが、尊徳の經濟法を傳聞し、己れも貧窮しければ、其の指導を受けて家計を立直さんと思ひ、態々訪ひたるなり。尊徳來意を聞いて快諾し、先づ今夜は我が家に一泊すべしとの事に、其の意に従ひけるが、別に是れぞと取立て、教へくる、事もなければ、四方山の世間話して寢に就きぬ。かくて翌朝起きければ、尊徳笑ひながら

「お前は逆も儉約の出來得る人にあらず。」

といふ。某は一向に其の意を解せず、唯茫然たり。尊徳枕許の行燈を指さし、「之を見られよ。」

といふ。某之を見れば、長さ三本の燈心あつて、油は大方盡き居れば、始めて氣づき、思はず「ア、仕舞つたり。」と叫びたりとぞ。

櫻町を興復す

小田原の藩主大久保加賀守忠眞は、當時老中勤役中に、賢明の聞えありたる人なりき。夙に尊徳の才德衆に秀でたるを聞き、大

に任用せんと欲したれども、猝に之を登庸する時は、衆の服せざらんことを恐れ、先づ尊徳をして偉功を奏せしめ、然る後任用せんと思へり。

こゝに下野の國芳賀郡に物井・横田・東沼といへる三箇村あつて、總稱を櫻町といひ、此の地は、大久保家の分家宇津某といへる旗本の領地なり。其の祿高四千石と稱すれども、地味悪しきが上に、民俗遊惰にして耕耘を勉めざれば、收穫少く、地頭の困難甚だし。本家の大久保家にて之を見るに忍びず、屢、人を櫻町へ遣はして興復を計らしめけるが、未だ嘗て一人も功を奏せし者あらざりき。

忠眞は、これぞ尊徳をして偉功を奏せしむる好位置なると思へば、尊徳を召して櫻町興復の事を命ぜり。尊徳幾度となく之を辭しけれども、忠眞強ひて命じければ、今は辭すること能はず、遂に其の命を奉ぜり。忠眞大に悦び、櫻町の興復に就き、補助金を與へんとす。尊徳之を辭退して曰く、「補助金を賜はりては、反つて害となり候へば、一金も下し賜ふに及ばず。」

荒地一段を開き、其の産米一石あらば、五斗を以て食料とし、五斗を以て其の年の開田料とし、かくして止まずば、他の財を用ひずして荒地残らずを開墾し得られ候。我が神州開闢以來、幾億萬の開田あれども、其の初異國の金を借りて起したるには候はず、必ず一畝よりしてかく開きたるものにて候。」

と。尊徳の意は、荒蕪を開くに荒蕪の力を以てすべしといふにあり。他力を仰がず、獨立獨行にて功を成さんと期するなり。何ぞ其の自信力の大きなる。

尊徳は二三の吏員と共に櫻町に至つて、三箇村を巡察しけるに、田圃は荒廢し、民家は傾頽して見る影もなき有様なり。然るに人民は遊惰放逸にして、飲酒博奕に耽り、動もすれば、喧嘩争論して健訟を事とし、これが興復を計ること、殆ど絶望の状なりき。されども尊徳は徐にこれが方策を案じ、先づ己れ自身に鋤鋤とつて田圃を拓き、農民を招集して耕耘に従事せしめ、或は溝渠を穿つて灌漑に供へ、或は橋梁を架して交通を便にし、日夜焦心苦慮

して、指畫經營せり。然れども多年遊惰に浸染して、奸譎風を爲したる人民の、争で一朝にして改悛すべき、尊徳の至誠も未だ信用せられず、其の命を拒んで、耕作を勤めざる者あり、猥に抵抗して議論する者あり、隱に拓殖を妨害する者あり。加之小田原より同行せる吏員は、尊徳の功を嫉んで、主君に讒言する者あつて、千百の難事は、皆尊徳の一身に纏綿せり。

然れども尊徳は一旦主君の識拔を蒙つて、此の大任に當れば、功を奏せずして止むべきにあらずと思ひ、難事に遭遇する毎に益氣力を振作し、恩威兼ね施して、善を勧め惡を懲らし、己れが一身の毀譽得喪を顧みず、只管人民の爲を思ひて、興復に力を用ひければ、さしにも遊惰頑僻なる人民も漸く尊徳の至誠に感じ、終には謹んで其の命に従ふことゝはなりぬ。

かくて十年の星霜を経たれば、遂には田圃開けて、人口も増殖し、風俗大に革つて、櫻町興復の事業、殆ど功を奏せんとするに至れり。且尊徳の施設は、唯眼前の事のみ止まらず、謂はゆる分度を定めて之を確守し、深く後

來を慮る所ありければ、天保年中大饑饉の時、關東・奥羽の諸國に於ては、人民の餓死せる者累々として道路に横たはり、悲惨を極めけるに、櫻町の人民のみは、平素尊徳の教訓に従ひて穀物を貯へ、不虞に備へ置きしかば、餓死を免れたるのみならず、他國の窮民をも救済せしこと尠からざりき。

饑民を救恤す 此の大饑饉の時、小田原領なる駿河・伊豆・相模の諸村も其の慘狀甚だしかりき。藩主忠眞之を憂ひて救恤せんことを欲すれども、群臣の中其の任に堪ふる者あらざれば、尊徳を召還して之を委任せんと欲し、急使を走らせて此の事を命ぜり。尊徳は、櫻町興復の事業未だ充分成功せざれば、大に困じけるが、君命も亦辭みかねて、遂に其の召に應ぜり。

此の時、忠眞江戸に在つて、偶、疾に罹れり。尊徳至れば、則ち櫻町興復の功を賞して千兩の金を與へ、且領内救恤の事を命ぜり。尊徳直に小田原に至り、豫て君の許可ありけるを以て、倉廩を發いて米粟を饑民に賑貸し、且己れが賜はりたる千兩の金をも皆救恤に用ひ、かくして饑民を救へること實に四萬三百九十餘人の多きに至り、又賑貸の法其の宜しきを得たれば、五年の中に皆之を返納したりとぞ。

幕府に登庸せらる 尊徳小田原に在つて饑民を救恤するに際し、一朝忠眞の訃音に接せり。尊徳忠眞の知遇を受け、將に大に用ひられんとし、此の不幸に際會せるは、遺憾の事といふべし。饑民救恤の任終りければ、尊徳再び櫻町に歸つて興復の事業を繼續せり。

是れより先、尊徳の名聲四方に傳播しければ、諸藩に於て、其の法を用ひんことを欲し、人を遣はして教を乞はしむる者極めて多し。尊徳これに對して一々方案を授け、るが、其の教に従つて封内の治を計りたる者、皆效驗あらざるはなかりき。特に奥州中村藩の如きは、治績の擧りたること最も大なりといふ。

天保十三年、幕府尊徳を登庸して普請役の格に班せしめ、印旛沼開鑿の事を命ぜり。尊徳乃ち意見書二卷を呈せしが、其の議容れられざりき。尋で命

を受け、下野の眞岡に至り、同國の芳賀郡、常陸の眞壁郡の諸村を巡察して荒蕪を拓き、新田を起し、窮民を撫恤して、其の功績尠からざりき。然れども上官の者動もすれば先規舊例に拘泥し、尊徳の良法も輒くは採用せざるを以て、之を小田原藩の、尊徳に委任して其の施設を專にせしめたるに比ぶれば、自ら軒輊なきこと能はざりき。

日光領を興復す 日光の廟社に屬する村落、凡て八十九箇村、其の田圃一千餘町歩、之を日光領と稱せり。但し其の田圃は、多年廢蕪して村民生を安んずること能はざれば、幕府之を興復せんことを欲し、弘化元年、尊徳を眞岡より召還して之を諮詢し、意見書を上らしめき。

尊徳は、唯日光のみに限らず、天下何れの地にても行ひ得らるゝ富國濟民の意見を述べたしと請ふ。幕府之を許しければ、日夜其の方案を研究すると三年にして、富國方法書六十卷を著し、之を奉れり。然れども此の書を上れる時、嚮に命じたる閣老、職に在らざりしかば、其の意見用ひられず、日光

領興復の議も遂には止みて、尊徳は、再び眞岡に歸れり。

かくて數年を経、嘉永六年に至り、幕府再び尊徳を召還して彌、日光領興復の事を命ぜり。其の命令書に曰く、

「日光御神領村々荒地起返難村舊復の仕法取扱被仰付間見込通御領私領手廣に取行可申候」

と。尊徳は、此の度こそ上官の掣肘を受けずして、己れが手腕を振ひ得る時なれと思へば、悦びて命を拜せり。

此の時、尊徳齡既に六十七歳、多年の心勞、病を醸して大に健康を傷ひ、痛く羸憊しければ、醫師之を危みて、心身の過勞を戒めき。されども尊徳之意とせず、病纒に瘥るを待つて、先づ日光の奉行所に至り、奉行に會ひて事の由を告げ、直に諸村を巡察せんとせり。奉行は、尊徳の容體惡しきを察し、「乗物を用ひられよ。」と勸めけるに、「乗物にては、事情を精察するに便惡しく候。」とて、之を辭み、單身徒歩して諸村を巡察せり。

抑、日光山は、下野の西北隅に位して、其の最高峰を男體山といひ、大眞子オホマコ・小眞子オホマコ・女貌等メノモトの諸山、これに屬して、一の山彙を爲し、謂はゆる日光領の八十九箇村は、是れ等の山間に點在して、栗山郷十箇村の如きは、最も深山の間に在り。時は恰も三伏の炎暑なるに、尊徳病後の老體を以て峻嶺嶮嶽の間を跋涉し、人民の状態、土地の肥瘠を精査して、遺すことなく、これが救済の方案を講究して、之を日光奉行に開陳せり。奉行能く尊徳の説を容れ、敢て阻礙することなければ、興復の事業着々として緒に就きぬ。

贈位 惜いかな、碩徳宏才の二宮尊徳は、日光領興復の事業、未だ畢らざるに、宿痾再發して、安政三年十月二十日、七十一歳を末期として長逝せり。

尊徳夙に富國濟民の術を自得して、之を各地に行ひ、土地を開拓し、窮民を救済せしこと枚擧に遑あらず。事業に大小あり、區域に廣狹ありと雖も、直接又は間接に其の恩澤を蒙れるもの、實に遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武藏・下

總常陸・上野・下野・陸奥の十一箇國に及び、今に至るまで其の遺法を奉ずる所あり。されば世人尊徳を崇敬すること甚だ厚く、現に小田原の御用邸の傍には、一祠を建て、尊徳の靈を奉祠し、之を報徳神社と稱す。

相馬の藩士富田某、業を尊徳に受けて親炙せしこと日久しく、因て其の事跡を録して報徳記八卷を著せり。明治十三年、相馬充胤、之を繕寫して乙夜の覽に供へ奉りけるに、主上大に尊徳の功を嘉尙し給ひ、遺族に金若干を賜ひ、尋で明治二十四年、尊徳に正四位を御追贈あらせらる。死者若し知るこゝとあらば、當に地下に感泣すべし。

三三 塙保己一

幼時 塙保己一が源氏物語の講義中、燈火消えたる故、暫しお待ち下され。「といへるを聞き、さしてく、目あきといふ者は、不自由なるものよ。」

といひたりといふ事、又「番町で目あき目くらに物をき」といふ川柳は、小學讀本にも見ゆれば、諸子も熟知せるならん。今それに因み、保己一が一生の歴史を語らん。

保己一は埼玉縣兒玉郡保木野村の農夫荻野宇兵衛の子にして、名は保己一、號は水母子、其の堂號を溫古堂といふ。後年其の師雨富檢校の本姓を冒すに及び、始めて荻野の姓を改めて塙と呼べり。保己一五歳の時、病の爲に兩眼とも失明す。保己一は幼少の時より殊の外に草花を好み、未だ盲目とならざりし時、野邊にて色々の草花を採り來り、之を前栽に植ゑて樂としけるが、失明の後物の色合を語る時には、花の色にて説明したりといふ。

立志 寶曆七年、保己一十歳の時、ふとしたる事が、立志の動機と爲り、遂に大學者とはなりたるなり。そをいかにといふに、ある日江戸の某とかいふ盲人太平記一部を誦して諸家に入し、名を顯せりといふ事を聞き、太平記程の書を誦して、それにて名を顯すことを得るならば、己れも一勉強

して名を顯しくれんと思ひ立ちたるなりといふ。

出府

かく思ひ立ちて十三歳の時、一人の盲目の友と共に江戸に出づ。其の時旅行の荷物をば、古き素麵箱に入れて擔ひ來りたるが、此の箱は今も猶塙家に保存せらるると聞く。二人の盲目の子供は中山道を上り、漸くの事に江戸に着き、保己一其の親戚を訪ひけるに、既に世を去りたれば、途方に暮れ、九段坂の上にて二人相携へて泣き居たり。遇、幕臣内藤安房守之を見て大に憫み、己が家に伴れ歸つて養ふこと數日、二人を四谷の檢校雨富須賀一の弟子と爲せり。

かくて二人は雨富檢校の弟子とはなりたるが、一人の友は音曲も按摩も鍼術も、其の技日々に進歩しけるに、保己一は四年の間刻苦しけるが、一も得る所なし。それも其の筈、保己一は極めて勘のあしき人にて、又不器用なりき。されば常々往來するにも、曲り角又は橋にかゝりなどすれば、方角に迷ひ、人の助を求むること數なり。又食事する時も握箸にて椀の向ふの端

より口に掻き込めり。

雨富檢校は慈悲深き人なれば、保己一が物覺あしきを叱ることもなく、こは其の天性に適はぬ爲なるべしとて、試に百人一首を教へけるに、一たび聞いて直に誦誦す。檢校大に感じ、一五一什を安房守に話せば、「さては彼れには書を聽かせ、歌をよますこそよけれ。」とて、師に就いて學問せしめけるに、天才忽ち發露して其の進歩驚くばかりなり。萩原宗固の門に入つて歌書物語の類を學び、山岡明阿彌に就いて律令等の書を講じ、それより宗固の勸によつて賀茂眞淵の門人と爲りしが、是れは半年ばかりにて眞淵歿りぬ。

廉潔 保己一は學問の進歩と共に追々立身して衆分より勾當と爲り、檢校と爲り、總録と爲り、終には總檢校と爲りたり。天明四年、保己一の未だ檢校たりし頃、師の雨富歿りける際、保己一に遺言しけるやう、

「我れは是れまで人に貸し置ける金若干あれども、其の中返し得ざる人の證文は皆焼き棄てけるが、尙こゝに返しくるべき證文數通あり。讓るべき

子もなければ、我がなき後には其許に與ふべし。」

と。保己一

「僕郷里を出てし折は、露ばかりの貯もなかりしに、師の惠により、檢校にまで歴上り、其の御恩徳の深く高きは海山も嘗ならず、此の外に何物をか賜はるべき。其の證文は未だ職にも就かれざる門人に給ひ給へ。」

とて辭退せり。

又保己一が未だ衆分にて二十四五歳の頃、ある時同格の豊一といへる盲人若干の貯を遺して遽に世を去りけるが、其の盲人には嗣子もなかりしかば、ある人雨富に勸めて其の貯を保己一に與へ、豊一の名跡を嗣がせんとす。保己一之を辭し、

「豊一生ける時、己れと心よからず。されば死にたりとて、其の家を嗣ぐべき道理なし。且我れ果報あらば、かばかりの財貯ふること難からず。」

とて肯はざりき。廉潔にして又氣概ありといふべし。

群書類従

保己一學成つて名聲大に揚れるより、教を乞ふ者頗る多し。

水戸侯其の學力の優秀なるを聞き、召して十人扶持を賜ひ、大日本史を校正せしむ。保己一又幕府に願ひて和學講談所を番町に設立して群書類従を編纂す。此の書の編纂は實に保己一が一生涯の大事業にして、三十四歳の時思ひ立ち、安政二年、七十四歳の時、漸く上木することを得たるものにて、此の間、四十一年の時日を費せり。此の書前集千二百七十三種、六百三十五卷、續集二千百三十種、千八百八十五卷、保元以降諸家の記録雜書の、永く湮滅して世に顯れざるを搜索して之を校訂し、各書皆類を以て彙編す。是に於て古人の著書再び世に出て、不朽と爲れり。

かゝる大事業は、目に不自由なき大學者にてても容易に爲し得べきことにあらず。然るに保己一は盲目の身を以て、書手六人を座右に置き、群書を聚めて讀ませては寫さしめ、四十一年一日の如くにして之を完成せり。其の精力の偉大なる、實に驚くに堪へたり。

此の外其の校刻する所、日本後紀・令義解百練鈔・類聚符宣鈔・徒然草等あり。門人には屋代弘賢・松岡辰方・稻山行教・石原正明・中山信名等あり。文政四年九月十二日、病を以て歿りぬ。時に年七十六。法號を「和學院前總檢校心眼明光居士」といふ。心眼明光居士、名實相適へりといふべし。

博聞強記

保己一の、博聞強記なりし一例を述べんに、片山足水といへ

る人宸翰の御願文一葉を藏しけるが、唯太上天皇とのみあつて、何帝とも定めかねたれば、之を保己一に質す。保己一それを讀ませけるに、「**廷禁之闕**。宸居無動。姑射之山。南樹不虧。」といふ句に至り、

「花園院の宸翰なり。」

と判断す。其の由を問へば、花園院の仙洞太上皇の御所又は太上皇の稱にて御座せし時、後伏見院も猶仙洞にてましますば、後伏見院を姑射之山と稱し、當今後醍醐皇を廷禁之闕と記し給ひしならん。と辨ぜしかば、多年人々の考へ得ざりし疑問、一朝にして氷解し、其の博聞強記なるに感ぜりといふ。

右の御願文の事、保己一の辨明あれども、其の辨明がむづかしかるべければ、更に解釋を下さん。姑射は藐姑射の山にて、仙人の棲めりといふ所、莊子の逍遙遊に「藐姑射之山。有神人居焉。肌膚若氷雪。淖約若處子。」とあり。即ち仙洞と同義なり。南樹は詩の小雅に「如南山之壽。不騫不崩。」とあるに基づき、壽樹同音なれば、殊更に壽を樹に變じ給へるなるべし。さて此の句の意味は、當今の御座します宮闕は、宮居動かずして安らげく、又後伏見院の御座します姑射の山は、南樹虧けず、めでたく渡らせられんことを祈願すと宣ひしなるべし。

和歌

保己一の和歌數ある中に、姥捨山の歌最も名高し。そは嘗て史料取調の爲上京したる折の歌として、人々の稱美しけるものなるが、古歌に「我が心なくさめかねつ更科や姥捨山の月をながめて」とあるを、本歌に取つて

我が心なくさめかねつ更科や

姥捨山の月をながめて

ての一字を濁らせたるのみにて、歌の意味を變じ、一段の興趣を添へたるなり。其の才藻想ふべし。

三三 西郷隆盛

幼時

西郷隆盛は薩摩の島津家の藩士にして、父を吉兵衛といひ、吉兵衛に四男三女あつて、隆盛は其の長子なり。次男を吉次郎、三男を慎吾、末子を小兵衛といふ。吉次郎は戊辰の役に戦死し、小兵衛は西南の役に戦死し、慎吾は後に侯爵を賜はり、従一位大勳位に昇叙せられたる西郷從道にして、三女は皆他家に嫁す。

隆盛は文政十年十二月七日、鹿兒島城下の加治屋町に生る。幼名は小吉、長じて吉之助隆永といひしが、維新後隆盛に改め、南洲と號す。隆盛幼にして容貌魁梧、巨眼炯々として非凡なる相を備ふ。幼時藩の儒者松本某に就い

て漢學を學び、後に藩の學館聖堂に入つて修學す。武術も幼時より學びしが、十三歳の時、友人と口論の末、争鬪して右の手に負傷し、自由を缺きける爲、再び武を講ずること叶はず、依つて専ら文學を修めたり。

隆盛の家は素より士分にはあれど、小姓組と稱して下級に屬すれば、従つて家道も亦豊ならず、十五歳の時、郡方の書役と爲り、郡奉行に隨行して地方を巡回し、纒ばかりの俸給を得て家計の補と爲せり。

御家騒動

こゝに島津家の藩主齊興に三子あつて、長男を齊彬、次男を齊敏、三男を久光といふ。齊彬は資性豪邁にして識見高く、夙に内外の大勢を洞察して、大に爲す所あらんとす。然るにいづこにもありがちの御家騒動といへること、此の島津家にも起れり。其の概要をいへば、國老島津將曹・調所笑左衛門等一味の者共、齊興の側室岡田氏と相謀り、齊彬を廢嫡して岡田氏の生める久光を擁立せんとの結構なり。國老島津壹岐、及び赤山鞆負・島津清大夫・高崎五郎右衛門正風の父大久保次右衛門利通の父等之を聞き、主家の一大

事なりとて、其の隱謀を打破らんとしけるが、此の事早くも露顯して赤山鞆負以下十餘人自刃し、大久保次右衛門以下數人は遠島に處せられ、其の他罪を蒙る者多し。

此の時隆盛は未だ若年なりしが、島津將曹等が隱謀を惡み、赤山鞆負等の自刃を聞いて悲憤慷慨に堪へず、父と共に赤山の邸に赴き、其の最期に着したる血染の襦袢を持ち歸り、

「我れ、若年にして是れ等の義士と死を共にせざりしを恨む。」
とて、落涙數行に及べり。

是れより後、隆盛は大久保利通・長沼嘉兵衛等と結托して、君側の奸を退け、先輩の遺志を紹がんと欲せり。かゝる處に嘉永四年正月、齊興俄に致仕して、其の翌月齊彬嗣立することゝ爲れり。隆盛等の悦名狀すべからず。こゝは齊興の伯父なる筑前福岡の藩主黒田齊博等の盡力に因れりといふ。

愛情

一口に英雄豪傑といへば、雄心勃勃々として功名富貴の奴隸と爲

り、親子兄弟の親みの如きは、一向に頓着せざるもの、やうに解すれども、そは大なる誤なり。隆盛は英雄豪傑の士なり。而して其の家庭に於る彼れの一舉一動を見れば、其の愛情のいかに靄然として掬すべかりしかを知るに足らん。隆盛二十六歳の時、父を失ひ、僅一月隔て、母をも失ひ、其の悲嘆いふばかりなし。搗て、加へて家は素より貧困なるに、弟の吉次郎はや、長じたれども、愼吾は僅に十歳にして、小平は漸く七歳なりき。隆盛は弟の吉次郎と力を協せ、父母に代つて是れ等の幼兒を愛育せり。人は父母兄弟を愛する者にして、始めて君をも國をも愛するなり。故に英雄豪傑と爲らんと欲する者は、先づ父母兄弟を愛すること隆盛の如くならざるべからず。

拔擢せらる 齊彬新に藩主と爲るに及び、豫て蒞蓄せる國政の改革案を斷行せんと欲せしが、第一に要するは己れを輔佐する大人物なり。數多き藩士の中にて、是れぞと着目したるは、當時尙一小吏にして貧書生なりし西郷隆盛なり。齊彬はいかにして隆盛の大人物なるを知りたるか、そは詳なら

ざれども、隆盛は時勢に感ずる所あつて、屢上書建白したる事あれば、それ等にて彼れが非凡の大人物なるを知りたるならん。されども下級より一躍して顯要の職に就かしむるを得ざるを以て、齊彬の江戸へ出府する時、中小姓の列に加へて召具し、尋いで庭方役を命ぜり。是れより隆盛は庭内に入出して屢齊彬に面謁し、意見を述べければ、齊彬隆盛の説を聞いて深く之を信任せり。

藤田東湖を訪ふ 嘉永六年六月三日、亞米利加合衆國の水師提督ヘルリ四隻の船艦を率ゐて相州浦賀に來り、和親通商を請ひしを初として、英吉利・露西亞・和蘭の諸國同様の要求を爲し來るに及び、徳川幕府は事態の重大なるを以て、事の次第を朝廷に奏上し、又諸侯の意見を徵するなど、天下の形勢容易ならざる事と爲れり。

隆盛が齊彬に扈從して江戸に着したるは、安政元年の二月にして、恰もヘルリが再び來つて和親通商の允許を迫り、今にも戦端を開かんとする時な

りき。當時薩藩の有志者にして江戸に在りたる者數ある中に、有志者の首領として専ら他藩の有志者との交渉に任じたるは、隆盛の外一兩人に過ぎざりき。

此の時諸藩の中にて、江戸に在つて最も國事に盡力し、世人に指目せられたるは、水戸の藩主齊昭と其の臣藤田東湖となり。されば齊彬隆盛に命じ、東湖に面會せしめんとて、親ら書翰を認め、紹介の勞を取れり。隆盛乃ち同藩士の樺山三園、及び肥後の熊本藩士津田山三郎を伴ひ、小石川の水戸邸に至り、始めて東湖に面會す。隆盛は平生人に接するに、沈黙して談笑すること少し。故に此の時も至つて言葉寡く、僅に初對面の挨拶を爲したるのみにて、其の後は唯樺山津田の一人が、主人の東湖と談話するを傍聽するに過ぎざりしが、東湖の色黒く骨格雄偉にして、眼光の炯々たるを見、心竊に感ずる所ありしものゝ如し。やがて辭して門を出づるに及び、樺山を顧み、笑ひながら

「東湖は泥棒の親分のやうなり。」
と評せりとぞ。是れより後、隆盛は屢東湖を訪ひけるが、意氣相投じて深く相結托せり。

橋本左内來る 此の頃越前福井の藩主松平慶永の臣下に、橋本左内景岳と號すといへる俊傑ありき。人と爲り剛毅にして識見高く、一世を睥睨する概あり。然れども其の身長僅に五尺、細やかにして色白く、一見婦女子の如し。一日隆盛を芝田町の薩摩屋敷に訪ふ。時に隆盛壯士を集めて庭前にて相撲の最中なり。取次の知らせにより、隆盛左内を延見しけるが、其の狀貌を見て、やゝ輕侮する風あり。左内初對面の挨拶終りたる後、

「某主人より承り候に、御邊には夙に國事に就いて御盡力なさるゝ由、誠に敬服の至に堪へず。希くは御教導に預り、驥尾に附いて微力を致さんと存す。」

と慇懃に述べれば、隆盛聞き終り、

「それは大間違に候。某は愚昧にして、國事など議すべき者にこれなく、唯壯士輩を集め、朝夕相撲とつて樂み居るばかりに候。」
といひて取合はず。左内重ねて

「否々、そは御謙遜に過ぎず、願くは胸襟を披いて御教示あれ。」
とて、それより天下の大勢につき、自己の所見を述べけるが、其の論ずる所皆時事に剴切にして、其の高見卓識、驚くばかりなりければ、流石の隆盛も感歎して膝の前まへむを覺えず。左内の去れる後、諸士に向ひ

「今來れる橋本生は、年齒僅に二十歳を越ゆるに過ぎざれども、其の議論頗る聽くべきものあり。予が初め彼れの纖弱なる風姿を見て、輕侮せるは慚愧に堪へず。」

といひ、翌日直に左内を靈岸島の越前屋敷に訪ひ、昨日の無禮を謝して、それより相提携して國事に盡力せりといふ。左内の弱冠にして既に此の大見識ありしも敬服すべき事ながら、隆盛が、過を改むるに吝ちかならざる大度量、
に至つては、實に偉人の偉人たる所なるべし。

前に示したる藤田東湖といひ、此の橋本左内といひ、實に天下の偉人傑士にして、隆盛程の大豪傑すら深く畏敬したるものと見え、後年常にいへるやう、

「予は先輩にては藤田東湖を推し、同輩にては橋本左内に服す。」

といへりとぞ。然るに東湖は隆盛が始めて面會せる翌年、即ち安政二年十月の大地震の時、江戸の水戸邸内にて非業の最期を遂げ、左内は幕府の手に捕はれ、安政六年十月、江戸郊外なる小塚原こづかばらにて刑せられたり。

僧月照・老女村岡と交る 是れより先、徳川十三代將軍家定子なきにより、其の繼嗣を定むる事に就いて天下の議論沸騰せり。隆盛是れ等の事に就き、京都に上つて奔走するに當り、こゝに始めて僧の月照・老女村岡と交を結べり。月照は本名を忍向と稱し、洛東清水寺の住職なり。人と爲り謹謙にして、深く禪學に通ず。後其の職を實弟信海に譲り、諸國を行脚して民情

風俗を察し、再び京都に歸つて清水寺に退隱せり。偶米艦來つて外交の切迫するに及び、大に國事を憂へて縉紳の間に入らせり。村岡は姓を津崎と稱し、近衛家の老女なり。此の時既に七十餘の老齡なるが、資性聰明、主家に仕へて忠實にして、亦深く國事を憂へたり。隆盛京都に入つて縉紳の間に往來するに當り、此の人々の助力を得たること多かりきといふ。

齊彬の薨去 隆盛東西に奔走して國事に盡瘁しける折柄、こゝに一大事件の出來せしは、齊彬の薨去是れなり。齊彬大に爲す所あらんと欲せしに、遇病に罹り自ら起つべからざるを知つて、異母弟久光の子忠義を世嗣に定め、久光を後見と爲すべき由を遺言して薨去せり。

此の時隆盛は京都に在つて此の訃音に接し、失望落膽の極、終に殉死せんと思ひしが、又思ひ返し、勤王の大義を明にし、國家の統一を計り、以て對外の策を決するは、我が君の精神なれば、我れは百難を排して其の遺志を紹がざるべからず。是れ君恩に報ゆる道にして、又皇室に對し、臣民の當に盡すべき職分なりと決心して、是れより一層國事に盡力せり。

安政の大獄 是れより先、江州彦根の藩主井伊直弼幕府の大老職となつて、天下の政を掌りけるが、安政五年、勅許を待たずして外國との條約に調印し、又紀州家より家茂を迎へて將軍家の繼嗣と定めしかば、天下の志士直弼の處置を憤り、世論囂々たり。依つて直弼は反對せる諸藩主を罰し、又京都にては梅田源次郎・頼三樹三郎・吉田松陰等十餘人、及び彼の老女村岡を捕縛して、悉く之を江戸に護送せしめ、又江戸にては日下部伊三次・橋本左内・安島帶刀等を捕縛し、皆それ〴〵に罰せり。

此の時月照も亦幕吏に目ざれしかば、近衛忠熙公之を憂へ、密に隆盛に托して月照を伴ひ、難を奈良に避けしむ。蓋し奈良には月照の姻戚あるを以てなり。隆盛之を諾して海江田俊齋と共に月照を護衛して京都を出發せり。途中捕卒の目を注ぐこと數なりしも、幸にして伏見まで落ち延びたり。隆盛世間の有様を見て、

「近畿の地は捕卒充滿して甚だ危険なれば、暫く我が薩摩に伴ひ進らせん。」

といふ。月照悦んで其の意に従ひければ、俊齋に托して一先づ月照を大阪に送らしめ、己れは京都へ立戻つて再び國事に奔走せり。兎角する中に隆盛も亦幕吏に目ざゝるゝに至りければ、急に大阪に至れり。危機一髪、隆盛が京都の旅館を出發せし跡に、捕卒亂入せり。隆盛後に之を聞いて、今は一刻も京阪地方に居りがたしとて、月照を伴ひ薩州さして落ち行きたり。

入水

隆盛月照主従

從者は大機重助

を伴ひ、大阪の川口より出帆して海路恙なく

馬關に着き、それより月照主従を筑前の博多に潜匿せしめ、己れは鹿兒島に戻り、匿れ場所を用意して、然る後月照を迎へんと爲せり。然るに鹿兒島は齊彬の薨去後、形勢一變して、勤王有志の徒を壓伏し、専ら幕府の意を迎ふる有様なれば、隆盛の見込相違してけり。

こちらは月照、博多に在つて隆盛の來るを待ち居る處に、幕府の捕卒追跡

し來り、搜索すること甚だ急なり。こゝに筑前の福岡の藩士に平野次郎國臣といへる人あり。夙に勤王の志を懷き、京阪の間に奔走して大に盡す所ありき。此の時國に在つて月照の危急を聞きければ、月照主従を護衛して陸路柳川に出で、それより海路を経て薩摩に入りたり。

隆盛月照の來れるを聞いて、いづこに隠匿せしめんかとて、種々に心を碎きける中に、幕府の捕卒は鹿兒島にまで入り込みぬ。藩廳にては大に之を憂へ、隆盛に内命を下し、

「幕府の、貴殿と月照とを搜索すること甚だ急なり。若し我が藩にて之を保護するに於ては、嫌疑を蒙るべければ、速に日州の方へ立退くべし。」

といふ。隆盛今は是れまでなりと覺悟して直に月照の旅宿に至り、

「藩廳より云々の内命あれば、日州へ伴ひ進らせん、委細は船中にて語り申すべし。」

といふ。月照・平野等急いで海岸に至れば、藩吏坂口某既に船の支度して待

ち居たり。船中には隆盛が用意したる酒肴あり、月照の爲には特に精進料理の設あり。船は既に岸を離れぬ。時は安政五年十一月十五日の夜なり。月は皓々として海上を照し、風は颯々として征衣を拂ふ。憂國の烈士身を置くに處なく、其の心事果していかな。暫しが間互に盃を酌み換し居たるが、やがて隆盛月照を摩いて舳先に出で、聲を潜めていひけるやう、

「幕府の追跡甚だ急なるより、藩廳にては我れ等を日州に立退かしむれども、到底免るべしとも思はれず。繩目の辱を受けんより、いつそ潔く死して海底の藻屑と爲らんと思ひ候。」

月照驚く氣色もなく、快く諾ひければ、二人坐に復して談笑すること初の如し。月照疊紙を取出し、さら／＼と書いて

「てにをはも整はざれど」

とて、示すを見れば、一首の歌なり。隆盛讀み下して只點頭くのみなりしが、やがて之を懷中して舳先に立出づれば、月照も亦續いて出づ。時に夜は漸く

に明け初めて、船は心岳寺の山下に至りぬ。月照西に向つて禮拜することやや暫くなりしが、やをら隆盛と手を組み合すと見る間に、さんぶとばかり海中へ飛び入りぬ。船中の人々大に驚き、急に船を止めんとしけるが、折節順風の事とて、船の走ること矢の如し。坂口某が早速の氣轉にて棹を投げ込み、入水の場所の目標として、一町餘走れる船の帆綱を切つて、漸く元の場所に漕ぎ戻させけるが、影も形も見えず。いかゞはせんとして立騒ぐ折しもあれ、隆盛月照を確と抱き締め、忽然として波上に浮き上れり。「それッ」といひつゝ一同に力を協せて救ひ上げ、るが、二人共に早、絆切れぬ。急ぎ船を岸邊に漕ぎ着け、介抱しければ、隆盛は漸くにして蘇生しけるが、月照は終に不歸の客と爲れり。時に年四十六。

平野等船を鹿兒島に戻さず。藩廳にては、隆盛月照と共に水死せりと申立て、囚人の屍を以て隆盛の屍に裝ひ、月照の遺骸と共に幕吏の檢視を受く。幕吏之を信じ、平野は訊問の要なしとて、月照の從者のみを召捕り引上

げぬ。隆盛は十六日の夕刻、駕籠に乗せられて家に歸りけるが、月照のみ歿りて、己れの生き残れるを悲み、自刃せんとす。人々之を諫めて漸く思ひ止らしむ。隆盛の懷中より出でたる月照の辭世

曇りなきころの月も薩摩鴻

沖の波間にやがて入りぬる

大君の爲には何か惜からん

薩摩の瀬戸に身は沈むとも

遠島 藩廳にては、隆盛月照と共に水死せりと幕府へ届出でたるを以て、鹿兒島に置きかね、姓名を菊池源吾と改め、大島へ流せり。但し眞の流罪にはあらず、たゞ一時公儀の手前を憚つて島へ移せるまでにて、折を見て召還さんとしたるなり。されば月々の手當なども宛て行ひたり。隆盛は島に在つて或は農業を爲し、或は遊獵などして日を送れり。

兎角する中に安政は六年にて改元し、萬延元年となり、其の三月三日の雪

の晨、大老井伊直弼は、水戸の浪士等の爲に櫻田門外にて殺害せらる。此の時薩摩にあつては、勤王黨の一人小松帶刀藩廳の要路に當り、大久保利通・伊地知貞馨を拔擢して政務に參與せしめしかば、藩政は全く勤王家の手に移れり。依つて利通等頻りに隆盛の召還を請ひ、文久二年二月十二日、隆盛鹿兒島に歸る。隆盛大島に在ること二が年、依つて姓名を變じて大島三右衛門といへり。

隆盛鹿兒島に還つて國論を察するに、久光京都へ上り、それより江戸に下つて公武の間に盡力せんとするなり。隆盛此の舉を悦ばず、久光に見えて諫めて曰く、

「此の度の御上京は、一先づ御見合せあつて然るべしと存ず。其の次第は、今事を天下に爲さんと欲せば、先づ大藩の諸侯と氣脈を通じ、然る後始めて京都に出で、勅命を奉じて公武の間に御盡力あつて然るべしと存候。然るを我が藩の獨力を以て事を爲さんとせば、其の事は成らずして、徒に諸

藩の有志者に擁立せられて、不慮の事變を生ずべし。されば此の儀は暫く思ひ止らせ候へ。」

と。久光は此の諫言を用ひざりしが、諸藩の有志者と事を共にすることは悦ばざりしかば、隆盛に命じ、先づ出發して諸藩の有志者を統御せしめ、然る後小松帶刀・大久保利通以下千餘人を従へて後より出發し、日數經て播州に到着せり。

隆盛大阪に着し、諸藩の有志者の舉動を察するに、果せるかな彼れ等は久光の着京を待ち、之を盟主に戴き、一舉して王政復古を行はんとすれば、隆盛東西に奔走して、其の輕舉を戒む。然るに久光は隆盛が諸藩の有志者と結托し、暴舉を企つと誤解して大に激怒す。されば隆盛の久光を兵庫に迎へける時、面謁をも許さざりき。隆盛訝しく思ひ、利通を旅館に訪ふ。利通隆盛を伴うて海邊に至り、愁然として嗟歎し、

「今の時に當り、一日もなくて叶はざるは貴殿の一身なり。然るに我が君に

は云々の事を聞き給ひて、痛く憤激し給へり。某は貴殿が獨罪せらるゝを見るに忍びず、天下の事も最早是れまでなりと思へば、こゝにて共に刺し違へ相果て申さん。」

といふ。隆盛も亦嗟歎し、

「貴殿の友誼に厚きは、今に始めぬ事ながら、貴殿にして某と共に死に給はば、天下の大事を引受くる者誰れか候べき。某は君命に従ひ、罪を蒙るべければ、貴殿は某に爲り代つて、十二分に御盡力あらんことを望む。」

とて、切に請ひければ、さらばとてこゝに袂を分ちぬ。隆盛は大島より還り、僅一か月餘にして再び徳の島に流されぬ。但し此の度も流罪といふにはあらず、名義は徳の島へ派遣を命ずといへるなり。こは人心の動搖を氣遣ひたる爲なるべし。

隆盛は一旦徳の島に流され、程なく沖の永良部島に移されて入牢の身と爲りけるが、時勢は此の偉人を永く一孤島に置くことを許さず、元治元年の

二月、赦されて鹿兒島に歸り、それより上京して久光に謁せしに、久光隆盛に軍賦役の重職を命ぜり。

一言の返事 初め攘夷論の盛なりし時、長州藩皇居守衛の任を受け居りしに、薩摩・會津・桑名等の諸藩の溫和論勢力を得て、朝議一變せしより、長州藩は皇居守衛の任を解かれ、且藩士の在京をも禁ぜられしより、一同國に引揚げ、之れと同論なりし三條實美以下の七卿は、長州に脱走する事となれり。

長州藩は之を遺憾に思ひ、中にも驍勇を以て聞えたる久阪玄瑞來島又兵衛等は、家老福原越後等と共に京都に押寄せんとす。公卿殿上人此の風説を聞いて、今にも輦轂の下に血の雨降り來らんかと思ひ、恐るゝこと一方ならず。折節隆盛は軍賦役と爲つて、其の勢力諸藩の有志者中隨一なりければ、之れに聞き合せんとて、使者を遣はし、

「此の頃毛利の藩士共、多人數兵器を携へ都へ上る由、専ら風聞すれども、

其の藩にてはいかに處分する考なるぞ。」

と問はしむ。隆盛何の返事もなく、唯煙草を薫らし居れば、使者は暫らく其の顔を打眺め居たるが、堪へかねて

「長州勢が押寄せ來るとて、雲上の方々御氣遣めさる。御返事はいかゞに候ぞ。」

と催促す。其の時隆盛は大の眼を光らせ、

「皆殺して仕舞ひ申す。」

唯此の一言のみなれば、使者は大に驚き、勿々に立去りたり。

風聞は事實となつて、同じき年の七月、長州藩の家老益田右衛門介・福原越後・國司信濃等兵を率して嵯峨・山崎に屯し、藩士の入京を許されんことを乞ふ。朝廷懇に諭し給へども服せず。進んで禁闕を犯しければ、薩摩・會津等の兵撃つて之を退く。是に於て幕府奏請して長州を征伐す。長州にては益田・福原・國司三家老に切腹せしめて罪を謝せり。

兩雄の會見

此の時長州藩に奇兵隊と稱する一隊あつて、高杉晉作・山縣狂介今の山縣公爵等之れが隊長たり。高杉晉作は精悍勇猛なる勤王家にして、幕軍の來れる時、開戦を主張しけるが、其の言用ひられずして、反對黨より狙はれければ、一時藩を脱して博多に渡り、平尾の山莊に潛み居れり。此の山莊は福岡の城下より一里も隔りたる村落に在つて、人里離れたる閑靜の庵室なり。庵主望東尼は、福岡の藩士野村新三郎の寡婦にして、當時勤王黨の間に其の名を知られたる女丈夫なり。前年僧の月照が幕吏に追跡せられし時も、此の庵室に匿れて手厚き世話を受けたる事ありき。

此の時隆盛は小倉に滞在して、尼とも時々往來して國事を談ぜるより、尼は一日晉作に勧めて隆盛に會見せしめんとしけるが、晉作容易に承引せず。こゝに福岡の藩士に月形潛藏・早川勇といへる二人の勤王家ありき。此の二人も薩長兩藩の聯合を以て目前の急務と思ひ、共々に會見を勧めしかば、晉作も漸く納得せり。

時は秋の最中なり、木々の梢は薄紅に染め出で、松の綠と相映する山莊は、えもいへぬ風色なり。隆盛こゝに來つて晉作に會見す。會見して意中を披瀝すれば、共に勤王憂國の志士、傾蓋故の如く、互に打寛いで時事を談ず。尼も月形も早川も骨折の甲斐ありとて大に悦びぬ。晉作隆盛に向ひ

「今日の會合は何卒祕密に……。」

「そは勿論の事に候。」

兩雄は袂を分てり。此の會合より薩長の反目次第に融和して、遂には維新の大業をも成し得たりといふ。

王政復古

高杉晉作は此の會合に力を得たりと見え、國に歸り、慶應元年の正月、奇兵隊を率して反對黨を馬關に襲ひ、之を打破つて國論を一定し、幕軍に當らんとしければ、幕府再び長州征伐の兵を出しけるが、連戦連敗す。兎角する中に、將軍家茂大阪にて病に罹り、遂に薨去し、慶喜征夷大將軍に任ぜらる。其の後孝明天皇崩じ給ひ、慶應三年正月、明治天皇踐祚し給

ふに及び、大喪の故を以て遂に長州征伐の兵を解かしめ給へり。慶喜勅を奉じて兵を班し、其の十月、大政を奉還す。天皇之を嘉納し給ひ、十二月九日、王政復古の大令を發し給へり。徳川幕府二百六十餘年、鎌倉以來六百八十年の武家政治は、こゝに至つて全く廢せられて、天皇萬機を親裁し給ふことゝなれり。

大英斷 前將軍徳川慶喜は、大政を奉還して二條城にありけるが、會津・桑名の諸藩、及び部下の兵の憤慨する者多ければ、事變の生ぜんことを恐れて一旦大阪に退きしが、翌明治元年正月に至り、部下の兵及び會桑二藩の兵に擁せられ、王政の復古は薩藩士の隱謀に出づとて、將に薩州征伐の上表を捧げて入京せんとす。其の軍勢三萬と注せられぬ。然るに此の時京都に駐屯せる薩・長其の他諸藩の勤王軍は、合計五千に過ぎざりき。されども隆盛は到底開戦の避くべからざるを覺悟して、鳥羽・伏見の二道に兵を出して關門を設け、長州兵と共に嚴重に守らせ置きたり。

是れより先、三條實美以下の長州に脱走せる諸卿、罪を赦されて歸京し、それ〴〵要路に立つて天下の政道を掌り居りければ、隆盛は大久保利通と相謀つて、一封の書面を三條・岩倉・東久世等の諸卿に宛て、差出し、朝廷に於て大會議を開かせられんことを請ふ。會議は開かれぬ。隆盛は利通と共に討幕を主張すれども、之を賛成する者尠く、概ね疑懼の念を懷き居れり。

かゝる處に幕軍は會桑二藩の兵を先鋒として正月三日の朝、鳥羽街道より進み、關門を押通らんとす。薩・長の兵之を拒み、こゝに端なくも戰端開け、續いて伏見街道にても砲火を交へ、幕軍終に敗走す。かくて兩道の捷報朝廷に達するや、疑懼の色は忽ちに變じて欣喜の聲となり、今まで隆盛等を蛇蝎の如く恐れ居りし人々も、先を争うて面會を求むるに至れり。隆盛宮中より退出して薩藩の陣營に歸り、傍人に語つて曰く、

「今日鳥羽街道一發の砲聲は、百萬の味方を得たるよりも嬉しかりき。」
と。此の一戦は、實に諸藩の向背を決せしめ、天下の大勢を定むるに大關係

あるものなれば、一發の砲聲は維新の大業を確立する一大祝砲ともいふべきものなれば、隆盛の悦べるも亦宜ならずや。

是に於て朝廷にては即夜小松宮嘉彰親王を以て征討將軍に任じ給ひて、錦旗節刀を賜ふ。翌四日宮には薩・長等の兵を従へ、鳥羽伏見の戦地を巡覽し、東寺に本陣を置き給へり。

錦旗東に向ふ 幕軍は鳥羽伏見の一戦に打負けて大阪へ退き、それより慶喜は海路江戸に走り、其の他の幕軍も皆江戸へ遁れ走れり。尋いで朝廷更に有栖川宮熾仁親王を征討大總督として東海・東山・北陸の三道より江戸に向はしめ給ふ。慶喜大に恐懼し、上野の大慈院に退いて謹慎し、専ら恭順の意を表す。

隆盛は大總督府の參謀と爲つて薩州の軍勢を率し、東海道を下つて駿府に着し、こゝに暫く滞陣せり。かゝる處にある日陣營に來つて隆盛に面會を求むる者あり、其の名を問へば、徳川慶喜の家臣山岡鐵太郎といふ。薩州人

益滿休之助といへるを従へ、幕末の偉人勝安房初の名は義邦、通稱麟太郎、海舟と號す。幕末に安房守に任ぜられ、因つて安房と稱し、後安房に改む。の添書を持つて來れるなり。隆盛延見すれば、大の男の、色は飽くまで黒くして顴骨高く秀で、眼光爛々として人を射る。隆盛一見して其の偉丈夫なるを知り、來意を問へば、慶喜が恭順謹慎の意を述べて、寛典の御沙汰を蒙りたしとの事なり。其のいふ所義理明白にして誠意人を感じしむるものあり。隆盛深く同情を表し、鐵太郎を待たせ置いて宮の御前に伺候し、御前會議を開いて命令書を作り、之を鐵太郎に示せり。其の中に「慶喜を備前藩へ御預け仰付けらる。」といへる一條あるより、鐵太郎

「臣として主人を他人の手に渡すことは忍びざる所なれば、再度の御詮議を仰ぎ候。」

とて涙を揮つて論諍しければ、隆盛大に感じ、

「某いかやうにも徳川公の御爲を計らひ申すべし。」
といふ。此の言を聞いて鐵太郎厚く禮を述べ立歸れり。

勝安房との會見

兎角する中に、三道の官軍は犇々と江戸へ押寄せ、

隆盛は東海道の本隊を率ゐて池上に陣取り、東山道の先鋒は板橋より新宿にかけて陣取り、北陸道の諸隊は千住に陣取り、三月十五日を以て江戸城の總攻撃と宣言す。

されば徳川氏の臣下は、主人慶喜の恭順を憤慨して官軍に敵對せんとするもあり、江戸を去つて奥羽地方へ脱走するもあり、市民は江戸の地が今にも修羅の巷に變ぜんかと思ひ、難を四方に避くるもあつて、其の混亂名狀すべからず。

勝安房は西郷隆盛の知己なれば、此の時一書を認め、之を隆盛に贈つて會見を求む。隆盛直に承諾せしかば、三月十四日、安房は羽織袴の扮装にて馬に乗り、從者一人召連れて高輪の薩摩屋敷に至れり。案内に従ひ、廣間に通つて暫く待ち居れる處に、隆盛は庭の方より古洋服を着て下駄を履き、彼れの忠僕熊吉を從へ、平氣なる顔にて出で來りぬ。椽側に上りながら

「是れはどうも遅刻いたして失禮仕れり。」

と挨拶しつゝ、座敷に通れり。安房は一禮終りたる後、鐵太郎が駿府にて受取り來りたる命令書に據り、己が意見書を作りたるものを取出して之を隆盛に示し、談判を始めけるが、隆盛は唯「ハイ／＼」といへるのみにて、一々安房のいふ事を信用して、其の間一點の疑惑をも插まず、悉く聽き終つて、最後に

「御話の中には色々むづかしき事も候が、某が、一身にかけて御引受け申すべし。」

といひ、やがて次席に控へ居たる桐野利秋・村田新八等に向ひ、

「明日の總攻撃は、一時見合すにより、其の旨命令せられよ。」

といひたる後は、最早談判に關係したる事は一言もいはず、昔話やら世間話に移つて、大事の目前に横たはり居る事は、露知らざるものゝ如くなれば、流石の安房も其の大度量には驚歎したりとぞ。

又安房が最も感じたるは、此の時隆盛が安房に對する態度なりきといふ。昔こそ安房は幕府の歴々、隆盛は島津家の下臣、其の身分雲泥の差ありたれども、今日は則ち然らず、一方は敗軍の將、一方は官軍の參謀、其の地位全く顛倒しければ、昔の腹愈にいか程威張られても致し方なきに、隆盛はどこまでも幕府の重臣に對する敬禮を失はず、談判の席に臨みたる始より終まで、正しく座して手を膝の上に載せ、安房を呼ぶに「安房様々々々」といひたりとぞ。世人が今に至るまで隆盛を追慕尊敬して止まざるは、かゝる恭謙の徳も其の一つなるべし。

又一つ安房の感じたるは、安房が歸城して談判の模様を話したる時、一同之を聞いて、

「それにて始めて了解せり。先刻城中より四方の様子を眺め居たるに、官軍が各方面より繰り込みける故、さては明日の總攻撃の用意かと思ひ居りしに、一度繰り込みたる官軍が、又々退却せし故、不思議に思ひ居りしが、

談判の結果、西郷が進撃停止の命令を發したる爲、かくは退却せしものなるべく、不審は全く晴れたり。」

といふ。安房之を聞いて大に驚き、隆盛の號令が、瞬間に各方面の兵卒にまで行き渡れるは、全く數萬の兵卒が、平生隆盛の誠意に感じて懐き居る故、其の一呼吸までが、部下數萬の者に響き渡れるものなりとて、大に感じたりといふ。

城請取

西郷隆盛は、三月十四日、高輪の薩摩屋敷に於て、勝安房より差出したる意見書を持つて、駿府の大總督府に至つて詮議に及び、それより西上して京都に至り、廟議を一定して四月三日に池上の本營に立歸り、其の翌日柳原・橋本の兩勅使に従つて、他の參謀と共に江戸城に入り、勅使より降伏條件數箇條を示され、四月十一日を以て城を開け渡すべしと命じければ、舊幕府の參政大久保一翁謹んで御請に及べり。

いよく、十一日とはなりぬ。泰平無事の今日にては、想像も及ばぬ事なが

ら、當時の有様をいへば、官軍は江戸へ繰り込み、肩に錦切を付けて官軍の印とし、戦勝の餘威を振つて市中を濶歩し、血氣に逸る舊幕臣は、之を憤慨して動もすれば衝突せんとする時なれば、一つ間違はゞ忽ち砲火を交へ、江戸市中は灰燼と化し去るべし。かゝる有様なれば、隆盛は安房等と相謀つて無事に城請取を済まさんとて、豫め約束して城内へは一兵をも入れず、たゞ重立ちたる人々のみ立合つて、こゝに城請取の式を爲せり。

此の時隆盛は、素より城請取の一人なりしが、他の人々が應接し居る中、數日の奔走に疲れ果て、善き隙見出したりと思ひけるにや、隅の方にて柱に凭れ掛り、グウ、グウと高擧して眠り居れり。やがて式の終りたる後、

「西郷殿々々々、式が済んで、皆様御歸りに候ぞ。」

と、大久保一翁に呼び覺まされて、目を擦り、立歸れりとぞ。殺氣満々として互に疑懼の念を懷き居る場合に臨み、いかに疲れたればとて、居眠るなどいふことは、虚心坦懐、胸中、一點の邪念もなき大豪の者に、あらずしては爲

いがたき事にて、大久保一翁も後に此の事を人に語り、舌を捲いて驚けりといふ。

敵を疑はず 右の如く江戸城は召上げられ、徳川家は駿州・遠州にて七十萬石を給せられ、小銃一發打出す事もなくして、徳川家の處分片付きたるは、隆盛が天空海潤の大度量に因れること多きに居る。かくて一方は片付きたれども、舊幕臣榎本釜次郎は、降伏を悦ばず、軍艦を率ゐて函館へ脱走し、大鳥圭助は、歩兵を率ゐて奥州へ脱走し、奥羽の諸藩の中には、舊幕府に對する舊誼を思うて、官軍に反抗するもあり、又舊幕臣の中には彰義隊といへる一團隊を組んで、上野に楯籠るもあり。

隆盛は是れまでの大勳功により、廟堂に立つて天下の政權を握るとも、誰れも否む者はあらざりけん。されどもそれ等の事は他の人々に打任せて、自分も相も變らず砲烟彈雨の間に出入して、彰義隊の征討をも爲し、又奥羽の征討にも出陣せり。奥羽の征討は、越後口を受持ち、處々の合戦に偉功を立

てたり。特に隆盛が奥羽諸藩に對する處置振は、徳川家の處分と同一轍にて、誠心誠意を以て之れに接し、一旦降伏したる者は、寸分も疑ふ所なく、謂はゆる「赤心を推して人の腹中に置く。」といへる有様なれば、奥羽の諸侯は、敵ながらも隆盛の男らしき振舞に感ぜぬ者はなかりきとぞ。其の一例を擧ぐれば、出羽の庄内の降伏しける時、いづこも同じ習にて、君侯は降伏しても、藩士の中には不平の者あり、いつ反旗を翻さずともいひがたし。官軍の人々之を氣遣ひけるに、隆盛は

「武士が兜を脱いで降伏したる時は、後をも顧るものにあらず。」

とて、こゝを引揚げ、ズン／＼前へ進み、

「若し再び起らばまた來べし。」

といひたりといふ。

故山に歸臥す 奥羽の地は程なく平定して、官軍凱旋するに及び、天下の人望は隆盛の一身に集り、隆盛は廟堂に立つて天下の政權を總攬すべしと思ひしに、忽然として故山に歸臥せしかば、世人は益、其の高潔なる舉動を欽慕せり。

朝廷にては維新の功勞を思召して、それ／＼に恩賞を與へ給ひ、隆盛は維新の元勳たるを以て、特に賞典祿二千石を下賜せられ、正三位に叙し給へり。然るに隆盛は維新の大業は、一人の能く爲し得たる事にあらず、従つて吾れ一人かゝる大祿を受くべきにあらずとて、再三之を辭退し、位階をも辭退しけるが、いづれも御許容あらざりき。

隆盛は故山に歸れる後、武村に居住し、或は鋤鋤とつて田畑を耕し、或は獵犬を牽いて山に獵し、優游として閑日月を送れり。されども函館の亂平がざる時は、直に兵を率ゐて戰場に臨み、又政府にて政治上の大改革など爲す時には、いつも召されて上京し、極めて困難なる事柄にても、例の大度量大決斷を以て、一言の下に之を處理せり。

無頓着

隆盛は、名利などいふ事、露程も念頭にあらざれば、随つて衣食

住の如きも實に無頓着のものなり。戦争も既に終つて、世は泰平の御代と爲り、貴顯紳士は、追々邸宅など飾り始めたるに、隆盛は則ち然らず。其の一時東京に居住しける時、身は陸軍大將にて、月俸五百圓なるに、一か月の家賃僅に三圓、生活費十五圓を出でず。薩摩飛白の短衣を着し、白木綿の兵兒帯を締め、木履を履いてステッキを携へ、市中を歩む狀、宛然たる一個の老書生なりき。毎月受くる俸給は、封のまゝ居間の棚の上に載せ置けば、弟の小兵衛之を持ち出して處々浮れ遊びなどすれども、小言一ついひたる事もなかりきとぞ。

一日久邇宮朝彦親王、從者一人召具せられて、隆盛の家へ臨ませ給ふ事ありき。從者玄關に立つて頻りに案内を乞ひければ、奥の方にて「應」と答へ、カタ〜と音させて歩み來り、破れ障子を引開けて出づる者を見れば、主人の隆盛なり。

「これは宮様」

といひも果てず玄關を飛んで降り、牛の如き大兵にて土間に平伏し、

「サア、こちらへ」

と先へ立つて御案内申上ぐ。宮には呆氣に取られて暫し立止り給ひぬ。それも其の筈、家の内には疊なく、根太板のみなり。

「其のまゝで〜」

とて、隆盛下駄ばきにて先に立ち、宮を居間へ御通し申上げたるが、流石に居間だけは疊ありたりといふ。いかさま是れならば、三圓の家賃にて事足るべし。

是れは又ある夏の事なりしが、時の參議木戸孝允が、ある重要な政務につき、其の屋敷に同僚を集めて會議を開けり。隆盛も勿論出席する筈なりしに、いつまで待てども來らず。孝允氣を揉んで使者を遣はせり。使者來つて見れば、隆盛は裸にて字を書き居るより、

「至急御來臨を願ひ候。」

といふ。隆盛

「委細承知いたした。」

とは答へけるが、相も變らず字を書いて、止むべしとも見えざりければ、催促に及びけるに、

「夕景まで御待ち下され。」

といふ。使者大に驚き、主人の急ぎ居る事をいへば、

「實は今日たゞ一枚の着物を洗濯して、それが未だ乾かぬ故、乾かば直に參上すべし。」

といふ。庭先を見れば、果して大なる單衣竹棹に懸つて風に煽られ居れり。

使者歸つてありし事共主人に告げれば、孝允打笑ひ、早速自分の着物持たせて迎にやれり。隆盛も亦笑ひながら其の着物きて孝允の屋敷に來れば、會議は既に終れる跡なりき。隆盛座敷の中央に立開り、たちひだか兩手を左右へ突き出しけるに、恰も子供の着物きたるやうなりければ、一同ドツと打笑ひたりといふ。

食物の如きも質素極るものにて、其の故山に歸つて耕作を事として居りし時などは、多くは芋飯に雪花菜豆腐の汁のみにて、其の生活状態は、農夫と少しも異ならざりきといふ。

征韓論

西郷隆盛が畢生の力を盡したるは、一は王政復古にして、一は對韓問題なりき。前者は既に成就して、後者は明治六年頃より起りぬ。是れより先、朝廷修信使を朝鮮へ遣はされしに、其の書面に、天皇又は詔勅等の文字ありしより、朝鮮にては之を受取らざりき。何故受取らぬかといふに、徳川幕府の時には、將軍自ら大君又は國王と稱して信書を贈答したるに、其の例に異なつて、天皇・詔勅等の文字を用ひたるより、皇帝の稱は、世界中ただ支那に限れるものと思ひ居たる朝鮮人の目には、異様の觀を爲したるならん。且我が國にては百度革つて、衣服の如きも舊制と異なるより、日本は蠻夷の風を學ぶものと思へるならん。又朝鮮は往昔より屢、日本人に征服せ

られければ、且懼れ且怨み居たるならん。是に於てか彼れが、識見の卑きと、暴慢心の募れると、疑懼の念の止まざるとにより、我が眞意を知らずして、寧ろ交際せざるの優れるに若かずと思ひ、かくは拒絶せるならん。

其の後數回使節を遣はして修好を勸めけるが、之れに應ぜずして無禮を加へけるより、征韓論喧然として廟堂の上に起れり。時に西郷隆盛は陸軍大將兼參議にして、桐野利秋・篠原國幹は陸軍少將たり。隆盛太政大臣三條實美公に迫り、論じて曰く、

「朝鮮の無禮は素より惡むべきには候へども、我れ直に師を出して之を征するは穩ならず、宜しく今一度使節を遣はし、諭して其の過を謝せしむべし。彼れ若し頑固にして我が言に従はず、再び我が使節を辱めば、我れ彼れを征するに於て何の不可か候はん。」

と。因つて自ら使節と爲らんことを請ふ。桐野利秋も亦其の副使と爲らんことを請ふ。其の事の極めて重大なるが爲、三條公には屢、内閣會議を開きた

る末、遂に明治六年八月十七日、西郷隆盛を始として板垣退助・江藤新平・後藤象次郎・大木喬任・大隈重信等の諸參議列席の上、隆盛を修好大使として韓國へ遣はす事に一決せり。されど是れより先、朝廷外務卿岩倉具視を右大臣兼特命全權大使と爲し、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文等を副使と爲し、國書を奉じて締盟各國に至り、徳川幕府の時取結べる條約の改正を謀り、併せて外國の制度文物等を觀て、經國の資に供せしめ給ひしが、其の一行近日歸朝あるべきにつき、其の上にて公然發表することゝなせり。

大使歸朝後の論戰

かくて岩倉大使の一行歸朝したる後、同じき年の十月十四日、又々會議を開けり。會する者は三條・岩倉の兩公を始として西郷・大久保・板垣等の諸參議なり。會議の順序として、三條公より前閣議に於る結果の大體を報告せり。其の時岩倉公先づ口を開き、

「修好大使の派遣に就いては、尙熟議を要するものあり。朝鮮の無禮は捨て

置きがたしとはいへ、今大使を遣はして談判せしめば、亂暴なる朝鮮人は、使節を殺すか、或は更に無禮を加ふるか、必ず其の一に出でん。さすれば大使の派遣は、戦争を覺悟の上ならでは叶はぬ事なり。然るに我が國は文化未だ開けず、國力疲弊すれば、此の際宜しく内治を先にすべし。故に大使派遣の説には賛成しがたし。」

と述ぶ。隆盛

「大使派遣の事は、八月十七日の廟議に於て既に決し居れば、今更其の事は是非を論ずべきに候はず。」

と駁す。それより日を累ねて議論を闘はせり。木戸・大久保の諸氏も亦岩倉公と共に内治を先にすべしとの説を爲せり。

兎角する中に、三條公病を以て事を視ること能はず、岩倉公に勅して太政大臣の代理を命ぜらる。それより隆盛は岩倉公・大久保參議と屢、激論しけるが、事遂に成らず。是に於て憤然として職を辭し、郷里に歸りければ、鹿兒

島出身の將士にして、隆盛と意見を同うせし者は、桐野利秋・篠原國幹を始として、皆袖を連ねて職を辭し、隆盛の跡を追うて鹿兒島に歸れり。副島後藤・板垣・江藤の四參議も亦病と稱して職を辭せり。

舊草廬に入る

隆盛職を辭し、飄然として都門を去り、鹿兒島に歸つて、武村なる舊草廬に入れり。隆盛は温泉を好めるより、山川村の鰻の湯に行いて温泉宿に滞在し、日毎に犬を牽いて兎狩に出づ。忠僕熊吉は此の時も始終主人の側に在つて忠實まことかに仕へ居れり。

隆盛は又育英を以て大なる樂の一つと爲したるより、賞典祿の全部を用ひて、城山の麓に學校を設立し、之を本校として更に十三箇所に分校を設け、人材を陶冶す。世に謂はゆる「私學校」とは即ち是れなり。學校の監督は篠原國幹之を掌り、桐野・村田の二人之を補助す。教育の方針は、尊王愛民を以て主眼と爲せり。隆盛は折々學校に臨むに過ぎざりしが、生徒の之を尊敬すること君父の如く、之を親愛すること慈母の如し。されば彼れ等が精神上に

偉大なる感化を及ぼせること幾何なるを知らず。隆盛禮義廉耻心の漸く衰へ行いて、士風の日々に頹廢するを慨き、生徒を訓誡して曰く、

「人に禮義廉耻心なくば、國家を維持すること能はず。上に立つ者下に臨んで利を争ひ、義を忘れて事を行ふ時は、下皆之れに倣うて射利に趨き、卑吝の情日々に長じて、禮義廉耻心地を拂ひ、父子兄弟の間にも金錢を争ひ、相敵視するに至らん。苟も斯の如くんば、何を以て國家を維持せんや。」

と。又隆盛は時々生徒を率ゐて吉野村の原野を開墾し、自ら鋤鋤を取つて耕作せり。

不穩の報告

明治十年一月、農業は間暇となり、獵期は來れるより、隆

盛は例の如く犬を牽いて村田新八と共に狩に出で、鹿兒島より程遠からぬ大根占といへる田舎に行いて宿を取り、こゝに暫く滞在せり。然るにある日弟の小兵衛突然尋ね來て、容易ならざる報告を齎せり。そは「政府が刺客を

鹿兒島に遣はし、西郷隆盛を暗殺せしめんとすといへる風聞高きより、私學校の生徒等非常に憤激して刺客を捕へ、鹿兒島は大騒動なり。」との報告なり。

但し此の暗殺一件は、隆盛の歸國後、鹿兒島の形勢何となく穩ならざるより、川路大警視利良が、部下の薩摩出身の警部中原尙雄・柏田盛文等の十人に内命を傳へ、表面は病氣請暇と披露して鹿兒島に下り、窃に私學校黨の舉動を視察せしめけるに、私學校黨之を疑ひ居る折柄、偶、中原が鹿兒島の友人に話したる話が誤解の種と爲つて、それに枝葉が付いて、遂には暗殺の爲に下りたりといふ事となり、又川路大警視より中原に送つたる電報に「シサツトゲテハヤクカヘレ」とあつて、「視察遂げて」といへるを傳へ聞いて、「刺殺遂げて」と解釋し、それ等を證據として、中原等十人の警部を捕縛し、拷問の末「暗殺の爲、來りたるに相違なし。」といへる口供書を取つて、さてはかゝる大騒動となりたるなりといふ。

隆盛は弟の報告を聞き、「怪しからぬ事なり、尙よく取調べよ。」といへるのみにて、深く氣にも留めずして打過ぎけるが、ある日村田と碁を圍み居る所へ、中島健彦といへる者尋ね来て、差出す書付を見れば、警察署の用紙に認めたる例の口供書なり。隆盛一讀して村田に渡せり。折節又入り來りたるは桐野利秋なり。桐野も中島も皆隆盛を迎に來れるなり。さらばとて隆盛は三人を召連れ、鹿兒島へ歸れる途中にて、私學校の生徒の武装したる一群に出で逢へり。桐野聲を掛け、

「足下等はいづこへ行くか。」

と問へば、一同隆盛の影を見て一禮し、

「先生を御迎に参り候。」

といひ、それより私學校黨が磯の火藥庫へ押寄せ、何千箱といふ彈藥を奪ひ取つたる事を述べ、桐野は之を聞いて大に驚けり。

叛旗を掲ぐ

桐野は鹿兒島へ歸り、其の足にて直に學校に至り、生徒等

の意向を確め、然る後篠原・別府等と評議を凝したる後、武村に來つて是れまでの成行を隆盛に告げ、今は兵を擧ぐるより外に道なき由を説く。隆盛聞き終り、暫し打案じ居たるが、やがて

「然らば貴殿等の思ふがまゝに遣るべし。」

といふ。此の一言にて擧兵の大事は決定せり。それより人々相集り軍議に及びけるが、桐野は先づ熊本鎮臺を襲ひ、それより直に東上せんと主張し、隆盛の弟の小兵衛は、兵を分つて三道より進み、一手は熊本へ押寄せ、一手は肥後より豊後に出で、一手は軍艦に乗じて海路を進み、急に長崎港を奪ふべしと主張す。桐野之を打消し、

「大軍境を出づるからには、正々堂々の陣を用ふべし。奇兵を用ふるは義兵の恥づる所、百姓兵の百萬や二百萬、來らば來れ、只一蹴ひとげりに蹴散して進まんのみ。」

と豪語す。血氣に逸る健兒等、愉快々々として之を賛成す。小兵衛其の席を退

き、

「薩摩武士を潔く戦死せしむるも桐野なるが、薩摩武士を誤らしむるも亦桐野なり。」

とて長大息したりとぞ。

かくて隆盛は私學校黨に推されて武村の宿所を出づ。其の軍勢一萬五千人、政府に尋問する所ありと稱し、新政厚德と記せる大旗を押立て、出陣す。之を率ゆるは音に聞ゆる驍勇絶倫の猛將桐野利秋を始として、篠原國幹・村田新八・永山彌一郎・池上四郎等にして、日向の士族も之れに應じ、熊本の池邊吉十郎等も亦之れに應ず。隆盛は薩摩飛白の筒袖に兵兒帶を締め、陸軍大將の帽子を戴き、一振の長刀を佩ぶ。

出陣は明治十年の二月にて、寒氣厳しく、折節雪はちらく降り出だせり。隆盛は兵隊の後より草鞋がけにて歩を進め、やがて舊主久光の館の前にさしかゝりたる時、恭しく敷石の上に叩頭さ、

「是れが今生の御暇乞にて候。」

とて、暫しは立ちもえあがらざりきといふ。

西南の役　かくて薩軍は大舉して熊本城を取圍めり。熊本城には谷干城楯籠つて、死力を盡して防戦しければ、容易に落ちず、流石に勇敢なる薩軍も攻めあぐめり。

かゝる處に有栖川宮熾仁親王、征討總督に任せられ給ひ、陸軍中將山縣有朋海軍中將川村純義、征討參軍に任せられ、官軍九州へ發向す。賊軍田原坂・山鹿等の天嶮を扼して官軍を邀へ、善く戦ひけるが、兎角する中に田原坂破れ、山鹿守を失ひ、官軍は熊本城と連絡を通ぜり。

賊軍次第に勢を失ひ、遂に追ひ詰められて日向の永井村の一隅に楯籠れば、雲霞の如き官軍十重二十重に之を取圍みたり。隆盛は出陣後凡ての軍務を桐野・篠原等に打任せて、自らは獵銃を肩にかけ、犬を率いて狩をのみ爲し居りしが、此の時も平日の如く兎狩に餘念なかりき。桐野等が味方の重圍

に陥りたる由を告ぐるを聞き、

「どうせ死ぬなら、鹿兒島にて死なばや。」

とて、此の時始めて自ら陣頭に立ちぬ。士氣俄に奮つて、先づ延岡口を破らんとしけるが、包圍堅くして血路を開くこと叶はず。依つて官軍が天嶮を頼んで防備のやゝ薄かりし可愛嶽を打破り、道もなき山又山を晝夜兼行して鹿兒島に歸着し、城山に楯籠る。官軍跡を追うて又々城山を包圍し、激戦數日に涉れり。賊は三重の竹矢來を構へて官軍の突撃を防げば、官軍も亦竹矢來を結び、賊の脱出を防げり。

最期

城山の岩崎谷に二二三の洞穴あつて、其の中やゝ大なるは、當時隆盛を始め桐野等十餘人が最後に潜み居たる所なり。時は明治十年の九月二十四日の午前四時、官軍總攻撃を開始す。激戦一時間の後、さしにも猛き薩摩の健兒等も遂に潰亂して岩崎谷の谷道を、右往左往に奔逸す。時しもあれ東天紫立つて夜は將に明けなんとす。隆盛も今は是れまでなりとや思ひけ

ん、晴の衣装と覺しくて、藍色紬の縞の單衣に、縮緬の兵兒帶を締め、素足に小紋の脚絆を着けて草鞋を穿ち、一本の脇差を落し差にし、山駕籠に乗つて八十人ばかりの猛將勇卒に取圍まれ、谷口に出づ。かくと見たる官軍は、駕籠を目懸けて一齊射撃を浴せたり。此の射撃に逢ひて、護衛の賊兵バタ／＼と打倒され、隆盛も亦股を貫通せらる。傷は中々に重かりしが、自若として眉根一つ翳むる事もなく、從容として駕籠を出で、駕籠の敷物を取させて其の上にとツカと座し、別府新助を麾き、

「もう可からん、やれ。」

といふ。其のいひ振の落ち付き拂へる様、死を視ること歸るが如し。長の歲月先生と尊び、大將と仰ぎたる偉人の永訣を惜み、皆々聲を放つて泣き悲めり。別府新助かくてはならじと氣を勵まし、隆盛の背後に廻り、

「先生、御免。」

といふ聲と共に、一陣の太刀風は、偉人の英魂を天外に吹き拂へり。時に年

五十三。

桐野利秋は、岩崎谷の壘上に胡坐をかいて、下より攻め上る官軍を睥睨しながら、七連發の小銃を發射す。官軍は此の豪膽なる振舞に、度膽を抜かれて近づく者なく、只々遠方より射撃するのみなりき。桐野は雨霰と飛び來る彈丸を物ともせず、味方を激勵し居けるが、一發の彈丸飛び來つて其の額に中り、終に戰死を遂ぐ。別府新助・逸見十郎・太・村田新八・池上四郎等も皆同じ枕に討死せり。篠原國幹は、是れより先、吉次越の戰の時、既に戰死せり。

さても官軍は城山を打破つて賊を平げ、西郷隆盛の遺骸は、慥にそれと認め得たれども、首級はいづこへ匿せるか知れず。手を分つて穿鑿の末、漸く折田正助といへる人の門前の石橋の下より發見せり。五分位に短く刈つたる毬栗頭の鬢髮少し薄くして、丸々と肥え太りたる首級なり。之を山縣參軍の前に出せば、參軍は兩の手にて首級を受取り、慇懃に目禮して、滿腔の敬意を表し、落涙數行に及びけるが、やがて徐に口を開き、

「さても從容たる死様なるかな。」
とて、感歎すること久しかりき。

鹿兒島縣令岩村通俊、官軍に請うて隆盛以下の屍を淨光明寺に埋葬せり。墓所は、城山の東北の高地にして、後は城山に連り、前は遠く江灣を隔て、櫻島に對し、鹿兒島の市街を眼下に見下して、風光明媚の地なり。隆盛の石塔は、其の中央に在つて「西郷隆盛之墓」の六字を彫り付け、桐野篠原以下の墳墓其の左右に連る。

遺族 隆盛の遺族は夫人糸子と男女五人の子となり。長男は菊次郎とて、庶出、次は女子にて、菊次郎と同腹、大山元帥の弟大山誠之助の夫人是れなり。次を寅太郎といひ、即ち隆盛の嗣子なり。次を午次郎といひ、西藏といふ。隆盛は私學校黨に推されて一旦反旗を繯しけるが、聖恩優渥、明治十六年、特に内旨を下して嗣子寅太郎を海外に留學せしめ給ひ、同じき二十二年、帝國憲法の發布に際し、隆盛の罪を赦して正三位を御追贈あらせられ、同じ

き三十五年父の勳功に依り、寅太郎に侯爵を授けて華族に列せしめ給へり。

三四 大久保利通

幼時 薩摩の國は鹿兒島市の西南に當り、一道の清流南下して鹿兒島灣に注ぐものあり、之を甲突川かぶつがわといふ。川に沿うて一區の屋敷町あり、之を加治屋町といふ。戸數僅百餘に過ぎざれども、明治維新の三傑と稱せられたる其の中の二人、西郷・大久保の二傑は、此の町にて産聲を揚げぬ。加之日露の戦役に滿洲軍總司令官たりし大山巖、第一軍司令官たりし黒木爲楨、聯合艦隊司令長官たりし東郷平八郎等の諸將は、皆此の一町内にて誕生せり。實に天下の奇跡と稱すべし。

大久保利通公は、天保元年八月十日に生る。幼名は正助、後に市藏又は一歳と稱し、又利通と改む。其の居宅甲突川の東に在りしを以て甲東と號す。父を次右衛門といひ、母は皆吉氏なり。大久保家は世々薩摩の藩主島津家に仕へて小祿の士族なりき。次右衛門に一男四女あつて、總領は女子、次は公なり。父の次右衛門は子老と號し、資性磊落、夙に勤王の志を懷き、志士と交つて畏敬せらる。

公は幼時父母の教育を受け、後に稻田某に師事し、長ずるに及び、藩の學館聖堂に入つて勉學したり。又武藝は鎗術・柔術・居合等を學び、文武兼ね修めけるが、幼時より常に胃を患ひし爲、十五六歳より數年の間、殆ど武藝を修むること能はず、終には専ら文學のみを修めたり。

公が幼時親しく交りし友は、同郷の西郷隆盛・吉井友實・税所篤等にして、其の中最も親しくして骨肉も及ばざる程なりしは西郷隆盛なり。隆盛は公より三つ年上なり父の次右衛門も深く隆盛を愛し、間暇あれば公と隆盛との兩兒を膝下に招いて、和漢古今の歴史物語などして聞かせたること數ありき。

又公は幼時隨分腕白小僧なりき。腕白小僧は、いづこも同じ事なるが、相

集つて一團を爲し、其の中に必ず一人の大將あり、謂はゆる「餓鬼大將」といふもの、是れなり。公は幼時郷黨に在つて餓鬼大將なりき。薩摩隼人の常として、子供ながらも慄悍剛強、容易に人に屈從せず。然るに公はよく彼れ等を統御して、畏敬せらるゝこと師父の如く、敢て其の言に背く者なかりき。

公は幼より沉重寡黙、剛毅果敢、事に臨んで快刀亂麻を斷つ底の膽識ありき。孟軻いはずや、大人は、其の赤子の心を失はざるものなり。」と。公の一生は、實に此の幼時の稟性を失はずして、益之を擴充し、以て萬事に當り、終始一貫して渝らざりしものなり。

公十五六歳の時、藩の記録所の書役となれり。此の記録所といへるは、藩の圖書館にして、數多の書籍記録類を保存せる所なり。此の記録所の奉行は、隈岡五助とて、六十餘歳の老人なりしが、和漢の學に通じて有徳の君子なりき。公の人と爲りを愛し、常に教訓しければ、公其の厚意に感じ、之れに師事して大に得る所ありき。

孝行

例の御家騒動西郷隆盛の傳にありの時、父の次右衛門は罪を蒙つて鬼界が

島へ流され、公も亦其の役を免ぜられ、一年の間一家悉く禁足を命ぜられぬ。元來大久保家は小祿にてはありたれども、生計に窮する程の事はあらざりしに、かゝる不幸に遭遇しければ、家道俄に不如意となり、公の苦心焦慮いふべからず。親戚の者に依頼して僅ばかりの金錢を借り受け、漸くに其の日の烟を立てたり。されど公は悲惨の境遇にありながら、父の許へは種々日用の品を贈り届けて其の心を慰め、又嫁期の來れる妹共をば、他に縁付くるなど、何くれとなく心配して、父母の心を安んじ、妹共を愛しければ、人皆感歎せざるはなかりきとぞ。

父子の赦免

正義の士が命を捨て、擁護したる齊彬は、嘉永四年二月、

島津家を相續して同じき五月鹿兒島に下れり。齊彬は實に近世の明君なりき。國に就くと共に其の活眼達識を以て、兵備を修め民政を刷新し、教育殖産を勵まし、陋習を破つて、大義名分を明にし、藩内の形勢、忽ちに一變せし

かば、公等の悦べることに限りなく、此の君の御爲にこそと、心竊に期待する所ありき。

かくて嘉永六年五月、公始めて其の謹慎を解かれて仕途に就くことを許され、翌年即ち安政元年七月、父次右衛門も亦其の罪を赦され、鹿兒島に歸れり。

兩雄の交情

公謹慎を解かるゝや否や、隆盛等と相謀つて、藩政改革の意見書を差出せり。齊彬はかね／＼隆盛・利通が有爲の青年なることを知り居たるが、此の建言書を見るに及び、益、望を屬せり。然るに安政五年七月八日、齊彬は鹿兒島に在つて病に罹り、程なく薨去せしかば、一藩の悲痛いふべからず。中にも公と隆盛との失望落膽言語に絶す。

是れより先、隆盛は京阪地方より江戸にまで下り、東西に奔走して國事に盡瘁し居たれば、公も亦幾度か國を出で、共に盡力せんと欲せしが、未だ其の機會を得ず、荏苒として打過ぎぬ。然るに會、安政の大獄起つて、隆盛・月照を鹿兒島に避け、月照は水死し、隆盛は大島に流されたり。公は藩廳が隆盛・月照に對する處置を不快に感じ、憤激しけるが、いかんともすること能はず。

公は、幼時より隆盛と交を結び、兄弟の如き關係なりしに、一朝隆盛は孤島に潜伏する身と爲りしかば、公は便船毎に藩内の事情、諸藩の形勢、公武の關係など、詳細に報告したり。隆盛が孤島にありながら天下の事情に通じ居たるは、全く公の通信に因れるものなり。加之公は通信と共に衣類其の他の品々を調達して之を贈り、又其の留守宅を訪うて家族を慰むるなど、兩雄の交情の深厚なりしは、世に多く其の類を見ざりき。

上京

齊彬の薨去後、異母弟の久光、齊彬の遺言により、己れの子忠義を齊彬の跡目に立て、己れは後見職となれり。久光大に時勢に感ずる所やありけん、兵を率ゐて京都に至り、勅命を奉じて幕府の政治を改革し、朝廷を尊崇せしめて以て公武の調和、國家の統一を謀り、進んで對外の問題に及

ばんと思ひ、先づ公に上京を命ぜり。此の時公は三十二歳にして、實に始めての上京なり。文久元年十二月二十八日、鹿兒島を出發して京都に入り、近衛家に就いて久光の懷抱する經綸策の大意を説きたり。こは近衛家と鳥津家とは、世々姻戚の間柄なるを以てなり。然るに近衛家にては、其の説を容れざるのみならず、反つて久光の上京を止めたれば、公は使命を果すこと叶はずして空しく歸國せり。されど久光は既に上京の手筈定まり居りし事とて、近衛家の不賛成にも拘らず、斷然上京して公武の間に斡旋すべしと決心せり。

久光に扈從す 久光は小松帶刀以下千餘人を率ゐて鹿兒島を出發し、公も亦扈從せり。久光が威風堂々として上京すとの報、四方に聞ゆるや、諸藩の有志者陸續として京阪の間に入込みり。

是れより先、隆盛赦されて大島より歸り、久光の命を受けて、久光に先立つて國を出で、諸藩の有志者を統御しけるが、久光に誤解せられて、隆盛は諸藩の有志者と結托して暴舉を企つものと思はれ、罪を得たれば、公之を聞いて共に刺違へて死なんとせり。此の事は隆盛の傳に詳なれば略す。

近衛家にては、一旦久光の上京を拒みしが、久光押して上京するに及び、諸藩の有志者京阪の間に雲集して、其の勢頗る強大となり、京都の形勢一變せしより、今は反つて久光の上京を希望するに至り、久光が播州に滞在する由を聞いて、急ぎ上京すべしと申送れり。久光乃ち上京して近衛・中山の諸公卿に會して己が持論を述べけるに、諸公卿其の説を容れ、之を奏上せり。孝明天皇之を御嘉納あらせられ、先づ京師に滞在して諸藩の有志共を鎮撫すべしとの勅諭を賜ふ。

寺田屋事件 此の諸藩の有志者の中には、薩藩の有馬新七・柴山愛次郎などいへる過激黨大阪に滞在せり。彼れ等は久光の意見を緩慢なりとし、大舉して京師に入り、先づ所司代酒井忠義等を襲撃して、天下の耳目を一新せんとす。

久光此の事を聞いて大に憂へ、侍臣を遣はして諭しけるが、容易に鎮靜すべくもあらず。依つて更に公に命じ、大阪に至つて説諭せしむ。公有馬・柴山等に會見し、

「畏くも主上には久光公の意見を御嘉納あらせられ、滯京して諸藩の有志共を鎮撫すべしとの勅諭を賜ひぬ。さればこゝ暫くの間、鎮靜して時機の到るを待つに若かず。思ふに諸君が尊王の精神は、日ならずして達することを得ん。」

とて、懇切に諭しけるが、逸りに逸りたる過激黨は、少しも聽き入るべき氣色なし。公重ねて

「事を計るに急激なるは、成功の道にあらず。」

とて、熱心に諭せるより、有馬等や、其の説に服したるものゝ如し。公大に悦び、歸京して其の事を復命す。然るに有馬等は内心より服せしにあらざりしかば、窃に襲撃の準備を爲し、四艘の船舶に分乘して淀川を溯り、伏見の

寺田屋に入れり。

久光之を聞いて奈良原繁・大山綱良等を遣はして又々説諭せしむ。奈良原等寺田屋に至り、有馬以下の人々を諭しけるが、激論の末遂に争鬭と爲り、有馬・柴山等死し、奈良原等負傷す。奈良原等漸く諭して其の他の諸士を率ゐて歸京す。公其の顛末を聞いて、之を久光に上陳しければ、久光是れ等の過激黨に歸國を命じて、一先づ鎮靜せり。されども是れよりして諸藩の有志者は、薩藩を見限り、長藩に依つて其の目的を達せんとせり。

勅使の下向 抑、勅命を奉じて幕府の政治を改革し、以て公武の一和を計らんとするは、久光の持論にして、又公等が主張する所なりき。其の説終に行はれて、久光は勅使大原三位重徳に従ひて江戸へ下向し、公も亦久光に扈從せり。勅使江戸に着いて將軍家茂に勅命を傳へ、速に奉行すべき事を命ず。初は容易に従はざりしが、公等勅使に強硬の態度を取つて臨まるべしと勧めしより、幕府は止むを得ず勅命を奉行することゝなりしかば、公等は多

年の宿志のやゝ行はれけるを見て大に悦べり。

生麥事件 文久二年八月二十一日、公久光に従つて江戸を出發し、歸途生麥ナマセに到りける時、こゝに端なくも一大事件出來せり。そをいかにといふに、此の日遇、英國人男二人女一人、馬に乗つて久光の一行に出で會ひけるが、彼れ等は馬を驅つて久光の行列を横切らんとす。供の侍奈良原喜左衛門等之を見て大に怒り、矢庭に其の一人を斬つて落し、男女二人に手を負はせければ、驚いて逃げ失せたり。

神奈川奉行阿部正外此の變報に接して大に驚き、使者を程が谷に走らせ、犯人の判明するまで、久光の其の地に滞在せられんことを求む。久光之れに答へて、「加害者は前年本藩を脱走せし足輕岡野といふ者にして、既に其の搜索に着手し、又其の旨を幕府へ届け置きたれば、敢て滞在する必要なし。」とて、遂に京師へ歸れり。勅使大原三位は一日後れて江戸を出發し、歸京して直に復命せり。

薩藩英艦と戦ふ

英國公使此の變事を聞いて大に怒り、幕府より償

金四十五萬弗、薩藩より撫恤金十萬弗と下手人とを得ん事を要求す。久光之を聞き、朝廷に御暇を願ひ、公等を従へて歸國し、戦備に汲々たり。

幕府は英國公使の要求に應じて償金を出したれば、公使は薩藩も要求に應ずべしと思ひしに、其の事なかりしかば、文久三年七月二十二日、英國東洋艦隊司令長官キューパー提督、七隻の艦隊を率ゐ、代理公使ジョーンニキール之れに搭乗し、横濱を抜錨して薩摩に向ひ、二十七日に鹿兒島灣の入口なる山川の沖に至り、それより舳艫相銜んで灣内に進入し、谷山郷の沖に碇泊せり。翌二十八日、更に進んで鹿兒島の海岸を距ること十餘町の沖に碇泊す。豫て期したる事なれば、藩士の面々處々の砲臺を守り、命令一たび下らば、直に打出ださんと構へたり。

先づ薩藩の軍役奉行折田平八・伊地知正治等旗艦に就いて來意を問へば、代理公使は下手人・撫恤金を要求し、今より二十四時間を限り、諾否の確答

あるべしと迫る。薩藩要求に應じがたき旨を答へければ、英艦薩藩の汽船三隻を捕獲す。

此の時公は、入つては則ち久光忠義の帷幄に參與して謀議を凝らし、出で、は則ち處々の砲臺を巡見し、將士を勵まし居たるが、三隻の汽船掠奪せられたりとの報に接し、今は是れまでなりとて、敵艦の砲撃を主張す。各砲臺の將士も眼前藩の汽船が捕獲せられて引かれ行くを見て、憤慨の情禁ずる能はず、號令遲しと待ち構へ居りしに、「撃て」との號令下りしかば、「それッ」といふより早く各砲臺より一度にドツと打出だせり。敵艦も豫ねて期したる事にはあれど、俄に砲撃せられて度を失ひ、一隻の軍艦の如きは、碇を引揚ぐる暇もなく、鎖を切つて行動したり。

此の時風雨激しく、逆浪天を衝いて、艦隊の行動自由を缺く。キューパー提督捕獲したる汽船を撃沈して、單縦陣を作り、各砲臺と對戦す。各砲臺は旗艦を目懸けて一齊に發砲しければ、彈丸雨注して、艦長以下死傷甚だ多かりき。夜に入り兩軍共に發砲を止め、翌日又々交戦せしが、敵艦終に南方をさして退却す。此の戦兩軍共に損害ありしが、薩藩は死者十人、負傷者十一人に過ぎざりしに、英艦隊は死者十三人、負傷者五十人、特に旗艦の艦長以下將校の戦死したる者ありき。薩藩は戦争終ると共に直に急使を走らせ、其の顛末を朝廷及び幕府に報告せしむ。是れよりして薩藩の勇名益々天下に顯れたり。

其の後公は、久光の内命を奉じて江戸に下向し、重野安繹等を助けて英國公使と談判を開かしめ、遂に撫恤金だけを出して平和に局を結べり。

藩政の改革 薩藩は英國との戦争にて、彼れが武器の精銳なるに驚きしが、其の新智識を取つて、他日國家の用に應ぜざるべからずとは、公が早くも着眼せし所なり。久光も亦此の意見なりしかば、公に命じて武器の改良を計らしむると共に諸般の改革を行はしむ。

此の頃薩藩には砲術の師範家數人あつて、各其の流派に依つて教授しけ

るが、いづれも舊式にて、今日の實用に適せず。依つて公は直に砲術研究の爲、有爲の青年を選抜して江戸に留學せしむ。其の選に當りたるは、黒田清隆・大山巖等なり。彼れ等は江戸に出て、江川の塾に入り、勉強せり。又此の時村田勇右衛門經芳は、武器の獨立を期し、元込銃を製造せんとして、苦心焦慮し、ほゞ其の考案の立ちたる後、建白書を認めて之を公に謀れり。公大に賛成して、其の建白書を久光に見せけるに、久光も亦大に賛成して一挺の元込銃を製造せしむ。銃の成りたる後、舊式の師範家と共に互に新舊の銃を取つて試撃せしめけるに、發射の迅速なるはいふも更なり、貫通力といひ、着弾の確實といひ、いづれも舊式は遠く新式に及ばざりしかば、各師範家も始めて其の精銳なるに服したりといふ。

其の後村田は公の盡力に依つて、大に元込銃の製造に取掛れり。然るに程なく戊辰の戦争と爲つて、一時其の業を中止せしが、村田の熱心は終始渝らず、王政維新後、自ら請うて兵學寮附と爲り、尋いで造兵司今の砲兵工廠兼務と爲

り、遂に一挺の元込銃を完成して多年の宿志を遂げたり。明治十三年、此の元込銃が、いよゞ我が國の軍銃と定まれるに及び、村田は其の銃を携へて青山墓地に至り、公の墓前に供へて、其の庇蔭に依り、宿志を遂げたることを感謝したりといふ。されば公が元治年間に、砲術を改革したる餘功は、延いて明治年代にまで及びたりといふべし。

劍道も亦數多の師範家あつて、各其の流派を守り居たるが、公之を憂へ、かくては形式に流れて實戰に益なしとして、各師範家に諭して其の門弟を率ゐて廣場に集會せしめ、一團と爲つて互に其の技を闘はせられたれば、是れより各派共に彼我の長短優劣を知り、大に悟る所あつて、著く進歩したりとぞ。

これのみならず歐米の新智識を取つて、之を我が國に應用するは、今日の急務なりと思ひ、久光の許を得て、開成所といへる學校を新設して、蘭學者・英學者を聘し、これが教師と爲して學生を養ひ、又其の學生中より俊材を選んで英國に留學せしめたり。鮫島尙信・森有禮等十人其の選に當り、此の外

に寺島宗則・五代友厚の兩氏も學生と共に洋行せり。

又公は英國との戦争以來、海軍の必要を感じたれば、是れも亦久光の許を得て、學生を選抜し、勝安房が設立したる兵庫の海軍練習所に入學せしめ、藩地に於ても海軍の練習を開始し、當時有名なりし中濱萬次郎を聘して其の教師と爲したり。

時勢の變遷 以上述べたる所は、天保元年より文久三年まで、三十四年間、公の經歷せる事蹟の主要なるが、是れより明治の初年に至るまで四五十年の時勢の變遷は、甚だ複雑にして、一々縷述するも煩しければ、今其の概略を述べんに、初め攘夷論の盛なりし時、長州藩皇居守衛の任を命ぜられ居りしに、朝議一變して其の任を解かれしより、長州藩之を遺憾として、元治元年七月、多人數入京して薩摩・會津等の諸藩の兵に拒まれ、遂に戦端を開いて撃退せられ、其の翌月、徳川幕府奏請して長州を征伐す。此の月長州藩にては、下の關にて英・佛・米・蘭四箇國の聯合艦隊と砲火を交へ、同じき十一

月には長州藩幕軍に降伏して其の罪を謝す。然るに長州藩士の中に、降伏を喜ばざる者あつて、亂を起しければ、將軍家茂自ら大阪に至り、慶應二年六月、幕軍再び長州境に逼りしが、戦利あらず、兎角する中に將軍家茂薨じて、徳川慶喜征夷大將軍に任ぜられ、同じき年の十二月に孝明天皇崩御あらせられ、同じき三年正月、明治天皇御踐祚あらせられ、其の十月には徳川慶喜大政を奉還し、其の十二月には王政復古の大令を天下に發し給ひ、翌明治元年正月には、鳥羽伏見の一戦と爲り、官軍大勝利なりき。是れ則ち文久三年頃より明治の初年まで、時勢の變遷の大要にして、此の變遷の原動力ともいふべきものは、薩・長諸藩の有志者即ち公等が東奔西走して王事に盡瘁したる結果に外ならず。

遷都の議 一日有栖川宮熾仁親王公を召させらる。此の時、朝廷にては鳥羽伏見の一戦後、官制を定められて、宮は太政官總裁にして、公は總裁局の顧問たり。公召に應じて直に參殿しければ、宮は公を御側近く召させら

れ、

「卿等多年皇室の爲に盡力して、遂に今日の盛運を見るに至れり。聖上にも御満足に思召され、予も亦大に悦ぶ所なり。されども前途猶遼遠なれば、更に卿等に御依頼あらせらる。今後益々奮勵して皇國の御爲に努力あらんことを望む。」

とのたまひ、猶將來の國是につき、意見を求めさせらる。公謹んで對へ奉りけるやう、

「委細は同僚とも熟議の上、改めて言上仕るべしと雖も、聊か臣が見る所を言上仕らん。時勢の變遷に應じ、御英斷あつて今日此の御盛運に至れるは、皇室の御爲に賀し奉る所なれども、古より一時の小成に安んじて、大謀を亂し、例少からず。されば此の際今一層御英斷あつて、御親征あらせられん事こそ望ましく候へ。それについては先づ大阪に行幸あつて、彼地に行在所を置かせられ給ふこと、今日の急務と存じ候。」

と憚る所もなく言上せり。

京都は、桓武天皇の延暦年間、都をこゝに遷し給ひしより一千餘年間の帝都なり。然るに公は王政維新の大業を遂げて、政を天下に行はんとするに、京都は規模狭小にして、不便少からざるが上に、天下の耳目を一新して、皇威の赫々たるを四海に示すは、遷都より善きはなしと思ひしが、かゝる大改革は、容易に行はるべきにあらざれば、先づ大阪の行幸・行在所を提議して、然る後徐に遷都の建議を爲さんとは爲したるなり。此の遷都の事については、其の後朝廷に於ても屢々會議を開かせられて、大議論の末、終に都を江戸へ遷させらるゝ事となれり。場所こそ違へ、公が遷都の大主眼は行はれたるなり。

政治上の功績

西郷隆盛は、官軍の參謀と爲つて軍事上に大功績ありしが、公は朝に立つて政治上に大功績ありき。遷都の大事業を始として、版籍の奉還、官制の改革、論功行賞、さては廢藩置縣等、凡そ政治上の大問題

は、例の剛毅果敢、快刀亂麻を斷つ底の大膽識を以て、片端より決行して、着功を奏せり。當時朝廷には、多士濟々、各腕を振つて事に當り、終に明治の新天地を開拓したりとはいへ、政府の實權を握つて、是れ等の多士を統御したる者は、實に大久保利通公なり。

歐米へ派遣せらる

右大臣岩倉具視公特命全權大使と爲り、參議木

戸孝允・工部大輔伊藤博文等副使と爲つて、歐米諸國へ派遣せられし時、公は大藏卿にて、亦副使の一人と爲り、明治四年十一月十二日、横濱を解纜せり。十二月六日、米國桑港に着して官民の歓迎を受け、それよりワシントン府に至り、岩倉大使以下各副使は大統領に謁見して國書を提出し、それより處々を見物して英國に渡り、こゝにても皇帝に謁見して國書を捧呈し、それより佛蘭西・白耳義・和蘭を経て獨逸に至り、皆英米に於けるが如き手續を終へて、最後に有名なる豪傑ビスマルクに會見せり。ビスマルクは岩倉大使以下公等を招待して晚餐を供し、普國が今日の盛況に至りし歴史を語り、列強

の頼むに足らずして、自強自衛の必要なる所以を詳述せり。是れビスマルクが、獨逸聯邦の大宰相として歐洲に雄飛せし時にして、こゝちらは東洋の新興國日本の政治家たり豪傑たる岩倉・大久保・木戸等の諸名士なり。話す者も聽く者も、共に同じやうなる經歷を履んで、こゝに一堂の内に相會せるなれば、其の感想果していかんぞや。亦以て千古の奇遇といふべし。

此の時我が國にては、樺太問題、臺灣事件、征韓論の如き對外問題續出しければ、政府は公と木戸との歸朝を促せり。公本邦の形勢を聞いて大に憂慮し、乃ち岩倉大使の一行と別れて佛國に戻り、マルセーユより出帆して、明治六年五月二十六日に歸朝せり。木戸も續いて歸朝し、岩倉大使の一行は、露西亞・丁抹・瑞典・那威・伊太利・澳太利・瑞西等の諸國を巡回して同じき年の九月十三日に歸朝せり。

征韓論

公歸朝して隆盛が對韓の意見を聞けば、表面は使節を遣はして、彼れをして謝罪せしめんといふにあれども、其の實隆盛が自ら使節たら

んことを請ふものは、一身を抛つて討伐すべき名義を作らんとするものゝ如し。されど國家の將來は、隆盛の聲望に期待する所のもの極めて多きに、若し使して命を損すこともあらば、國家の不幸これより大なるはなく、且我が國は百事革新の際にて、前途甚だ遼遠なれば、先づ内治を先にして、國家富強の基礎を確立するが、今日の急務にして、韓國に對し事を醸すが如きは、其の時期にあらずと思へり。依つて公は屢、隆盛と議論して、其の意見を中止せしめんと欲せしが、決心堅くして聽き入るべくもあらず。以上は公が私を以て隆盛の意見を中止せしめんと計りたるものにて、いはゞ友誼上の忠告に過ぎず。

兎角する中に岩倉大使歸朝せり。隆盛はかねて三條公より岩倉大使歸朝の後、使節派遣の事を發表すべしと諭され居れば、大使の歸朝と共に之を迫り。三條公岩倉公に此の事を謀りけるに、かゝる大事は大久保を入閣せしめて、木戸等と共に協議せしめざるべからずといふ。そは當時公は大藏卿にして、參議の職にあらざればなり。三條公此の議に同意して、共々に公に入閣を勧めけるが、公其の勸に従はず。何故従はぬかといふに、此の時三條公を始め、閣員の多數は、既に隆盛の意見に従つて使節の派遣に決し、又隆盛は頑として己れが忠告を容れざれば、之を公にしては、廟堂に立つて正々堂堂と論ずるには、先づ三條岩倉兩公の決心を見定めたる上ならでは、容易に陣頭に立ちがたく、又之を私にしては肉親の兄弟にも優る隆盛を敵として評論し、其の結果いかなる事になりゆくかも測られず、それこれを思ひ合して、さては容易に其の勸に従はざりしものと見ゆ。

此の時木戸は偶、病氣にて引籠り中なれば、三條岩倉の兩公は、是非とも公を入閣せしめて、隆盛に當らしめざるべからずとて、伊藤博文・黒田清隆等と相謀つて、使節の派遣は、一時中止すべしといへる兩公署名の書を公に贈つて、熱心に就任を勧めければ、是に於て公も始めて入閣を承諾せり。果せるかな、入閣して隆盛と對峙するに及び、其の議協はず、隆盛は冠を挂